

# 平成28年山形村議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成28年3月10日（木曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（11名）

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 番 大 池 俊 子 君  | 3 番 新 居 禎 三 君    |
| 5 番 小 林 武 司 君  | 6 番 籠 田 利 男 君    |
| 7 番 増 澤 武 志 君  | 8 番 大 月 民 夫 君    |
| 9 番 西 牧 一 敏 君  | 10 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 11 番 赤 羽 千 秋 君 | 12 番 三 澤 一 男 君   |
| 13 番 平 沢 恒 雄 君 |                  |

欠席議員（1名）

2 番 上 条 浩 堂 君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                  |         |                  |        |
|------------------|---------|------------------|--------|
| 村 長              | 百瀬 久 君  | 副 村 長            | 中村俊春 君 |
| 教 育 長            | 山口隆也 君  | 会 計 管 理 者        | 住吉 誠 君 |
| 総 務 課 長          | 住吉 誠 君  | 住 民 課 長          | 青沼永二 君 |
| 保 健 福 祉<br>課 長   | 塩原美智代 君 | 子 育 て<br>支 援 課 長 | 小林好子 君 |
| 保 育 園 長          | 百瀬 清 君  | 産 業 振 興<br>課 長   | 赤羽孝之 君 |
| 建 設 水 道<br>課 長   | 旗町通憲 君  | 教 育 次 長          | 上條憲治 君 |
| 総 務 課<br>財 政 係 長 | 村田鋭太 君  |                  |        |

---

事務局職員出席者

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 籠田佐知子 君 | 書 記 | 神通川直美 君 |
|------|---------|-----|---------|

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

明日3月11日は東日本大震災が発生して5年目の日を迎えるわけでありますが、最近、テレビ、新聞等で報道を見るにつけ、1日も早い復興回復を山形村議会としてもお願いするところでもあります。

本日は上条浩堂議員が欠席のほか、全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者から欠席届が提出されております。篠原税務課長は公務のため、欠席です。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、3番・新居禎三議員を指名します。

---



◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

---

◇ 大池俊子君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「「雨氷」被害について」を質問をしてください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問したいと思います。

まず初めに、雨氷被害について。質問を始める前に、今回の雨氷により被害を受けた方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは質問に入ります。去る1月29日発生した雨氷は、清水高原でも氷の柱となって樹木や枝に張りついて、平成10年に起きた雨氷とは比べ物にならないほど大規模な被害となりました。標高900から1,200メートルの帯状に被害は大きく、宿泊施設や別荘では停電、断水、倒木などで39人が一時孤立状態となりました。倒木による道路の寸断、あの頑丈な電柱さえ折れています。電線の切断による停電、清水簡水の断水、別荘やスカイランドきよみず、清水寺管理棟のボイラーの故障など、そして高原一帯の倒木被害は甚大なものであります。しかし、別荘に暮らす人たちの敏速な対応や判断によって、また、宿泊施設での泊り客がありましたが、暖房の効かない中、食料の少ない中、1人の病人、けが人も出なかったことは本当に不幸中の幸いでありました。

それでは質問に入ります。1つ目に、雨氷の被害状況は。2つ目に、スカイランドきよみずのボイラーの復旧、再稼働はいつごろになるか。指定管理者との協議はどのようにされたか。3つ目に、国などから災害補償、補助事業はあるか。4つ目に、別

荘の住む方へのお見舞いや説明などされたか。5つ目に、道路、山林の復旧の見通し、計画はどうなっていますか。村有林、区有林、また個人の実態など、お聞きしたいと思います。

これで1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） おはようございます。本日の一般質問に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。先日の春爛漫のような暖かさから、きょうは雪の朝であります。本当に寒暖の差が大きな陽気で、世の中の激動の状況のような変化であります。東日本大震災は明日で5年を迎えますが、復興が遅れていると聞いております。仮設での生活をされています皆様には、この寒さが一層つらいことと思い、ぜひ1日も早くの復興を願っております。

さて、本日の一般質問を受けるに当たり、天は一面に白いキャンバスをつくっていただきました。初心に帰り、日本一明るく元気な村づくり、百瀬村政最後の仕上げを議員の皆様の質問を受けながら、行政の運営をしていきたいと思っております。本日はよろしく申し上げます。

それでは質問1番、大池俊子議員の質問にお答えします。質問事項は雨氷被害についての質問でございます。

今回の3月村議会定例会において、1月29日発生の雨氷による清水高原倒木被害に係る一般質問は、大池俊子議員、西牧一敏議員、竹野入恒夫議員、小林武司議員の4人の議員がされておりますが、重複をする事項については、この答弁のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目のご質問の「雨氷の被害状況は」であります。清水高原倒木災害は清水高原一帯が約40時間にわたり孤立状態になるという、過去に前例のない災害となりました。庁舎内に災害対策本部を設置して、刻々と変わる現場の状況を把握しながら、一刻も早い孤立解消を目指しました。季節は極寒の真冬でありました。倒木による停電で、暖房もない中で、スカイランドきよみず関係者の臨機応変な対応によって、宿泊者や別荘滞在者に人的被害が出なかったことは何よりであります。ご尽力をいただいた関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

道路の被害につきましては、倒木によるガードレールの破損はまだ雪で隠れている

カ所もありますが、現段階では100メートル余り、カーブミラーの破損が2カ所、それから警戒標識破損1カ所を確認しており、被害額は170万円ほどであります。

清水簡水では、停電により1月30日から4日にわたり断水しました。別荘内の水道管そのものの破損はありませんでしたが、この停電の影響で別荘の給湯器の破損が6件ありました。このほか浄水場のフェンスの破損、取水口までの管理道路の倒木、取水口のフェンスの破損等で90万円の被害額であります。

森林及び林道の被害状況ですが、村内の雨氷による倒木面積は、2月末の時点でおよそ53ヘクタールであります。村の森林総面積が1,276ヘクタールですので、その4.1%に当たります。

倒木森林の種類ですが、カラマツ、アカマツが91%を占め、残り9%は杉となっています。樹齢は10年から22年であります。また、所有者別には、村と県の所有者が48ヘクタール、個人所有が5ヘクタールとなっています。この被害面積の調査は主にヘリコプターによる上空からの目視のため、今後、被害面積がさらに増えることが予想されます。

林道につきましては、主要な4路線、大池線、堂ヶ入線、横吹1号線、本沢線については現地調査を実施しております。各路線とも倒木が多く、また、根元から倒れており、部分的に路肩が崩壊している箇所も見受けられます。総延長で14.3キロメートル、復旧に要する経費は概算で1,500万円から2,000万円が見込まれています。その他の林道5線については、今後の現地調査により確認をします。

別荘であります。別荘管理組合で2月2日、3日の2日間かけて家屋点検を実施しています。家屋の中までの調査はしていませんが、外からの目視では建物内部まで損傷した被害はなく、折れた木が家屋の屋根等に当たっている程度の被害が14棟ありました。

スカイランドきよみずの被害であります。1月29日の午後6時ごろから中部電力の発電車で仮復旧した31日午後3時30分までの間が停電をしました。さらに、停電により浄水場の機能が停止したため、飲料水の使用が制限されましたので、30日の午後にはヘリコプターにより飲料水、毛布、石油ストーブなどの物資を空輸しました。幸い、ガスは使用できましたので、宿泊者へ温かい食事が提供できました。なお、ボイラーの破損につきましては、想定外のものであります。

清水寺の被害状況ですが、本堂南の桑の木や管理棟東側の桜の木などの樹木の枝が折れました。管理棟施設では、水道管やボイラーなどが凍結により損傷しました。N

TTの電話回線は、停電時用の非常回線が使用できましたので、災害対策本部との連絡には不都合はありませんでした。

その他の被害につきましては、村の公用車が2台損壊する被害がありました。また、浄水施設のろ過地のフェンスの破損、取水口周辺の倒木とフェンスの破損などの被害がありました。

次に、2番目の質問であります。「スカイランドきよみずのボイラーの復旧、再稼働と指定管理者との協議は」であります。ボイラーの破損についてはお湯を循環させる配管が破損しておりまして、修理は不可能とのことで、ボイラーの取り換えが必要となっております。ボイラーの破損に加えて、営業休止による予約者のキャンセルや人件費など、指定管理者に被害総額の精査をお願いしているところであります。復旧、再稼働につきましては、指定管理者と協議をしながら復旧の準備を進めておりまして、4月1日の営業再開を目標としています。

次に、3番目の質問の「災害補償、補助事業はあるか」であります。森林については国による森林保険制度もありますが、加入はしていません。また、森林と復旧に対する補助事業ですが、災害による補助事業の認定は難しく、一般の補助事業の中で補助率70%程度の事業が適用となると考えています。

スカイランドきよみずのボイラーの破損などに係る災害補償につきましては、倒木災害による停電がきっかけで起きた間接的な事象でありまして、補償の対象となるか確認中であります。災害対策について、国、県と相談、協議の上、支援要望しながら、補助等が可能な事業は積極的に取り入れていきたいと考えています。

次に、4番目の質問の「別荘の住人への見舞い、説明は」であります。村では住人への見舞いは行っていません。別荘管理組合で家屋所有者全戸に被害発生状況と点検をした結果についてお知らせをしています。

次に、5番目の質問の「道路、山林復旧の見通し、計画は」であります。観光道路につきましては、現在、支障木の撤去作業を行っておりますが、3月中旬くらいには作業完了の見込みです。被害森林については、現地調査により全体の被害状況の把握と緊急対応を要する箇所については県とも相談した上で、早急に対応したいと考えています。また、林道については、水道の取水管理で使用する区間については早急に復旧し、その他、主要な林道についても倒木の除去と危険箇所の整備を含め、早い時期に通行できるように実施したいと考えております。

以上、第1回目の質問に答えます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1つ目の質問については細かな説明で、大体わかりました。

2つ目の質問の中で、指定管理者との今、精査をお願いして、4月1日からの営業再開までにとのことでしたが、この指定管理者との基本協定の中に、第34条に「不可抗力の発生の起因に関しては」という項があります。その中に、不可抗力の発生に起因して、村、甲に損害費用などが発生したときは当該費用などについては合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙、指定管理者ですが、付保した保険により補填された全額相当分については甲の負担に含まないものとする。それから4に、不可抗力の発生に起因して甲に損害費用などが発生したときは、当該費用などについては甲が負担するものとする、という条項があります。発生したのが1月で、今年度中に精査をお願いしているということですが、今年度中に協議というのは行う予定があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただ今の質問に答弁願います。住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 指定管理者とは、一度村、のほうに来ていただいた中で、様子等とかご意向等を伺っております。

その中で、先ほど村長が答弁に述べましたように、どの程度の、いろいろな種類の損害とか被害があると思いますので、とにかく挙げてもらった中で村としてやむを得ないというものについてはそれぞれまた村と指定管理者と協議した中で決めていきたいというようなことで申してありまして、とにかく4月1日オープンを目指しているということで、3月31日までにどのようなものが発生するかというのを、現在、指定管理者のほうで精査中でございます。それで、あと、村のほうと協議した中で、もし指定管理者のほうに村から支出するようなものがあるものについては、28年度の予算の中に計上した中でご説明していきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 少し指定管理者との中でちょっとお聞きしたり、報道のところを見ましても、200人のキャンセル、その中には個人は了解を得ても、なかなか団体に関しては大変だったというお話も聞いています。休業も結局は3月いっぱいになります。その間の維持管理、それからその間の休業する社員とか従業員の人たちの補償など、いろいろなものが発生してくると思います。それにスカイランドきよみずの棟とか別荘、宿泊施設の関係もたくさん出てくると思うのですが、この公表は4月以降になるというのですが、それは、話し合いは3月の中では行う予定が、大

体の全体像というのは3月いっぱいぐらいで出る見通しがあるのかどうか。その話し合いが持たれるかどうかをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在、指定管理者のほうで取りまとめ最中ですので、いつそれが取りまとめた中で村のほうに提出されるかによりますので、時期についてははっきりしたことは言えませんし、どのようなものがあるかというの現在ではこちらのほうでは全く把握しておりません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） では、2番目の質問については了解しました。

それから、別荘の人たちにも少しお聞きしました。その中で、やはり平成10年の雨氷の場合のときは2軒の家が被害に遭って、そのときはあまり大したことなくて、今回は今までと違うというのを直感的にわかって、連絡のつく方は何軒かはもう下へ降りて、ホテルとかいろいろなところへ泊まったということで、その間にもやはり別荘、自分たちの住んでいるところが心配で、毎日見に行っていて、いろいろな、停電に対してとか、断水とか、いろいろなところの情報を聞きながら対応していったというお話を聞きました。昨年の暮れに、やはり道路の中で非常に回りが危険だということで木を切ってもらった、300本くらいですか。そのことによって非常に助かったというお話も伺いました。

それで、先ほどあまりお見舞いとかそういうのは考えていないということですが、今でも別荘の人たちはみんなで協力しながら、多分、木を切ったり片付けたりという作業をやっていると思うのですけれども、そういう人たちに対してのいろいろな制度はないにしても、何らかの形でその作業に要する時間、みんなボランティアでやっていると思うのですけれども。それからボイラーも幾つか壊れたというお話もお聞きしましたが、それも全部実費で直しています。村のリフォーム制度も少しは使えるのではないかとということで、対応はしているようではございますけれども、本当にあそこへ住んでいる方たちのいろいろな常日ごろの管理というのは大変なものだと思うのですが、そういう点でも、村でも見舞金の制度があって、火事などではやっているのですが、そういうものに対して対応ができないかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） いろいろな自然災害が発生したような場合でも、被害を受

けた場合なのですけれども、村のほうに災害弔慰金の支給等に関する条例というのがあります。その条例の中に、こういう場合は支給するというで金額等も明示されているわけなのですけれども、今回の自然災害の場合にはちょっとこの該当項目にはないというようなことで、村としてはこの条例上、支給は難しいのではないかとということで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 何もないということではありますが、本当に、気持ちということで、ちょっと考えていっていただけたらと思います。

それから、この3月の補正の中でも災害復旧に対するの予算が載っています。4,530万円余りですが、その中でボイラー、また通行止めのもやまた復旧費、堂ヶ入、また清水寺への復旧費、またその調査のためのドローンを使ってのものとか、入っています。その中で、今年度はこれで何とか対応できると思うのですが、来年について先ほど村長、これから協議しながらということですが、あまり具体的にたくさん載っていなかったようですが、この復旧できる見通しというのですか、それがどの程度に今後できるかどうか、ということが1点。

それから、所有者の方も、非常に自分の山がどういうふうになっているかということとは心配になっていると思います。実際、私も初めの議会に提出された写真なんかを地域で広げたときに、やはりそれを見て、心配だからということで持って行かれて調べた方もいますので、そういう点も含めて、そういう個人の山に対してとか、その被害状況をどのようにその人たちに知らせて、また復旧に対してどのようにしたらよいかという相談とか、そういうのをこれから具体的に計画しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほど村長の答弁にもあったわけですが、復旧に関しては早急はその林道をまず復旧をしていくと。その中で、危険箇所、それから被害区域の全体の把握というのを行っていきたいというふうに考えております。最初の期間という部分でありますけれども、現時点では単独、それから補助事業も含めた中での復旧を想定しておりますので、なるべく早い時期にということしか申し上げられません。

それと、所有者の関係ではありますけれども、これにつきましても、被害森林を把

握した中で、村で把握した中でそれぞれにまたご通知を申し上げた中で、どういう対応をしていくかということとを相談していくというふうには考えておりますので、とりあえずは先ほども言いましたように、林道の復旧、それによりまして全体の被害区域の調査、それから各所有者にご通知を出して相談を受けていくというような流れになりますので、それをなるべく早い時期に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この3月補正の中で、ドローンを使ってというのが入って、ドローンがあるのですが、それは今回通った場合に、いつごろから調査を始めて、大体どのぐらいで全体像はわかるか、見通しがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） どのぐらいの時期にということは詳しくは申し上げられませんけれども、ドローンにつきましては早い時期に、今年度に購入をしまして、来年からもう林道が開通次第、その都度ドローンを使っての調査というふうには考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） わかりました。早い時期での復旧作業をやっていただきたいというのと、それから今まで、今回、カラマツ、アカマツのところ非常に、それがたまたま900メートルから1,200メートルにあったかもしれないのですが、カラマツというのは非常に保水性も悪くて倒れやすいというのが前から言われています。そういう点からも今後、村の森林の保全ということに関して、樹木の種目も含めて長期的な長い目での計画を立てて、山が健全に、なるべく災害が少ない方向でできる方向で考えていってほしいと思います。

もう一つは、今回、別荘の人たちとお話をした中で、本当に山の上に住まれていて、日ごろ、いろいろな面で管理したり、本当に自分たちのボランティアによって管理したりしながら、非常に苦労しているというのがよくわかりました。ぜひこの機に、村のほうでも別荘の人たちの声を聞きながら、あまりお見舞い制度とかいろいろながないようですが、できる限りの援助をしていってほしいと思います。

以上でこの質問は終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、次に質問事項2「子供の貧困対策について」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは2つ目の質問に入りたいと思います。子供の貧困対策について。

2014年8月、ようやく子どもの貧困に関する大綱が閣議決定されました。子どもの貧困は深刻です。子どもの貧困率は2008年は14.3%、2010年は15.7%、2012年は16.3%と増えており、子どもの6人に1人が貧困状態という深刻な状態であり、社会問題になっています。2014年の子育て世帯全国調査では、一人親世帯のうち年収300万円以下が59.9%に達し、貧困率は54.2%と過半数を超えています。無職母子世帯の母親の2人に1人が躁鬱傾向にあるとされています。

そこで、今回取り上げました就学援助は、小中学校の子どもがいる家庭で経済的困難があるときに学校にかかる費用を市区町村が支給する制度です。憲法26条の義務教育は無償に基づいたものです。貧困率とは世帯収入から国民1人1人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合、子どもの貧困率は18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指すといえます。

そこで質問します。1つ目に、山形村での子どもの貧困実態はどうなっていますか。2つ目に、就学援助費支給制度の支給対象を生活保護基準の1.6倍に拡充してはどうでしょうか。現在は1.3倍であります。3つ目に、就学援助の支給を第1回目に入学前の3月に繰り上げはできないでしょうか。入学するときには制服やトレーニングウェア、ランドセルなど、準備品が必要であり、大変多額なお金がかかります。

1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

○教育長（山口隆也君） それでは大池議員の「子供の貧困対策について」のご質問にお答えをいたします。質問の相手が村長と教育長となっていますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えを申し上げます。

まず、「山形村での子どもの貧困実態は」についてですが、貧困の一つの目安として経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に対し援助をしています要保護、準要保護児童就学助成費の山形小学校の就学助成率、就学援助を受けている児童数を全校児童数で割って算出をいたしますが、その推移で見ますと、平成24年度が5.6%、平成25年度が6.3%、平成26年度が6.9%と上昇をしてきたわけ

ですが、平成27年度は5.3%と、経済状況が改善されたためか、減少をいたしました。就学援助率を文部科学省で実施しています就学援助実施状況等調査の調査結果が公表されています、平成25年度で国、県と比較してみますと、山形小学校は全国より9.1%、県より4.6%低くなっています。

次に、「就学援助費支給制度の対象を生活保護基準の1.6倍に拡充は」についてですが、山形村では現在、全国の市町村が最も多く基準としています生活保護基準の1.3倍を基準倍率としていますが、来年度から義務教育の円滑な実施、子育て支援から大池議員が言われる生活保護基準の1.6倍に拡充していきたいと考えております。

次に、「就学援助費の支給を第1回目は入学時の3月に繰り上げてできないか」についてですが、現在の制度は対象となる年度の前年中の所得を基準に対象者が決められていきます。そのため、当該年度の課税所得が確定する6月以降から3回に分けて就学援助費を支給しています。小学校入学前の3月に繰り上げて支給した場合は、前々年中の所得を規準にして見込みで支給することになるため、当該年度の課税所得が確定後に就学援助の対象から外れたり、村外に転出などで返金が生じる場合があります。今後、繰り上げ支給で想定される事務手続や支給方法を実施している市町村を参考にするなどして実施できるかどうかを検討してまいりたいと考えています。

以上で答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 先ほど、引き上げていただくということで、本当によかったと思います。この1.3倍から1.6倍に上げることによって、想定ですが、どれぐらいの児童が増えていくのか、もし予測がつきましたらお願いします。

それから、3番目の質問の就学援助費の支給を第1回目を3月にということですが、これは全国でも今やられているところが少し出てきているようです。私もちょっと調べてみました。下諏訪町では今年から行うようですが、就学前でも受け取れるようにということで、3月に支給ということです。その制度としては善意銀行生活つなぎ資金というのをつくりまして、そこで一旦貸与するという形で、保証人もいるのですが、そこでお支払いをして、先ほど言いましたように、就学援助費の決定というのが下諏訪町は7月ということですが、7月になるので、その時点で認定された場合は町からその善意銀行に支払われるということで、それからもし、先ほど言いましたように収入の関係などで外れた場合は、仕方ないのですが、戻してもらうということでやるそ

うです。戻す場合も、24カ月以内ということで、2年かけて払ってもらおうというふうになっているようです。この下諏訪町でも非常に就学援助の今回の制度というのは期待をしているようです。

あと、新潟市でも行われているということで、これも新聞に出ていたのですが、これは中学生の入学前に支給するというので、これも長い間、やはりいろいろな団体の人たちから要求などが出ていて、特に中学では入る時点でも5、6万円かかってしまうということで、買えないお子さんも出ていたということで、今年度から始めるそうです。

本当に、今回、先ほど言いましたが、教育長のほうからも言われているのですが、年々、就学援助を受けられる子どもさんが増えている。たまたま27年度はちょっと少なかったと言われたのですが、こういう貧困状態が全国的に言っても大変増えている中で、やはり就学準備金が非常に要る中での補助というのも、今後ぜひ考えていってほしいということと、先ほどいろいろなところを研究しながらと言われたのですが、こういう実際にこれから始めるという地域も出ているので、ぜひ早急な調査をしながら、早い対応をとっていただきたいと思います。その点でどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） まず最初のご質問の1. 6倍に拡充した場合ですが、今、就学援助を受けている保護者の関係で、ことしは児童30人なのですが、そのうち20人がいわゆる児童扶養手当を受給しているご家庭になります。というのは、母子父子家庭の子どもさんということで、その辺が子どもは年々変化するものですから、読めない状況にあります。1. 6倍に拡充した場合、どのぐらい増えるかというところは、何人とお答えはできませんが、山形小学校の今の状況でいくと数名になるのではないかと考えています。数名というのは非常に、1人から10人まで、9人までいるのですけれども、そんなに極端にふえていくということはないと思います。

それから、3月に繰り上げということになるわけですが、先ほど、第1回目の答弁でお答えいたしましたけれども、子どもが現在3月に支給に向けて実施すると想定されるであろうということをお答えを申し上げたのですが、今、大池議員のほうから下諏訪の状況とか新潟の状況をお聞きしました。早速、早急にそちらの市町村に問い合わせをして研究をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今言われたように、早急な対応をお願いして、できるだけ早く使えるようにというか、対応できるようなことをお願いしたいと思います。

もう一つ、1つ目の質問で関連してくると思うのですが、貧困家庭の学習支援や居場所づくりの具体的な計画はあるのでしょうか。これは「ひと・まち・しごと」の総合戦略の中でのところに出ていたのですが、本当にそういう貧困というか困っている家庭が増えて、なかなか勉強も見やれなとか、居場所がないという点から、村の中の総合戦略の中でもあるのですが、この貧困家庭の学習支援、居場所づくりというところで、具体的な計画をされていたら、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 先ほどの3月に繰り上げはあくまでも研究をするということですので、早急に実施するというわけではないということだけご理解を願いたいと思います。

それから、今の居場所づくりということですが、今、学校支援地域本部が来年は5年目を迎えます。それから学校運営協議会が2年目を迎えて、いわゆる学校運営協議会と学校支援地域本部が車の両輪になって、山形小学校の子どもを育てていくという仕組みが出来上がりました。その中で、今考えているのが、居場所づくりの一つとして、夏休みには「寺子屋やまがた」という、学校支援地域本部の学習支援部の皆さんにお願いして実施していますが、ことしは、今のところまだこれからお願いする段階ですが、春休みに、「春休み寺子屋やまがた」を実施して、居場所づくりと家庭支援、それから学習支援ができないかというふうに考えています。

また、現在、「山形っ子タイム」という、水曜日に学校が早く授業が終わるものから、そこで学校で支援の皆さんが子どもさんたちを遊ばせるなり、学習を見ているという、そういうことを実施しているわけなのですが、これをいわゆる早く学校から帰る、4月上旬とか、参観日とか、参観日というのですか保護者が相談するときがありますね。そういうときとか、そういう子どもが早く学校が終わるときに支援ができないかということで、これも支援部の皆さんにこれからご相談をしていかなければいけないなと思っています。ただ、山形村は児童館がありますので、児童館との関係もこれから調整をしていかなければいけないなと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） その居場所づくり、今までやってきた寺子屋のさらなる充実な

んかも、非常に困っている子どもたちにとっては救いの手になると思います。ぜひ具体化を早い時期に進めていただいて、早急に取り組めるようなふうにしていただきたいと思います。

この「まち・ひと・しごと」のいただいた中でも、学校、定期的な学習支援の実施ということで出ています。27年度から研究しながらというので出ていますので、ぜひ早急な取り組みをしていってほしいと思います。

それにかかる費用も若干なら、塾に行ったり、いろいろしなければいけない状態ができないということで、ここには出ているのですが、そういう点も含めて、ぜひ充実した取り組みができるようお願いしたいと思います。

以上でこの質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、よろしいですね。

それでは、以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

---

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項1、「子宮頸がんワクチン接種の副反応への対応について」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席番号3番、新居禎三です。それでは、子宮頸がんワクチン接種の際の副反応への対応についてお伺いします。

子宮頸がんワクチン（ヒトピローマウイルスワクチン）、本来はウイルスに対するワクチンですが、2011年より接種緊急促進事業により公費の助成、2013年4月よりは定期接種になり、公費負担で受けられるようになりました。

しかし、重篤な副反応等の報告が相次ぎまして、2013年6月、わずか2カ月ですが、積極的な摂取勧奨を差し控えるように厚労省から各自治体に通知があり、現在に至っています。山形村でも国の方針に沿って、現在、積極的な摂取勧奨は中止という過程を経ていると思います。

そこで、お伺いします。村内で2011年からの促進事業、また、2013年からの定期接種によりワクチン接種を受けた方の人数はどのぐらいか。また、そのうち副

反応について報告があった方はどのぐらいあるのか、お教え願います。

2番目として、接種を受けた方に対するどのような副反応があり、また、副反応が出た場合の対応と申しますか、国のほうからの補償が受けることができますが、どのような形で周知をされたかお聞かせ願います。

これで1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、新居禎三議員のご質問にお答えします。質問事項1「子宮頸がんワクチン接種の副反応への対応について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の、村内で接種緊急促進事業・定期接種によるワクチン接種を受けた人の人数、またそのうち副反応の報告があった方はどのぐらいかありますが、接種者の数は193人です。副反応の報告はありません。

次に、2番目のご質問の、接種を受けた方々に対してどのような副反応が出る可能性、また副反応があった場合、どのような補償を受けることができるかなどの周知はどのようにされたかありますが、副反応につきましては接種対象者に予診票を送付する際に必ず保護者宛てに「有効性と安全性」「接種後の注意」「副反応について」「重篤な副反応の発生時の救済制度」を明記した説明文を同封しておりました。また、接種の際には、必ず保護者が同伴することとしておりました。

さらに、平成25年6月に厚生労働省より積極的な摂取勧奨を差し控える通知が出されたことから、村のホームページに「子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨差し控えについて」のお知らせを掲載しました。ここには窓口相談として、厚生労働省のホームページのリンクが張っており、差し控えに関する厚生労働省のリーフレットをご覧いただくこともできます。

以上、第1回目の質問に回答します。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、村長のほうから答弁いただきましたが、摂取された方は全体で193人ということですが、積極的に摂取勧奨を行った際に受けた方が193人だと思いますが、再度、念のためにお伺いしますが、現在、この子宮頸がんワクチンというのは積極的には打ってくださいよという勧奨はしていませんが、定期接種の位置づけは変わっていないと思います。だから、仮に、希望があれば無償で打てると

いう状態に山形村はあると思いますが、そういう方がいるかいないかをお聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 先ほどご確認がまず1点ございましたので、再度ご説明申し上げますと、先ほどの193人のうち25年6月に積極的勧奨を差し控えた後にも主治医の先生と相談をされた上で接種されたお子さんは9人いらっしゃいます。その方を含めて193人という形になっております。

それから、いわゆる個人通知等による積極的な勧奨というのは、各自治体では現在行っておりませんが、先ほどの、村のホームページのほうでは、生活ガイドのほうから保健福祉課に関連するホームページに入っていただきますと、厚労省から出されております子宮頸がんワクチンの有効性と、それから起こり得る副反応等に関するものをご確認をいただいて、定期の予防接種として無料で受けるという、そういうご案内は出させていただいております。

それで必ず受ける場合には、医療機関で個別接種ということになりますので、あくまで主治医の先生とご相談をいただいた上で接種をしていただくと。そして、その結果が村のほうに報告として上がってくるという、そういう流れになっております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。積極的勧奨が終わった後も9名の方がいらっしゃるということで、全体で193人ということですが、その際、副反応についての、どういうものがあるかという部分については村のホームページから厚労省に入って行けるということですが、厚労省のホームページによりますと、副反応のうち、ほとんど山形村で打っているのは2種類あるワクチンのうちサーバリックスだと思いますが、サーバリックスの場合、約10%以上の方が接種後、かゆみ、注射部位の痛み、腫れ、腹痛、筋肉痛、関節痛、頭痛などが出ると厚労省のページにちゃんと書いてあります。

そういう意味で、10%ということは10人に1人ですよね。かなりの確率で出るということなのですが、恐らく打たれた方も、親御さんも、最初に案内は出しているということですが、多分、打った直後であればそういう症状が出て2、3日で治まるとかそういう形で、ほとんどの方があえて副反応という報告をされていないのかと思います。その結果、村に報告はゼロということだと私は思いますが、重篤な反応が出れば、当然報告があるのだろーと思っております。そういう意味で山形村の対応とし

てはホームページで出しているということなのですが、その辺、例えば再度接種者に紙で通知等、ほとんどの場合は打った直後に副反応が出るのですが、その後、ずっとやっている中で、例えば1年後、2年後に出るという報告も聞いておりますので、そういう形で村としては今後、何らかのことを考えているかどうかをお聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 村から、おっしゃるように、ご家族、保護者の方に連絡をさせていただくのは、まずは接種をする前に、こういうこともリスクも含めて接種をご検討くださいということで、ご案内を申し上げているのですが、基本的には村内の医療機関で接種をされる方がほとんどでありまして、医療機関の先生方には国や県からこういった予防接種の被害状況についての通知文等が来た際には必ず事務方のほうから手渡しをするようにしております。

また、必ず年に1回、予防接種に関する会議というのを村内の医療機関の先生方にお集まりいただきまして行っておりまして、そういった中でも何か予防接種にかかわる問題がないかどうか、ご意見を伺っております。現在、そういう中ではこの子宮頸がんワクチンに関しても、特にその他の予防接種に関してもですけれども、大きな問題はなく来ておるかと思えます。

また、これらの子どもさんたちが中学1年生から高校生、現在は、最初に摂取された方は大学生、大学3年ですね、一番最初に接種された方は。ということで、なっちはいらっしゃるのですが、結局、学校のほうに就学をされるということで、相談窓口につきましても、長野県のほうでも教育行政のほうからも文書が発出をされております。

平成27年11月13日なのですが、我々の、県のほうの担当部局になります健康福祉部保健疾病対策課長と、それから長野県の教育委員会の事務局の保健厚生課長の連名にて、それぞれの市町村の予防接種主幹とそれから市町村の教育委員会の事務局担当課長にその窓口が保健衛生部門の担当部局だけではなく、教育部門の担当課にも新たに窓口が設けられているという、そういう案内もされておりますので、もし日ごろの学校生活の中で何か問題がある場合には、そういった部分でも少し手助けになるのではないかとこのように考えております。

以上になります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今お聞きしましたが、学校関係も平成27年11月ですよ。

つい最近ですよ。そういう意味で、私が聞いている範囲内でも、それ以前にやはり学校でもそういう腹痛が出たり、だるさが出たりで学校を休んだ場合も、やはり学校の保健の先生を含めて無理解でずる休み扱いされたとか、そういう事例があると聞いております。昨年11月になってやっと教育関係のほうにそういう通知が出たという部分、聞いております。

また、なかなか子宮頸がんの副反応と、一般の例えば腹痛であるとか見分けるのが非常に難しいという部分で聞いておりますので、医療に携わる先生においても、なかなかその辺の判断が難しいのかなという部分で、厚労省の認定というか、それを判断する専門の先生は日本に5人しかいないそうです。この辺では信大の先生が1人いらっしゃるのですが、なかなかそういう意味で副反応であるというのも医療関係者も判断が難しい部分で、先ほど言われましたように厚労省のホームページ、厚労省のフリーダイヤルから入って行けば一番いいのかもしれませんが、その辺がなかなか接種者に周知されていないのかなと思っております。そういう意味で、私も申し上げた、再度通知するお考えがないかどうかという。

実際にこの近隣の市町村ですが、昨年、摂取勧奨が終わって2年ぐらいしてからですか、アンケート調査をしたということで、ときどき腹痛が起きるといふ人が、女性がいらっちゃって、ただ、医者へ行っても原因不明ということで、最終的に調べてみるとどうも子宮頸がんのワクチンの影響ではないかと。はっきりはまだ断定はできないのですが、そういう方が出てきたということで、もともとは厚労省が定期接種でやっている部分ですが、そういう意味で2013年から村も積極的に打ってくださいますよと言った責任があると思うのですよね。そういう意味で、再度アンケートなり、そういうお知らせを出すお考えは、もう一度お聞きしますが、ありませんか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 議員のご意見、よくわかりました。おっしゃるように、この近辺ですと、信大を中心に共通指針、診療指針も検討されているということですけれども、確かに厚労省の指導により、村としても積極的勧奨を進めた時期はございますので、先ほどおっしゃいましたアンケート調査等について、こちらのほうでも十分に検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひお願いしたいと思います。本来、そういう反応がある人が

いないのが一番ですが、万が一にあった場合は、村としても誠実に対応できるような形をとっていただければと思いますので、これで1番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。次に、質問事項2「村施設の電力調達について」を質問してください。

新居禎三議員

○3番（新居禎三君） それでは2番目の質問ですが、本年4月から一般家庭向けの電力も電力小売自由化、全面自由化され、それぞれの使用者が電力業者を選べるような形になります。そういう意味で、事業関係、村役場等々はもう以前から自由化されているわけですが、より多くの事業者が今年的一般家庭自由化に向けて設立されているところでもあります。

そこでお伺いしますが、村の所有施設の中で、現在、中部電力以外の事業者から購入している施設はありますか、というのが1番目の質問です。

また、今後について、調達先をいろいろな業者から入札等で門戸を広げる予定はありますか、というのが2番目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の質問「村施設の電力調達について」のご質問についてお答えします。

まず、1番目のご質問の「今現在、中部電力以外の事業者から購入している施設はありますか」であります。村では現在、新たな電力事業者を導入している施設はありません。

次に、2番目のご質問の「今後、調達先を入札などで多くの事業者に門戸を広げる予定はありますか」であります。新しく始まった事業のため、様子を見ているところです。だから、現在は検討中ということです。

最近では、大手電力以外で電力を販売する新電力事業者のうち1社が2月中に東京電力に対し、送電線を使う「委託契約」の廃止を申し入れた例もあります。このため、契約を結んでも、別の業者と契約をやり直すという事態も発生し、当初見込んでいた電気料金が上がることも考えられます。4月1日の電力小売全面自由化に合わせて、契約方法や相手を見直し、コストを削減することは重要だと考えますから、業者が示す料金プ

ランなどを把握しつつ、検討をしていきたいと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） わかりました。今現在は、村の施設は全て中部電力ということで、議会予算の中でも光熱水費の中の電力料金はかなりウエートを占めていると思ひます。そういう意味で、特にいちいの里はかなりの電力を使っているようで、太陽光発電等々もしていますが、それでも電力代というのはかなりのウエートを占めていると思ひます。

そんな中で、今後、村長の答弁では検討していくということでありましたが、ぜひ、昨今新聞等にも発表されましたが、山形村にあるサンリンさんも電力を始めるという報道がありました。そういう意味で、いろいろなところから電力参入が見込まれる中で、村長が言われたように4月からもうやめるといふ、やめるといふか採算が合わないといふことで撤退する業者もあるみたいですが、はっきり言ひまして、今の時期がそういう意味で競争がかなり激化するのかなといふ部分で、値段的にもコスト的にも安くなるのかなと思ひております。

あまり安くし過ぎて潰れてしまえば元も子もないと思ひますが、早急にその辺の検討をしていただければと思ひておりますが、入札方法等はいろいろあると思ひますが、とりあえず、村の施設、分散していますので、いろいろな部分からやっければと思ひますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在、総務課のほうにいろいろな新規参入業者さんからお電話等で、いろいろ、電話等でこんなプランがあるといふことで来ているようでございます。

とにかく村としても料金が少しでも安いといふのが、それはもう何よりでございますけれども、さりとて安定的に供給してもらわないことにはまずいといふことでありますので、そこら辺、近隣の市町村がどんなような業者を使うかといふようなところも含めた中で少しでもコストが安くて安定的な業者があれば、そちらのほうに移行していきたいといふように考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 少ない財源の中から村の運営をやっているわけで、少しでもコストが下がるような方向で今後検討をお願いしたいと思ひます。

これで2つ目の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。次に、質問事項3「地域コミュニティの再構築について」を質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 3番目の質問です。村長の施政方針の中で、「安全・安心な村づくりのため、自助・公助・共助を念頭に置き、協働の村づくりを進める」とあります。そこでお伺いしますが、現在、山形村内において連絡班未加入世帯が年々増えております。その中で、村長としては有効なコミュニティの再構築をどのようにお考えか、お聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項3番の「地域コミュニティの再構築について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の「連絡班未加入世帯が増えている中、有効なコミュニティ再構築をどのようにお考えですか」であります。安心・安全な村づくりのため、防災面から考えても、地域コミュニティが確立されていることは不可欠であります。住民の皆様方がいずれかの区や連絡班に加入し、地域活動に参加している状態が理想の姿です。現在も区や連絡班加入に対する助成や、施設の整備充実に対する補助を行っておりますが、先進的な取り組みをしている市町村を研究するなど、継続可能な施策を検討していきたいと考えております。

1回目の質問答弁です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 村長が言われたように、研究してもなかなか方法は見つからないと思います。

その中で、先般も防災のシンポジウムの中で自助・共助の部分で、共助を強化というか、する部分で、そういう意味で共助をあてにするのではなくて、その中で自助努力が共助につながる。

例えばの話ですよ、村も助成していますが、家の耐震補強。よくお年寄りの家庭なんか、年寄りばかりだし、もう何年生きるかわからないし、家、地震で壊れれば仕方ないわということで、耐震補強としないとか、そういう家庭もあります。常会組織

にしても、年寄りばかりになってしまったから役ができないから、抜けさせてくれな  
いかみたいな話が出てきますが、逆に言いますと、そのシンポジウムの先生が言われ  
たのは、共助の部分で、例えば地震が来て家屋が壊れた。それによってその近隣の人  
が避難しようにも道路上に家が壊れて行けなくなってしまったとか。それは共助の部  
分からすると、非常にほかの人に迷惑をかけている行為だという部分で、そういう部  
分も考えながら自助努力をしていかなければいけないというお話がありました。

常会を抜けても当然、地震や災害があれば近所の人には助けなければ。それが人間と  
しての当たり前のことだと思いますが、その中で、今、個人情報とかいろいろありま  
すので、常会に入っていない方がどういう方が住んでいるかわからないという部分。  
よく報道されていますが、「白馬の奇跡」、堀之内地区、あの地区は昔からのつながり  
があって、ここの家の人の寝ている場所がどこかだとか、ほとんど把握できていたか  
らああいう死亡者ゼロという結果になったという部分で、自助、自助をもっと皆さん  
にやっていただくというか、その辺をわかっただけならば、多少なりとも共助の部  
分がよくなるのかなと私的には思っているのですが、そういう啓発活動とか、そうい  
うことをお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 新居議員が言われます、本当にコミュニティの確立というのに  
対しては、全国どこでも悩んでいる問題だというふうに思っております。これは大き  
な問題でございますけれども。

それは防災の、この間、議員さん、区の三役さんたちとの研究会の中に防災行政無  
線の導入の勉強会をやりながら、地域の防災訓練の結果の発表会がありましたけれど  
も、あれを聞いて、各地区のそれぞれの特徴というか、良さを聞き合ったなというよ  
うに思ったのですけれども。

まず村が願いますのは区を中心に防災活動をしてもらいたいということをお願い  
しているわけですが、区の下で連絡班、そしてまた組、そして個人なのです  
けれども、こういった情報の伝達をつくる一つのきっかけが今回の防災無線の導入だ  
というふうに思っています。その個別受信機を入れるに当たりまして、行政と個人の  
自宅ということだけではなくて、区・連絡班も通じた形で導入を一緒にしていくこと  
によって、今、新居議員が言われました顔と顔のつながる状況ができるというふうに、  
それを一番期待をしているわけでありまして。

そして、最終的には、自助・公助・共助というその中の自助に求めるのはそのとお

りであります。お互いに一番近い連絡班、組でもいいですけども、そこでのコミュニケーションが不足しているのが連絡班を抜けていくものの一つだと思うのですね。

でも、実際に抜けていく理由は幾つもの要素があると思うのですよ。基本的には年配になって皆さん役を務められないからやめていくと。さらには、いろいろな形の区費や連絡班や会費を支払う費用的な面で抜けさせてくださいと。こういう話もあると思うのですね。

それから、さらにはその連絡班の自分の居場所がなくなって抜けていかなければならないと、こういうようないろいろな要素があると思うのですが、そういうものを一つ一つ取り除くような形をしていってもらわなければいけないと思いますけれども、村のほうからどうしても入れというようなこと、強制的に条例をつくってと、このような形のところに行くには、ちょっと早急かなと思ひまして、少なくともお互いにやはり助け合って、1人では生きて行けないのだから助け合っていく。ここの部分のところを強調していくコミュニティをつくっていくことかというふうに思っております。

私がお願いいたしますのは、この間、区の防災訓練のときのやり方が、お互いに自分の区では大変よくやっている、いい方法でやっているというようなことを話をしてもらって、6つ並べてみますと、やはりそれぞれに違いがあるわけですね。でも、その違いの中にやはりいいところがあるものですから、そのいいところをお互いに取り入れてやっていきながら、そしてそれをまた区なり連絡班なり、それから個人のところへ持って行くと。そのよさを連絡班に加入していない人たちにもわかっていただいて、とにかくお互いに助け合っていこうよと。こういうことを訴えて、そういうきずなをつくっていただきたいという方針というか、お願いできたらなというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） まさに今、村長が言われたように、明日は期せずして東北大震災の5年目ということで、一番私も思っているのは、防災の組織づくりから入っていくのが一番コミュニティを醸成するにはいいのかなと思っております。ただ、今現在の村の防災、自主防災組織といいながら、それぞれの区にお願いして、その部分は自主なんでしょうが、区の組織、連絡班組織、いわゆる常会組織イコール自主防災組織という形にほとんどのところになっていると思います。

そういう意味で、防災訓練にしても、連絡班に入っていない人は訓練にも出てこな

いという部分で非常に残念であります、その辺の防災から入って行く部分で、訓練等々の積極参加を促すような方法を何かお考えはありますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 個人に対してお願いするということは、同じ山形村の住人として理解をしていただくということを私の立場としてはお願いしたいわけですが、けれども、やはり当然これから新しく入られる人たちにとってはそういう説明をしていくのはこれからの話でございますけれども、既に入られる方で、一番多く参加をしていないのがやはりアパートの皆さんだとお聞きしていますので、アパートの大家さんを通じてやるというのが基本的になっておりますけれども、やはり村がいざというときに命を確認をして救うためには、どうしても住民としての意識として協力をお願いしたいということを今回の防災無線導入でのところの取り組みというか、導入のときの一つの一番重要な点として進めていきたいというふうに思っております。

いずれにせよ、村民である以上は、村民としての役割を果たしてもらいたいということをお喚起するとか、そういうことを言いながら進めて行くということだと思っております。一緒に協力したいと。

だから、村が何をやるかではなくて、やはり村に何をするかと。こういうことをやはり求めていくのが私の立場かなと思っておりますけれども。そんなことでの話はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 前回の一般質問で大月議員がやられたと思いますが、そういう意味で防災無線の導入というのはいい機会だと思うのですよね。そんな中で、現在は自主防災組織ですから、自主なのですよね。これを自主ではなくて、村の組織だと。村民である以上、加入していただかなければいけないというようなことはできないのかなと。その辺をもう一度、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○3番（新居禎三君） 自主防災であっても村の組織ですね。村として自主をお願いをして、自主でまとめていただいて、それでやっていただくと、そういう仕組みになっているということですから、決して村はお願いしてしっぱなしということではないというふうに理解しておりますけれども。はい。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 何度もくどいようですが、特に防災面からすると、隣近所が把握できないと大変困る事態が出てくると思います。そういう意味で、防災面からもそうですし、今後のコミュニティをつくっていく上でも、顔の見える関係というのは非常に有効というか大事な部分だと思います。

若干話がずれますが、徳島県の海部町、今は合併して名前が変わっていますが、ここをある学者が調べたのですね。自殺が日本一少ない町。去年、一昨年ぐらいのデータですが、過去17年間、自殺者ゼロと。何でかなという部分でいろいろ調べたらしいですが、もともとこの町というのは、江戸時代末期から明治の初めにかけて、山の木を伐り出すための加工にできた、あちこちからそういう人たちが集まってきた場所だそうです。

そういう意味で、いろいろな人がいろいろなところからやってきて、町が形成されたというところらしいですが、ここの特徴というか、研究した人の特徴でいくと、他人には、他人のことに非常に興味があると。そういう意味で、新しい人が来ると根掘り葉掘り聞かれるそうです。ただ、その後が違って、何やってる、あれやってるに関して、誰も干渉しないと。ああ、そうなんだ。そういう人か。それで終わりだという意味で、非常に住んでいる人に言わずと住みやすい、居心地のいい場所であると。

それと自殺の関係がどうなのかは学者に任すところですが、そういう意味で、何をやってもみんなが認めてくれるし、居心地のいい場所であって、当然、その意味で助け合いの地域コミュニティはもう何でもみんな力を合わせてやるというような形ができています。

それを山形村にやれと言っても、すぐ簡単にできるものではないと思います。なかなか昔から、いわゆるずっと住まれている方と私のようないわゆる新住民とが混在する村ですから、非常に難しい部分ではありますが、そういう意味で区の組織、村の組織、いろいろな役とかがありますが、そういうのが煩わしくて入らないという新住民もいるのも事実であります。

そういう意味で、昔からやっているいろいろな組織等々、本当に必要かどうかを見直し等々して、住民が連絡班や区に入ってよかったな、楽しいなと思えるような組織づくりが必要だと思うのですが、そういう意味で村長はどういうお考えかわかりませんが、もし何かあればお聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 去年、一昨年ですか、上大池区は新しく来た人たちを迎え入れ

る、そういう準備をしてやってくれたのに呼ばれていったことがありますけれども、そのように区が新しく来た人たちに「どうぞ、この区はこういうような区なのですが、楽しんでください」ということをやっているところも山形村にはあるわけですね。そういうようなことを私はよさの水平展開で各区でもやってお願いしたいということを言いたかったわけでございますけれどもね。

それぞれ区としても努力して、その中であって自分の居心地のよさを、やはり自分から積極的に入ってもら。「自分でやれ、来い」ではなくて、「どうですか」という、そういうことを一緒にやっていくということかな、なんていうことを思っています。

それから、これも前回、大月議員の一般質問のときにお答えしたかと思っておりますけれども、私は役は人を育てると思っているのですね。役が嫌いだというふうではなくて、役をやることによってその地区がわかるし、人の顔も見えるし、そしてまた自分の居場所もそこで決めていくことができるというふうに思っていますので、役は積極的にやってもらいたいというのが私の願いであります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 村長も言われるように、役をやることによっていろいろな横のつながりができてきて、自分の居場所もできてくるというのは私自身も実感としてそれは思っておりますが、最初のきっかけがなかなか、いわゆる新住民の方、つかめない部分もあると思いますので、今、村長が言われたように、上大池みたいなそういうやり方もあると思います。その辺、ぜひ研究していただいて、より今以上に山形のコミュニティがもっといいものになるようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。午前10時45分まで休憩をいたします。休憩。

（午前10時35分）

---

○議長（平沢恒雄君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

（午前10時45分）

---

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位3番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項1「雨氷災害における、倒木の処分について、及び被害総額は算定されたのか」を質問してください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 議席ナンバー9番、西牧一敏でございます。

先ほど村長のほうから大池議員の質問に事細かく答弁をしていただきまして、大概のところはわかりますけれども、あと2つほど質問をしたいと思います。

それに先立ち、先般、雨氷災害で大きな被害がありましたけれども、人的被害の中の病気、けがとなかったということは非常によかったというふうに思っております。

質問を2つほどさせていただきますけれども、まず1つは、被害総額。これについて先ほど個々には出てはいますけれども、全体的には聞いておりません。その被害総額はどのぐらいなのかということ。

それから、倒木処理について、今後、村としてはどのように考えているのか。その中には、ストーブの燃料とか用材とか、無料で村民に配布するというような気持ちはないのか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、西牧一敏議員の質問にお答えします。

まず、被害総額でありますけれども、総額自体の把握は現在のところは算出してありません。いずれにしろ、最終的にはまとめていかなければいけないと思っておりますけれども、今わかっている範囲内と、それからこれからわかってきて措置しなければいけない分は、今後3月の27年度の補正予算と、それから来年度のところに、今度は28年度で補正予算を組ませていただきまして対応していくという形で積み上げていっていただきたいと思っておりますけれども、現在のところは算出していないということでございます。

それからまた、灯油とか無償貸与というような話でございましたけれども、具体的

な量だとか、どのぐらいの被害があったかというその実態がわからないものですから、具体的な対応ができませんけれども、今の現時点では対応するようなことは考えてはおりません、ということをお2つだけ。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） すみません、倒木処理の件でございますけれども、倒木処理自体につきましても、ようやく目視で県と産業振興課のほうでつかんだ内容を先ほどお話ししたということでございますけれども、これはあくまでも概要でありまして、具体的な倒木の実態というものがほとんどわかっておりませんので、それについてはこれから調べて対応するというこの状況でございます。今のところはそういうところですよ。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 市民タイムスにこの間、載っていたのですけれども、2月6日、被害があつて10日足らずということですが、早や朝日村では雨氷の倒木被害で6,470万円超ということで載せております。

先般、日本全国に山形村の被害というのが一番大きいように放送され、また報道されて、非常に日本の住んでいる人たちにご心配をかけたということの中からいって、山形は一体どのぐらいなのだろうかというようなことで、そういう総額的事実の心配もあるということの中から言ったときに、やはり山形村の山というのは、大体目視できるところなのですけれども、朝日村というのは非常に山が入り組んでいる。そういう中においてもいち早く被害総額という、概算ですけれども出ているということから言ったときに、やはり山形村も皆さんに知っていただく。このぐらいの被害だよということをまず総額的に出していただければ、皆さんも納得できるのではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 朝日村の被害の額は、あれは鳥獣の柵が壊れたもので、柵の被害だというふうに私は理解しています。山林の倒木による被害の金額ではないというふうに私は聞いておりますが。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） その柵のことも出てはいますが、そこについてはここに文面には3,000万円と載っています。これ、後で見ていただければわかるのですけれども、後のところから言ったら約3,500万円というのはまたほかの被害のところの総額

ということに載っているのですけれども、それについては認識はいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 被害総額ということなのですけれども、先ほども副村長が申しあげましたように、施設的な部分の被害の総額というように捉えております。防止柵の関係、それから林道の関係、それからあと家屋の関係というように聞いておりますので、あくまでも森林という部分のものについての被害総額は算出はされていないというようにうちのほうでは捉えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 出ないということで、前回は聞かせてもらったのですけれども、一応、早急にそういうことで出していただきたいと。

次の質問として、倒木処理のことについては、まだ村民に無料配布ということは考えていないと、このようにあるのですけれども、倒木が谷のところ到大分倒れている。これから雨期に入ってくると、自然ダムができてきて、非常に危ないということから言ったときに、早急に処理をしていかなくてはいけないということなのですけれども、どのように処理をしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほど、大池議員のときの答弁にありましたけれども、これから状況をしっかり把握しまして、緊急を要するところについては早急に対応していくということになるかと思えます。

対応の方法ですけれども、まだまだ具体的には、いろいろなケースが想定されますので、いろいろなケースが出てくるかと思うのですが、一つは貯木場を設けて仮置きをするというようなことも考えられてくるかと思えます。

それと、先ほど倒木処理についての今後というようなことでありますけれども、村のほうでも無駄には活用しないということで、有効利用ということを考えております。

ただ、これだけ広範囲に被害がわたっておりますし、民有林という部分もございませぬ。そうした中での無料配布というわけにはちょっといかないかもしれませんが、村としては経費のかからないような対策で対応したいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひ村の中でも倒木について非常に関心を持っている方が多くおります。その中で、倒木の利用ということからいったときに、村民の方の意見を聞

きながら、またそれに沿わしていただけるような策を練っていただきたいと、このように思います。

第1番の質問をこれで終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧議員、次に、質問事項2「T P P協定が2月4日に調印されたが、これから自由貿易の荒波に、村の農業や産業も翻弄されることと思うが、村としてはこれからどの様に、農業や産業を守り攻めていくのか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 質問に先立ち、一言申し上げます。国際条例の中の条約の署名ということの中に、条約締結の交渉がまとまったとき、条約等の自国の全権委員は署名する。これを調印ともいう」というふうに辞書に載っていますので、それを心に置いて聞いていただきたいと、このように思います。

それでは、T P P協定が2月4日に調印されましたが、これから自由貿易の荒波に村の農業や産業も翻弄されることと思うが、村としてはこれについて守り、どの様に攻めていくかということで、3つ質問をいたします。

まず第1は、環太平洋戦略的経済連携協定は経済の自由化を目標とした連携協定であるが、村としてはどのように捉えているのか。

2番目ですけれども、既に川上村は平成18年に国内初の台湾へのレタスの輸出を始めています。当村においても、長芋、リンゴ、スイカ、長ネギ、ワイン等のほかに、ひけをとらない商品がそろっているが、戦略的に打ち出す考えはないのか。

3番目ですけれども、総合的に広域行政を巻き込んだ戦略的経済協定を結び、中信地区の農産物、商品等を海外へ売り込む戦略はできないのか。

この3つについて、質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは2番目の質問についてお答えします。

まず、1番目の質問の「環太平洋戦略的経済連携協定について、村としてはどのように捉えているか」ということではありますが、農業が基幹産業としての山形村といたしましては、「T P Pにより価格の安い輸入農産品の大量流入で国内農家の経営が立ち行かなくなり、食料自給率も低下する恐れがある」などとして、この協定の大筋合意に対しては反対という立場をとっております。

しかし、協定の発効が現実のものとなりつつありますので、生産基盤の更新整備などを進めまして、農業体質の強化を図るとともに、攻めの農業への転換を図っていかねなければならないと考えています。

続きまして、2番目の質問でありますけれども、「村の農産物や商品について、戦略的に打ち出す考えはないのか」でありますけれども、その必要は認識しておりますが、たまたまその一つの例でございますが、今年の2月上旬に行いました、銀座NAGANOでの長芋料理や大池ワイン等のPR会等、これからも続けたいと考えております。

次に、3番目の質問の「広域行政を巻き込んで中信地区の農産物、商品等について、海外へ売り込む戦略はできないか」であります。既にJA松本ハイランドでは、ブドウ、リンゴ、桃、スイカといった農産物の海外輸出、主な輸出先は香港のようですが、そういった取り組みも始まっていると伺っています。販路拡大のための新しいビジネスモデルとして、農産物の海外輸出のウエートはさらに高まっていくものと考えておまして、そのための支援など、行政間の連携を図ってまいりたいと考えております。

これで第2回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先般、ふるさとプロデューサー育成支援事業というので、長芋御膳というのをいただきましたが、非常においしく、また興味あることだなあとというふう感じております。

その中の1人の研修生、安曇野市の出身ですけれども、こういう本を出しています。「ジャパブランド、ブランディング」と書いてありますけれども、これについてはもう既に中小企業庁のほうでJAPANブランド育成支援事業ということで補助金をつけているということで、これも全てにおいてはTPPのやはり事業の中の補助金というふうに捉えていいのではないかと、このように思います。

そういう中から、こういう補助金を使いながら、先般の、前回の定例会のときに村長から答弁があったと思いますが、長芋の加工、これについてつくってやるというような話を聞いているのですけれども、そういうような形で加工品として輸出というようなことも考えていないのか。このように思います。それについて村長はいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） すぐさま海外に輸出というような形に行く前に、もっと山形村の特産品を日本の市場の中に普及するというようなことが第一かなと思っています。そのための一つとして、生産物ではなくて長芋料理というような形で出していくよう

なことが次かなという形で、その内の特産品ができれば、その特産品を山形の特産品として商品登録してやっていこうと。そういうステップだと思っておりますけれども。

研究自体はこれからやっていくことだと思っておりますけれども、具体的にすぐさま山形村が先頭を切って海外に持って行くぞというような形というのは、今の段階ではちょっと考えていません。これは検討だと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先ほどご紹介したこの本の発行者なのですが、この研修生がこの間、私に依頼がありました。何かというと、山形のリンゴが非常においしいと。このリンゴをニューヨークに持って行って、アメリカの、その富裕層の人たちに食べてもらって、それで感想を聞いて、もしいいようならアメリカのほうに輸出のほうを私にやらせていただきたいというような依頼がありました。

やはり、村の中にいると、すばらしいという、品質のすばらしさというのがなかなか伝わってこない。しかしながら、今、ちょうどこのTPPというチャンスを生かしたときに、日本のというよりも、この山形村の産品がすばらしいものであるということをもっとアピールできるのではないかと、このように思いまして、先ほど村長が、安いものがどんどん入ってくるというようなことで非常に危機感を持っているというような話もありましたけれども、逆に、今、日本食ブームであり、日本のやはり製品が非常に好まれているというこの時代に、やはり波に乗るということも必要ではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） チャンスはチャンスで生かさなければ価値がないということですから、そのとおりだと思いますけれども、具体的にそれを実現するのにどこの農家をお願いして、そしてどういう形でやるかということも詰めていかなければそれが実現できないわけでありまして。そういったところから捉えたときに、そういうビジョンの組み立てがまだできていないということでありまして。

確かに、そういった情報は幾つもあるかと思えます。村の場合は生産者とそれからそこに入ってくるルートが、今、JA松本ハイランド経由でいるのですけれども、それ以外のところのルートを開拓しながらとっていくというステップが含まれると思えますので、乗り遅れることはいけないけれども、すぐさまどうだという形のところに今のところはまだ出ていないというのが実情であります。ただ、そういった動きがどこでもとっていることは重々承知しております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 村長の言われることも十分わかります。しかしながら、そういう中から元気になるという、「日本一元気な村」というようなスローガンの中から、今、村長、任期、一生懸命やっておるわけですけれども、そういう中から元気のもとを、そういうところからぜひつくっていただきたいと思います、このように思います。よろしくをお願いします。

以上をもって2回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問事項2については、これで終わらせていただきます。

西牧一敏議員。次に、質問事項3「赤線と私道について、どの様に村は考えているのか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 3番目の質問でございますけれども、赤線と私道について、どの様に村は考えているのか、これについて5つほど質問をいたします。

平成17年以降、地方分権の一環として、市町村の財産となった赤線ですけれども、村としてはこの財産をどのように考えているのか。

2番目ですけれども、使用されていない赤線は現在どのぐらいあるのか、把握しているのか。

3番目ですけれども、私道でありながら、不特定多数の利用者が利用している私道は村道にしないのか。

4番目ですけれども、その私道ですけれども、相続することになれば個人所有であるために相続手続をしなくてはならない。村はどのようにそれについて考えているのか。

5番目ですけれども、公共性のある私道とその所有者の土地に組み込んでいる赤線との交換ということは考えていないのか。

この5つについて質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、3番目の質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「村として赤線をどの様に考えているか」であります、公

共の道路として活用していただければと思っております。ただし、村の中に点在している法定外公共物は数多く、除草等の管理は近隣の住民の方や地元の協力を得て成り立っています。

次、2番目の質問の「使用されていない赤線はどのくらいあるか」であります、現在、村で把握しているもので890本ぐらいあります。

次に、3番目のご質問の「不特定多数が利用している私道は村道にしないのか」であります、私道の所有者が村道に編入を希望する場合は、管理する建設水道課にご相談をお願いします。ただし、村道にする場合は、車両等の回転スペース、道路の幅員、雨水、排水の対策等の一定の条件を満たさなければなりません。

次に、4番目のご質問の「個人所有の相続手続について、村はどのように考えているか」であります、所有は村ではありませんので、それぞれの相続人の方で相続手続をお願いします。

次に、5番目の質問の「公共性のある私道と、赤線の交換は考えていないのか」であります、赤線から置き換えは可能であります、ただし、赤線との交換に係る境界の立会い、分筆、地盤復帰等については所有者の方が実施することになります。あわせて、地元の皆さんの同意も必要となります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 赤線が使用されていないのが890本あると。多いのか少ないのか、まだはっきりわかりませんが、でも、使われていないところというのは、基本的には公共ですので、建物は建てられないということで、そこを歩いたり使用するということは十分に公共性のあることだからいいのですけれども、ただ、家の中の、その土地の中にある場合においては、そこを有効的に使うためには、やはり所有というようなこともやはり少し促していくということも必要ではないかと、このように思います。

そんなようなことで、この赤線について、今後売却というような形は考えているのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 赤線につきましては、あくまでいろいろなところにあるかと思っておりますので、それぞれのケースによってみんな違うかと思っております、もし個人の方が利用したいということで村に申請がありましたら、村のほうでそれぞれ、いい場

合についてはそれぞれの所有者の方に売り払うというような形になるかと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先ほど、私道について分筆をそれぞれがしなくてはならないというようなことですが、実はもう既に私道という形より皆さんに使っていただきたいということで、わざわざ分筆をして、道路として供用しているという方がおられます。そういう方が、やはり何とかこれを村道にというような形で、事実、もう20年、30年前からそういうふうに分筆しているのですけれども、もうこの登記簿からいったら雑種地ということになる。

雑種地ということは何かと言ったら、固定資産税もかかっていない、税金がかかっていないよというような形なのだけれども、それについていまだに村は回答を出していないというのが事実なのですが、それについてはどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） ちょっとこちらのほうで個別の事案はすべて把握しておりませんが、もしそのようなことで私道について村のほうにお願いしたいというものがありましたら、先ほど村長が申し上げていましたとおり、建設水道課のほうにご相談していただきたいということで考えておりますし、村道とする以上は必要最小限の条件が整わないことには村としてもお引き受けができないかと思っておりますので、個別の事案については建設水道課のほうへご相談を願いたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） その私道のところに上下水道の本管が敷設されていると。そういうことからいったときに、村は一般的な個人所有の土地に本管を敷設しているということについては認識しているかどうか。どうですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これもついても、結構、民地というか、そこに入っているところもあるというようなことでは聞いておりますけれども、それぞれ、下水道なりを敷設する際にはどうしてもそこを通さなければいけないということで、多分、所有者の方の了承等は必ずとっているかと思えます。

それぞれ、ルートの中で、村としてどうにかしてほしいというような事案がございましたら、建設水道課のほうにご相談いただければ、それなりにまた対処等はしたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） そういうようなことで、早急にその地権者の方から、村道というように相談をして、これ、村の中に1カ所、2カ所の問題ではないと思うのです。結構、多々あると思うのです。そういう中を、やはり村として整備をしていくということも大事なことで、このように思いますので、それぞれの地権者が今まで公共的に使ってもらっているのだと、そういう中からぜひ村道としてきちっとしてもらいたいと。

それでなければ、そのところの名義人があるのですけれども、それが財産を今度は譲渡とかいうようなことになったときに、やはり非常に手続きが煩雑になるというようになりまますので、どうかこのところを一本化できるような方向でしていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） あくまでも私道というのは個人の財産でございますので、条件を整えば、村の建設水道課のほうで村道等にしてもオーケーだと思いますので、それぞれの個別の事案については建設水道課のほうへご相談いただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひそういうようなことで、申し出があったときには誠心誠意、事に当たっていただきたいと思います、このように思います。以上をもって3番目の質問を終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。次に、質問事項4「山形村には歴史的遺産や偉人等が多く排出されているが、授業で教えているのか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 4番目の質問ですけれども、山形村には歴史的遺産や偉人等が多く排出されているが、それを小学校の授業で教えているのかということでもあります。

それで2点ほど質問いたしますが、山形小学校はコミュニティスクールとして特色ある授業をしているけれども、史談会等に要請して村の歴史等を教えているのか。

2番目は、山形小学校の児童には山形村で育った誇りを感じ、村を愛していただけの教育をしているのか、ということで、2点質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

山口教育長。

○教育長（山口隆也君） それでは西牧議員のご質問にお答えします。「山形村には歴史的遺産や偉人等が多く排出されているが、授業で教えているのか」についてのご質問にお答えいたします。

まず、「山形小学校では、コミュニティスクールとして特色のある授業をしているが、史談会等に要請して村の歴史を教えているのか」についてでありますけれども、山形小学校では学校支援地域本部の活動の中で、唐沢のそば集落、野麦街道の一部、それから道祖神、それから竹田城跡、清水寺などを史談会の皆さんから説明をいただいています。また、3年生がふるさと伝承館の見学、4年生が黒川堰の学習など、村の歴史を授業で学ぶ機会を設けています。

偉人につきましては、山形村出身で普通選挙運動に生涯をかけた中村太八郎の副読本を今年度中に作成して授業に活用してまいります。

次に、「山形小学校の児童には山形村で育った誇りを感じ、村を愛していただける授業をしているのか」についてですが、山形村ではふるさと学習として、3年生が長芋の収穫見学、4年生が水道施設、山形消防署、ごみ処理場の見学、5年生が稲作づくりを体験しています。また、学校を支援していただいている地域の大人との交流がふるさと山形村を愛する心を育んでいくものと考えています。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先般、講演に行つてまいりました。「遺跡の発掘でわかる松本平の昔と今、山形村の歴史が見えてくる」これについては、松本教育委員会の文化財課の直井先生という方の講演でございますけれども、この直井先生というのは山形村の在住ということで、非常に興味深い講演をしてくださいました。

山形村には珍しく古墳がある。それから、縄文の遺跡がたくさんある。しかし、どうも見ていると、今のところ弥生の遺跡はあまり見当たらないというようなことで、一体どういうことか。教育長もそれを聞いていたのですけれども、そういう中で、山形村というのは案外特殊なところであると。その中から言ったときに、直井先生が言うには、やはり水のないところでは昔は生活できない。今、山形村というのはそうあまり水はないところなのですけれども、やはり集落があるということは、それだけに水の湧いているところがたくさんあったと、このように話をしておりました。

そういう中で、今も話があったのですけれども、竹田城。これは史談会で細かく研究してつくってあります。図まで入っています。どういう型かということも書いてあります。

また、小坂には小坂城というのがある。これも史談会のほうでよく調べてやってあるのですけれども、これについて、やはりその現場に行ってみたときに、何の表もなければ説明もない。それについて教育委員会としてはどのように考えておられるのか、お聞きします。

○教育長（山口隆也君） 質問が違うのではないですか。学校の授業でということで質問されている。教育委員会全体の遺跡について、歴史についてということは質問されていないと思います。

○議長（平沢恒雄君） 山形小学校ということでの事前通告書でありますので、そんな線に沿って、西牧一敏議員、お願いします。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） それも含めてなのですけれども、やはりこの遺跡のところ小学校のやはり研究というのか、教材としてそこまで現地に行って説明なりそれなりのことをしているのかということで、では質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 小学校で児童に「知・徳・体」、ですから「知」・学力、「徳」・道徳、「体」・体、心のバランスのとれた子どもたちを育てるために教育をしております。

今、この歴史に限った場合、文科省の定める学習指導要領によりますと授業日数が210日のうち5,645時間、210日の中でこなしているわけです。これ以上、そういう学校で教育をすることは不可能です。山形村では相当数、学校支援地域本部、あるいは授業の中でそういう学習していますので、日本の小学校の中でも大変多い授業時間を割いて学習をしていると思っております。

ということで、いわゆるそういう地域の学習でしたら、やはり違うところでそういう機会を設けるなどして、学校の授業の中ではもう不可能な状況だと思っております。ですから、子どもたちにそういう歴史を伝えることは非常に重要なことですので、また違った方法で、言ってみれば史談会の皆さんがそういう機会を設けるとか、今、ちょっと方向は違うのですけれども、西牧議員の言われた教育委員会でそういうことを別の、授業としては別のときに設けることができないかということは検討の余地はあります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 文部科学省のカリキュラムの中で、非常に時間的にも制約があつてできないというようなことなのではけれども、やはりこの山形村に生まれ、また山形村に移り住んで、その山形村の歴史ということについて肌身に感じていただくということも大事なことだと、このように思うわけです。

そういう中から言ったときに、何とかそれを可能にできるように今後、教育長という立場というのも非常に重い立場になってくるということでございますけれども、そういうような範囲というのはないのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 当然、今、地方創生が叫ばれている中で、山形村でも今、まち・ひと・しごとの総合戦略を図って、何しろこの地域を盛り上げていこうということですので、やはりこの村の歴史ということ子どもたちが知るということは非常に重要なことだと思っています。

また、私、行政懇談会で新しくここに住まわれた方が、ある程度、若いころは全然気にしなかったのだけれども、やはり年をとってくると自分がこれから、終の棲家というかここで暮らして亡くなっていく。この地域、山形村を、自分の住んでいる山形村の歴史に非常に興味があるとおっしゃった方もいらっしゃいました。その辺で、これから、ふるさと伝承館というのがあるのでありますけれども、違った面でそういう歴史を振り返るようなことをしていけたらと思っています。

今年、いわゆる地方創生の交付金の中で、清水寺の紹介のビデオをつくったり、今、縄文土器の修復を行ったり、何しろ交付金を活用しながらそういう政策ができたかなと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） もう一つあるのは、人物なのではけれども、先ほども中村太八郎、普選の父と言われる方についても小学校では教えているというようなことで聞きましたけれども、偉人というような形でなくても、今、現在活躍している、社会で活躍している人たちをやはり呼んで、講演をしていただくというような、小学校の中で。そういうようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 先ほど申し上げましたように、小学校でというのはもう授業が目いっぱいです。ですから、また別の機会というのは、いわゆる山形村には子ども

会育成会とかPTAとかいろいろな団体があります。ですから、そういうところと連携していきなりなのですけれども、ただ、子どもたちが興味を示すという部分、そういう大人の方というのはなかなか難しいのではないかと考えています。

例えば鉢盛中学校でしたら50周年記念で、鉢盛中学校を卒業したアニメ俳優の羽多野さんをお呼びして、やはり中学生から見ると自分たちのここで学んだ先輩が今、中央で活躍しているなということで非常に将来に夢を持てる、そんな講演会、私も行ってきまされたけれども、そんな内容になっていましたので、そういう機会があれば設けていかなければいけないと思いますけれども、なかなかそういう方を、どなたがいるかということは今のところ、私の考えの中にはちょっとございません。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） そういう教育的に時間がないというようなことで、教育長のほうの答弁もあるのですけれども、なるべく今現在活躍している人たちというのを表に出しながら、子どもたちに興味を持っていただくということが村に対する誇りになり、またプライドになるのではないかと、このように思います。

この間、村長も施政方針演説の中で、青梅マラソンの中で優勝した子がいるとか、そういうことで君たちの先輩でこういう人がいるのだよというようなことを数多く聞くことにより、見ることにより、子どもたちもよりこの村というものに興味を持ってくれるのではないかとこのように思いますので、そういう方針で、やはり教育方針をしっかりと子どもたちに植えつけていただければと思います、教育長、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 西牧議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり子どもたちが夢を持つ、将来に夢を持つということが非常に重要でして。ただ、私から言うと、あまり有名になってしまうと外に出てしまうものですから。山形村を支えてくれるというのはなかなか難しいと思うのですけれども。

ただ、子どもたちが先ほども申しあげましたように地域の、言ってみれば本当に隣のおじさん、隣のおばさん、地域の人たちとのふれあいというものも非常に、確かに有名な方も結構ですけれども、そういう方たちとのふれあい、日常のふれあいが非常に大事だと思うのです。

子どもは体験を重ねるごとに成長していくといえますので、やはり私としてはいわゆる有名な方もいいのですけれども、普段の生活の中で地域の大人とのかかわり、家

族とのかかわりの中で子どもは育ててほしいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 有名な方だけではなくて一生懸命やっている方々。こういう方々とのふれあいというのも大事だと。これは確かにそうなのです。

今、日本の国内において見たときに、安倍首相というのが防府から出ていると。それから、例えば高知とか会津とか、歴史の深いところ、鹿児島もそうですけれども、歴史の深いところというのはしっかりした教育をしているわけです。道徳教育もあるし。

そういう中から言ったときにやはりここから数多くの、山形村、小さいですけども、多くのやはり活躍、社会で活躍してくれる人たちを輩出できるような教育をぜひ実践してやっていただきたいと、このように思います。

これをもって私の4回目の質問を終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧一敏議員の質問は終了しました。

---

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位4番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「「特殊詐欺被害」根絶への取り組み」を質問してください。

大月民夫議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席ナンバー8番、大月民夫です。第5次総合計画第2章で、「快適で安全な住みやすいやまがた」の主要施策として掲げられております緊急時の情報システムを再点検し、防犯に関する情報伝達の徹底を図る。このことについての計画推進は、今年度は残念ながら足踏み状態でしたが、新年度からは着実に実践に向けて動き始めると思われます。防犯、防災、幅広い活用の期待が高まってまいりますが、今回は特殊詐欺被害対応に絞って議論をさせていただきたいと思います。

過日の地元新聞報道では、長野県内における特殊詐欺犯罪の平成27年発生件数は前年度26年の1.5倍以上に達したと報じられておりました。自分は絶対にだまされたくないと思っても、その上をいく巧妙な話術に引き込まれ、その手口に陥ってし

もう特殊詐欺には地域を上げた総合力で対抗していく必要があるとも言われております。知恵を出し合い、できることから少しずつでも実践する、そんな突破口となる議論が展開できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

家族を思う気持ちや不安につけ込み、大切に蓄えてきた財産を奪う卑劣な特殊詐欺犯罪が旧態依然としてはびこっております。全国各地で市町村単位での住民パワーによる被害根絶への取り組みが活発化してきております。当村におきましても、広報やホームページを利用した注意喚起の啓発にとどまることなく、一歩踏み込んだ対応が展開されることに期待する声が非常に高まっております。

そこで質問をいたします。最初に、村民が特殊詐欺及び前兆と思われる電話を受信したり、あるいは情報を入手した際の村民及び村の対応マニュアルは制定されておりますか。制定されておられる場合は具体的な内容をお聞かせください。制定していない場合は、今後に向けた必要性を含め、指針をお聞かせください。

次に、啓発に関するパンフレットや冊子などの資料を、連絡班長さんを通じて回覧したり全戸配布しても期待するほどの周知効果が得られないのでは、と思っている観点から2点伺います。

1点は、他市町村の多くが積極的に取り組んでおります啓発冊子に基づく出前講座を、当村でも講師を養成し、連絡班単位でも気軽に対応できる体制づくりを要望する声が上がっております。所見をお聞きしたいと思います。

2点目は、高齢世帯向けには啓発冊子を訪問、面会し、簡単な説明をしながら手渡す活動が主流になっていると言っても過言ではありません。本村での現状と今後の展望をお聞かせください。

終わりに、そのほか各地域で取り組んでいる事例につきましては、再質問の際に御紹介をしながら、ご意見をお伺いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大月民夫議員のご質問にお答えします。特殊詐欺被害根絶への取り組みのご質問であります。

まず、1番目のご質問の「村民が特殊詐欺等の情報を入手した際の、対応マニユア

ルは制定されておりますか」であります。村民向け、また庁内での対応マニュアルは制定してありません。

マニュアルは作成してありませんが、村民向けの喚起啓発につきましては、警察署が作成しましたチラシを参考に、本年度は2回、広報紙に掲載をしました。そのほか、駐在所が発行する「広報山形」でも注意を促しております。今後に向けた指針づくりであります。検討してまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「出前講座ができる講師を養成し、連絡班単位に対応できる体制づくりの要望」であります。そういう体制がとれば喜ばしいことと思っておりますが、すぐには無理かなと思っております。こうした中で過去には高齢者を対象に、警察署に出前講座をお願いしたこともございます。

警察署、また防犯協会での目下の最重点は、ご案内のとおりの特種詐欺被害の未然防止であります。そのための講習会、あるいは研修会にはできる限り協力する用意があると伺っております。まずこれを活用していただければと思っております。

次に、3番目の質問の「高齢世帯向けの啓発冊子を訪問面会し手渡す活動の展開」であります。以前にも地域民生委員さんの訪問活動の際に合わせて、チラシを配布しながら啓発を行っていただいたようでもあります。今後も協力をいただければと思っております。

次に、4番目のご質問の「各地で取り組んでいる事例」であります。個別の事例は把握していませんが、各区や連絡班、また各種団体等で行っている事例について、村に情報提供していただきながら、「特種詐欺にだまされない」という対応をしていきたいというふうに考えております。

第1回目のご質問にお答えしました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ちょっと私の通告書がもしかしたら明快な書き方ではなかったと思うものですから、ちょっと勘違いされているか、一番最後の質問というのは、答弁ではなくて、ここに書いてないことを全部の事例を私が言いますからという、そういう前置きでございますので、そんなふうに解釈してください。

答弁を聞いていまして、正直に申し上げて、山形はこれに対する緊張感、深刻度がないと私は現時点で判断しております。それを非難するつもりはありませんけれども、今後どうするかという意味で、再質問を進めさせていただきますので、よろしく願います。

長野県 77 市町村向けに、特殊詐欺被害防止の対処方法についての聞き取り調査というのが去年の 6 月、実施されました。その回答が全部は来なかったのですが、60 市町村の状況というのが広く公表されておりました。その資料も参考に、少し再質問させていただきますので、お願いいたします。

最初の、要するにマニュアルめいたものは現時点ではつくっていないということなのですが、そういう被害に遭ったときの通報、相談を受けたときどうすべきか。また、その情報をいかに速やかに発信できるか。その辺というのが初段階で一番ポイントに私はなろうかと思えます。

他の市町村の状況、先ほどの聞き取り調査の結果などの資料を見ますと、各市町村ともかなり俊敏な対応をしているのがかなり目立ちます。これは住民からの情報を受け、ただちに防災無線、もしくはここで言えば有線放送の告知放送、それを駆使して緊急告知放送で注意喚起を即行う。そんな自治体が上田市、近いところでは麻績村もそんなふうな対応をしているそうです。同時に、各世帯向けにメール配信設備のある自治体、ここは即座に緊急メールを送信して注意を即座に呼びかける対応がとられているようであります。

犯罪組織の内情というのは、これはまさに推測でしかものは言えませんが、どうも各地域ごとに情報収集の網は、手段はもちろんわかりませんが、張り巡らされていると言われております。

そんな意味で言いますと、例えばこの村へ詐欺行為の電話をかけると、即座に村中に注意喚起の告知放送が流れる。そんな評判が広がれば広がるほど、大きな抑止力になる、それにつながるのではないかと思います。

最初の情報をどこに集中するか。警察、もしくは役場、その他、議論が必要になるかと思えますけれども、もし警察でしたら、警察から役場へ情報をすぐフィードバックしていただくと。

それで先ほど上田とか麻績でやっております、そういう情報があったら「今、何時何分、こういうのがありましたから、皆さん注意してください」そんな告知放送を即する。こんなこと、どうでしょう。ちょっとやってみる。今、やりますとは言えないかもしれませんが、検討してみる。そんなおつもりはないかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私は防犯協会の会長ということで、防犯に携わっているわけ

でございますけれども、販売方法にもいろいろ販売がありまして、例えば法にかなった販売もあるものですから、一概にそれを全て告知放送でだめだというのは、それはちょっと、なかなか難しい面もあろうかなというふうに思っております。

詐欺に関しましては、山形の現状ではそういうふうに、昨年1件あったのですけれども、特殊詐欺ですね、普通の詐欺も1件あったのですけれども、特殊詐欺は1件ありました。これを聞いてみますと、本人が警察に通告したというよりは全国組織の中で浮かび上がってきた詐欺の中に1件山形があったということのようでございます。

いずれにしても、特殊詐欺につきましては、毎日というくらい新聞で報道されておりました、「私はだまされない」と思っている人がだまされてしまうということ、議員さんがおっしゃったとおりでございます。

昨年、県内で8億円の被害。被害金額は減っているのですけれども、件数は先ほど言いましたように倍増ということでございます。1日に当たりますと200万円、20万円ですか、そういった被害があるということでございます。

情報提供につきましては、上田市さん、麻績村さんというような紹介もいただきました。山形につきましては、取り組みがちょっと薄いのではないかなというようなことも言われたのですが、私もこのことにつきましては常々、山形の記事が載らなければいいがなと常々思っているのですけれども。

マニュアル等につきましても、まだ作成していないわけでございますけれども、ほかの市町村の事例も参考にさせていただきながら、そこら辺はできる限り早く検討してもらいたいというふうに思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 山形も深刻な事例が続発でもすればもうちょっと本当に真剣に対応しなければいけないと思うのですが、そういう感覚ではなくて、やはりあまりないうちからしっかり、いざというときの対応を考えておく必要があるかと思っておりますので、もうちょっとだけ質問を続けさせていただきます。

出前講座の取り組みですが、これ、本当に自治体でやっている市町村というのは無茶苦茶多いです。さっき60市町村の聞き取り調査にあったのですけれども、半分以上ですね、長野県で。30何町村ぐらいは独自、村で企画して、そういう出前講座をやっている。外部から呼んできたりというところもありますが、意外と内部でそういう講師をつくってやるという、そんな事例が結構あるようです。

内容についてはいろいろあろうかと思うのですが、基本的には、本当に基本的な事

項、最近の新聞でいろいろな事例を見て、皆さんよくわかってはいると思うのですが、一つはA T Mを操作して還付金を受け取るということは絶対にあり得ないという、この認識。

それから、レターパックとか宅配便で現金を送れ。これはもう完全な詐欺の手口という認識。これもときたまあるのですが、宝くじのロト6や7、これが事前に当選番号がわかるなんていうことは絶対にあり得ない。こんな基本的なことを皆さんに本当に日ごろからインプットしてもらいたい。そんなことを出前講座でこまめに幅広く知らせるとのことだと思っております。

出前講座というのは、要は、私はできるだけ小規模組織で、出席率の高い、そういう環境で出前講座が開かれるというのが一番理想かと思っています。そういう意味では、山形ではやはり連絡班単位が一番望ましいかなと思います。そんなことをぜひ目指してもらいたいということ。

ただ、これ、誰がどういうふうにするかと、非常に難しいですよ。何とも言えないのですが、やはりいろいろな、このために新しい組織をつくるというのは非常に難しいかもしれないのですが、こんなことをきっかけに、即というわけではない、検討していただくという意味では、やはり今、副村長が親分やっていますけれども、防犯協会、だと思っております。

ぜひここに駐在さんもいらっしゃいますし、その中にはね。そういったところで、どうでしょう。今年、どこかの機会で、そんな講師を何人か養成するというのは、そういう検討をしていただけるというのは、そんな確約はいただけませんか、今日。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大月議員が言われますことは本当にそのとおりであります。一応、私も事件や事故、それから不正ないろいろな事態が起きないことを願っているわけですが、起きたときにはいち早く情報を上げろという形を言って、それを公表するような形をしております。

したがって、車でこすったようなことでありまして、また、この間の、塩尻であったような事件があったときにはもう一斉に、次は我が身になる可能性があるから気をつけろというようなことをしているのが実情でありまして、こういった山形村の住民がこれに遭わないようなことをするのは、やっていかなければいけないことはそういうように思っております。

今言われたみたいな内容での対応はとっておりませんが、防犯協会を通じた

から、そういうことをしていくことも大事だと考えています。

松本市がほとんど被害を受け持ってくれているという形になりまして、市長自ら宣言をしたり、警察官が応えたりというようなことをやっていることは重々知っております。

いずれにしましても、山形村の住民がそうならないことを、もしあった場合は即流すようなこととか連絡をするような方法というのを、あったよということは本当に、マスク以前、それより早く出せるような形をしていくということは大事かなんかということを考えておりますので、いい方法をとっていきたいと思っています。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしく願います。あと、一番被害に遭う確率の高い高齢者向けなのですが、こういう皆さんにやはり出前講座をやってもなかなか出てこれないものですから。

先ほど、お話をお聞きしますと、今までも民生委員さんにご苦労いただいて、見回りのときにそういったような資料をお配りいただけるということで、そんなことをまた継続して、ぜひお願いをしたいと思います。大変でしょうけれども、資料の内容もちらっとお話ししながら置いてきていただく。そんなお願いをしたいと思います。これは要望だけしておきます。

それで、他の自治体というか、ほかのこの話を少しだけお話させていただいて終わらせていただきますけれど。特殊詐欺にはいろいろな手法がありますが、何といっても発端は電話による詐欺行為が一番多いようであります。各自治体で知恵を絞って対応策を住民に周知したり、場合によっては防災機材の無償貸与とか、助成金体制も設立したりと、市町村、都道府県が主導的な立場を発揮しております。

参考までにご紹介させていただきたいのが、代表的なのが一昨年、平成26年から東京都が開始しました自動通信録音機を無償で貸し出す対応策です。東京都では一応、65歳以上の世帯を対象に、希望世帯に貸し出すシステムを行い始めたそうです。初年度に1万台を準備したと報じられています。結果は聞いていませんが、多分、全部出たというようなお話ですけれども、この録音システムというのは設置した世帯に電話をかけると、呼び出し音が鳴る前に次のようなメッセージが流れます。「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。これから呼び出しますので、このままお待ちください」こんなメッセージが流れるそうです。

先週の新聞ですか、塩尻市ですか、この5月からこの制度を始めるといような報道がございました。これにつきましてはかなり効果抜群と聞いております。振り込み詐欺関連者はもとより、変な話ですけれども、商品の販売勧誘、俗に言う電話商法、この発信者もほとんどこのメッセージを聞くと電話を切ってしまうといようなお話だそうです。

そのほか、特殊詐欺にかかわる電話のほとんどが形跡を残さないために非通知でかけてきます。NTTでは、非通知では受信できない非通知電話拒否サービスを設定することができます。経費はこれ、月額で200円ちょっとぐらいでできるかなと思います。

こんなシステムを高齢者世帯向けといのですかね、丁寧な説明をする自治体もあるようですが、山形も今後に向けてこんなことを少し考えてみてはと思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 被害防止機器はどうかという、こういうことですが、広報にも昨年も被害防止機器を設置するよなことを促したのですが、実際、どの程度かちょっとわかりません。先ほどの塩尻市さんの例も、私もこの間、見させていただきました。こういうことも必要ではあろうなと思っております。

予算的なこともございますので、今後、効果はあるというふうに思っておりますので、前向きに検討してみたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 一つ要望といかお願いなのですけれども、新年度は生活ガイドブックの更新月ではなくて更新年ですか、新たになると思います。あれは結構ボリュームのある情報がいっぱい入っていますが、やはりこの詐欺被害防止に関する啓発のページをぜひ加えていただくよな検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） おっしゃるとおり、今年、来年ですか、生活ガイドブックを更新するといことで、予算計画をしております。この中に詐欺関係につきましても、できる限り載せるよなことに検討してまいりたいと。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしくお願ひします。25キロ平米に満たないコンパクトな

山形村管内で、卑劣な特殊詐欺犯罪の被害者は1人も出さないという気構えで、住民それぞれがお互いを気遣う。そんな風土づくりの舵取りを行政サイドに今一度お願い申し上げます、この質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員の質問の途中でありますけれども、ここで休憩をいたします。午後は1時まで休憩といたします。休憩。

（午前 11時51分）

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「施政方針の子育て支援具体策は」を質問してください。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは、子育て支援の具体策をお伺いする質問に入らせていただきます。

急激な少子高齢化の進展と人口の減少に歯どめをかけようと、今、日本中の自治体が総合戦略なる指針を定め、一斉にスタートいたしました。このレースは行政執行機関の本気度と住民サイドへの意思疎通がいかに関われるかで、結果は自治体によって大きな格差が生じる気がいたします。長野県一のコンパクトな山形村にとっては、やりようによっては条件は大変恵まれていると言っても言えそうです。

中でも子育て支援策は非常に注目を浴びせられる事項になります。移住を熟慮されておられる村外の皆さんが「子育てするなら山形村がいいな」また、今現在、山形村で勉学にいそしむ、次世代を担うお若い皆さんが、「将来新たな家庭を持ち、自分の子どもを産み育てるにはやはり山形村がいいな」そんな機運がますます高揚するように、行政と住民が一体になって、心の通う子育て支援体制に磨きをかけ、内外に胸を張って発信できる。そんな体制を目指すことに期待をしながら、村長の施政方針の子育て支援項目に焦点を絞って質問をさせていただきます。

山形村の子育て環境は、子育て支援センターすくすくのメニューが拡充され、山形

保育園、並びにやまのこ保育園と、保育施設は万全を期し、小学校は多くの村民のご協力を得ながら、学校地域支援本部が躍動し、児童館施設も充実を図り、対応能力拡充を手がけております。着実に積み上げてきました行政運営により、環境は整ってきました。今後はこの環境へいかに向上心豊富な人材と効果的な運営資金を適切に投入できるかが課題と言えそうです。

そこで、村長の施政方針に触れられております子育て支援の具体策をお伺いたします。1点目は、出産の負担軽減策について。

2点目は、子育て世帯向けの包括支援策について。そして、家庭の経済状況に左右されない子育て支援策について。

以上につきまして、単年度、もしくは将来志向も加味した方針を極力具体的にお示しをいただければと思います。

以上、通告に基づく質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、大月議員の2つ目の質問「施政方針の子育て支援対策は」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「出産の負担軽減策は」ではありますが、山形村では妊婦ご本人あるいは配偶者が母子手帳の交付申請のため保健福祉センターいちいの里に来所されたときからかかわりや支援が始まっています。

妊娠中の定期検診である妊婦一般健康診査については、受診票を交付することにより、村が全額公費負担としております。平成20年からは村独自として住民票のある妊婦さんが県外の病院等で一般健康診査を受診した場合にも費用負担を行っています。

妊娠中は精神的にも身体的にも負担がかかりやすいため、妊婦ご本人と配偶者に、妊娠中に必要な知識や情報の伝達と地域の妊婦さん同士の交流ができるようご夫婦そろって参加できる両親学級を開催して支援をしています。学級では、赤ちゃん人形を使用しての沐浴体験等の実技も経験して、出産に向けての準備をしていただいております。また、子育て支援センターとの連携により、必要時に保健師や助産師等がかかわることができる体制を整えております。

次に、2番目のご質問の「子育て世帯向けの包括支援策」ではありますが、施政方針の演説で触れました子育て支援の具体策ですが、山形村では平成27年度に策定いた

しました子ども子育て支援事業計画に基づき、地域みんなで子育てサポートを基本理念に、子育て世帯への支援を行っています。

近年の少子化やコミュニティの希薄化等、子育て世帯の多くが抱える不安や悩みを少しでも解消できるよう、専門のスタッフをそろえました。切れ目のない子育て支援が行えるよう、保健福祉課、子育て支援課、保育園、教育委員会、小中学校等の関係機関が連携をとっております。

例えば妊娠されている方や生まれたお子さんの週数や月齢に合わせ、訪問や相談を行い、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの軽減を図り、健康診査等で健康管理などの支援を細やかにしております。

また、乳幼児期において良好な親子関係、愛情関係が最も大切なことから、子育て支援センターでの様々な講座やプレイルームでの企画を通し、お母さんや子どもたちに育児情報や親同士の交流場所を提供するとともに、相談事業を行っています。

また、不妊治療者への支援も、平成28年度にはこれまで以上に充実した支援を行ってまいります。平成28年度からは福祉医療も一層充実させ、対象年齢を18歳まで延ばしました。

また、鉢盛中学校生徒への遠距離通学補助金、私立学校へ就学した生徒への補助金、通学への援助として西部広域コミュニティバス運行や、路線バス利用に対しての補助等も予定をしているところです。

村の将来を担う大切な子どもたちを安心、安全に育てていくため、今後とも切れ目のない支援を続けてまいります。

次に、3番目の質問の「家庭の経済状況に左右されない子育て支援」ですが、子育て家庭の抱える問題の中には、経済的負担の問題もあり、特に一人親家庭や低所得の家庭など、支援が必要な家庭があります。

山形村においては、現在、保育料の軽減や就学援助、また母子父子家庭等へ福祉医療の扶助、児童手当、児童扶養手当などの支給を行っており、中学校には通学補助、高校生には就学補助で進学助成等も行っています。貧困家庭などが増えることが予想される中、今後も継続的な支援を行っていく所存であります。

以上、2回目の質問に答えました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 詳細にわたりまして、まさに村長が申し上げましたとおり、切れ目のない支援という形で、子育てに関する点につきましてはかなり重点課題という

ことで捉え、施政方針に反映されたということで解釈をさせていただきます。

最初の出産の負担軽減策、要するに妊婦さんとかその辺の対応につきましては、昨年12月の一般質問の際にいろいろとお聞きした中で、乳児検診率ですか、これがほぼ100%ということをお聞きして、ともかくこの制度は山形村はしっかりしているなということで、私、安心しております。そうはいつでも気は緩めず、今のメニューをきちきちと進めていただくことをお願いしたいと思います。

それで、包括支援策、多々いろいろな面がありますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この間、現状の案を見させてもらっておりますが、この中の子育て支援としまして掲げられております施策の中から2点ほどお伺いしてまいりたいと思います。

まず1つは、官民協働事業で全国の自治体が取り組み始めております子育て応援ウェブサイト「ママフレ」によります情報発信を目指すことをメニュー化した点であります。質問の冒頭に申し上げました総合戦略推進のキーワードは、行政執行機関の本気度と住民サイドへの意思疎通をいかに図るかであります、そのことの神髄の施策として注目を浴びさせていただいております。

村の子育て支援の各種メニューや、状況が24時間いつでも気軽にパソコンやスマートフォンで閲覧ができ、なおかつ、なにかと不安や悩みを抱えがちな子育てに関する情報交換のツールにもなりうるこのシステムには大きな期待が寄せられると思います。

これから詳細のご検討が進められるとは思われますが、システムのご紹介と、今現在、イメージとして描かれております一端をご紹介いただければと思いますので、お願いをいたします。

○議長（平沢恒雄君） 小林子育て支援課長。

○子育て支援課長（小林好子君） それでは、まち・ひと・しごとの創生総合戦略に掲げてございます「ママフレ」について、ご説明を申し上げたいと思います。

大月議員のおっしゃられるとおり、これ官民連携型のネット広告サービスの妊娠、出産、子育てを応援する行政サービスガイドということで位置づけられているものですが、現在、この「ママフレ」というところのウェブサイトに参加されている自治体が全国で109自治体ございまして、今、契約から開設準備のところまで含めると、120の自治体が加盟というか準備をしているようです。

契約から公開までが2、3カ月かかるようでございますが、ある程度、中身としては、会社側で用意したユニバーサルメニューに従って、ホームページ等からそれぞれ

作成していくということでございまして、長野県としては佐久市が加盟しているということでございます。

そのウェブサイトの中身なのですが、いわゆる「ママフレ」という部分でもございますので、これから不安な子育て等にかかわっていく親御さんたちにできるだけわかりやすい内容で行政サービスを伝えていくという内容でございます。

これにつきましては、中身としては妊娠、出産に関する届け出、それからお母さんの健康についてとか、お子さんの健康についてとか、その中身としてそれぞれの健診とかそういう情報を盛り込んだもの。

それから子育て中の方へのお金のサポートとか、一人親の方へのお金のサポートなど、行政が行っているサービスを、先ほどもちょっと申し上げましたが、ユニバーサルメニューに従った中で、それぞれ各行政との契約の中で盛り込んで情報発信をしていくというサイトでありまして、またこの中身についてはユニバーサルの部分もございますけれども、自治体独自の内容も掲載して、順次更新していくということのようでございます。

それから、費用の関係なのですが、これは初期費用等ではなくて月額での契約でやっていくということで確認させていただいておりますので、今後、検討していった中で情報発信がこれまで以上に、お母さん方に上手く伝わっていくようにできればと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。私もこの総合戦略の、ここに「ママフレ」とあって、詳細の説明書きがあったものですから、もうちょっと調べてみようと思ひましてインターネットで調べてみたのですが、既にやっている自治体の「ママフレ」の情報を見たら、すごいなと思ひましたね、本当にね。今、山形でペーパーで配ったり、何か通達しているようなものが全てそれに網羅されているということで、まさにこれから子育てしている若い世代の皆さん、皆さん、スマホなんかみんな持っていていらっしゃいますから、もう全てあれで子育ての情報がわかるというのはすばらしいことかなと思ひまして、ぜひ、即というわけにいくかどうかわかりませんが、早期実現を目指していただければと思ひます。

だんだん、お母さん方のニーズを把握しながら、内容を濃くしていくというのですか、そんなスタンスでもいいものですから、研究を早急に進めていただく、そんなことを期待したいと思ひます。

続きまして、総合戦略に関するもう1点でございますが、村長もちよっと触れられておりましたものですから、もうちょっと突っ込んでお願いしたいのですが、子育て世帯への経済的な支援策についてであります。

昨年9月の定例会で、住民の皆さんから特に要望の強い事項ということを選定して議論をさせていただきました。2点ほどお願いしたのですが、いずれも前向きな方向性をお示しいただきました。

その中でも、今、村長が触れられておりましたが、子ども医療費助成枠の拡大につきましては本年4月から推進する指針を新年度予算案に反映をいただきました。既に多くの村民の皆さんから英断を評価するメッセージが寄せられております。

そこで、本日は9月定例会の際にも前向きな検討方針を示され、なおかつ、総合戦略の積極的に推進する施策に盛り込んでいただいております保育利用料の見直し策についてであります。いま一度、この件に触れさせていただきます。

子どもさんを既にお持ちになっておられるお父さん、お母さん方がぜひお2人目、もしくは3人目の子どもさんをと考えるとき、決断に際して居住している自治体の保育料の助成制度の影響力は非常に大きいと言われております。人口減少の歯止め策は各自自治体の決断にかかっているともしえそうであります。

多子世帯、保育料の助成につきましては、9月定例会でお話しさせていただきましたが、第2子は半額、そして第3子以降は無料の補助制度ですが、国の制度に準じて規定しております同時入所でないとは補助対象にならないという制限を取り払おうという申し出でありました。わかりやすい人口減少歯止めの手法になることは明らかであります。

国会では、新年度予算審議の最終盤に入っております。衆議院議員はもう通過しておりますから確定済みともいえませんが、まさに今申し上げました多子世帯向け保育料の減免策は同時入所要綱を取り払い、第2子は半額、第3子以降は無料と明確に打ち出す方向が示されました。

ただ、スタートとなります平成28年度は、所得制限が設けられ、低所得者層に限定されておりますが、このことにより、各市町村が後フォローしながら、一気に全国的に多子世帯向けの保育園料の見直しが活発化されると言われております。いずれは、このたびの制度改革が全国的に固定概念化が図られるのではないかと言われております。

当村におきましても、国の新制度通達があり次第、早期に同時入所要綱削除時の試

算算定など、ご検討をお願いし、早期に同時入所要綱撤廃の指針が出ることを期待したいと思いますが、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 経済的な負担に対する対応というようなことでありますから、国に準じて対応することは事実でございます。いずれにしましても、そういうご意見をいただいているのはほかからも聞いておりますので、その点は前向きにと答えておりますので、順次進めて行くようなことをしていきたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 期待をしております。要は、山形村が遅れをとらないように、ぜひそれだけをお願いします。かなり他は先行しておりますので、他がみんなやっちゃってから山形村というのは非常に心苦しいというか、そういう思いがありますので、早期をお願いをしたいと思います。

最後に、全ての子どもに平等の支援策をとるという原則ではありますが、残念ではありますが、格差社会が年々その度合いが色濃くなり、山形村においてもその嵐の渦中に飲み込まれてしまうケースもあろうかとは思われます。

子どもの貧困対策にも触れる予定でしたが、大池議員との議論で方向性は理解できましたので、私としたり、これ、要望だけで済ませますけれども、向学心旺盛な、それでも経済的な悩みのあるケースは、今、結構有利な奨学金制度というのがいろいろあろうかと思えます。そんなご紹介にもご尽力をいただきたいと思えます。

新年度予算の歳入内訳では、村税など自己財源率が約26%、地方交付税による依存財源率が約32%。決して余力のある財政状況とは申せませんが、次世代への大きな布石となります子育て支援への歳出へは多くの村民の皆さんがご理解を示し、バックアップをしていただけたと思います。村中で子どもを育てるという気構えで、その先頭に立つ行政運営のかじ取りをお願い申し上げまして、質問を終了させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員、よろしいですか。

○8番（大月民夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

◇ 籠 田 利 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 5 番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項 1 「ふるさとプロデューサー育成事業研修生からの提言について」を質問してください。

籠田利男議員。

（6 番 籠田利男君 登壇）

○6 番（籠田利男君） 議席番号 6 番、籠田利男です。先々月、1 月 16 日ですが、ふるさとプロデューサーの育成支援事業の研修報告がありましたのは、村長も同席されてご存じかと思えます。半年間にわたり 6 名の研修生の方々が、今の山形を感じ、報告していただきました。

研修生からは、村民の目ではあまり気がつかない山形村が抱えている課題も報告されました。その中には、希薄な危機意識、高齢化、後継者の問題、地域コミュニティ、ご近所力の低下など、外から見た人たちはこのように感じるのだなあと改めて感じました。6 名の研修生が見て感じた今の山形村のありのままを、また、これからの山形村の提言をしていただきました。この提言の中より幾つかの意見についてお聞きしたいと思えます。

1 つ目は、地域ブランドの開発、販売について。2 つ目は、農産物の加工施設、直売所について。3 つ目、地域コミュニティの低下について。4 つ目、地域おこし協力隊の導入について。最後に 5 つ目は、農村マイスターの今後のあり方について。その 5 つの質問をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、籠田利男議員の質問にお答え申ひします。「ふるさとプロデューサー育成支援事業研修生からの提言について」であります。

まず、1 番目のご質問の「地域ブランド品の開発、販売について」であります。この報告会の中で、村の農産物、長芋を活用した商品開発、ブランド化に取り組む上で、課題についての研修生の発表がありました。地域名をつけたブランド化の提案や、粘りを生かした料理レシピを飲食店に配付するなど、たくさんの意見をいただき、参考になりました。

村としては、地域資源を活用し、消費者ニーズや時代の変化など、的確に対応していくための情報提供、また事業として取り組む人材を育成するためのセミナーなどを開催し、ブランド品の開発や販売につなげることができたと思っております。

次に、2番目の質問の「農産物の加工施設、直売所について」であります。加工施設については村にはエポック館があります。直売所はJAファーマーズガーデンやまがたがあります。また、近くの道の駅今井の「恵みの里」があり、販売環境は整っていると思います。これらの施設をいかに活用していくかが課題であります。

山形村の豊かな恵まれた自然、景観、農産物などの地域資源を核に、加工、販売、観光交流など多角的に取り組むことが村の活性化やブランド力の強化にもつながります。地域資源を十分に活用し、魅力ある農村づくりを進めることは、農業者の生産意欲と所得向上につながる結果として、村の農業振興が図れると思っております。

次に、3番目のご質問の「地域コミュニティの低下について」であります。先の新居禎三議員の答弁でも申し上げたとおりであります。将来にわたって持続可能な活動が行われ、支え、助け合う地域づくり、個性豊かな地域づくりが行われるよう、コミュニティ意識の高揚と区・連絡班への加入促進、コミュニティ施設の整備充実、コミュニティ活動の活性化支援など、行政主導とならないよう留意しながら、有効的な支援施策を推進していきたいと思っております。

次に、4番目のご質問の「地域おこし協力隊の導入」であります。地域おこし協力隊の制度はよい制度だと思います。地域の活性化には活動することはいろいろありますが、受け入れ体制が整わないとできません。昨年、今年と、ベテラン課長が退職して、現在の職員体制としては、現在の職務を全うするだけで精いっぱいのところもありまして、そこで地域おこし協力隊の導入の様子を見ることにしております。

次に、5番目の質問の「農村マイスターの今後のあり方について」であります。農村生活マイスターは県知事が認定し、地域の農業振興、村づくりや農村地域の問題解決に、女性の立場から取り組む女性農業者リーダーであります。村としては、県知事認定に推薦をしていますが、現在、マイスターの皆さんの独自計画で運営がされております。平成27年度はふるさとプロデューサーの育成事業の講師として、また、銀座NAGANOでの長芋料理の披露等の事業をお願いしましたが、ことしは「1日レストラン」の希望があると伺っています。関係者の要望をお聞きしまして、応援をしていきたいと思っております。村づくりにおいては、女性の立場での活動を支援するものであります。

以上、第1回目のご質問にお答えしました。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） まず、1番目の地域ブランド品の開発、販売についてですが、このことについては、先ほど西牧議員の方からも質問が出ておりましたが、6名の研修生のすべての方がこのことについては言っております。

山形の長芋なのですが、長野県の作付面積自体は全国から見ると0.031%なのだと。収穫量を見ても0.024%と、本当に全国から見ると少ないのかなと。一番多いのは青森県が42%で、北海道が37%。これでもう80%近い収穫量をとっているわけなのですが、そういう中で、今までの長芋という中では、販売方法を考えていかななくてはならないのかなというところがもう既に来ているのではないかなというふうに感じます。

輸出のほうは、台湾、アメリカ、香港、シンガポールとなっていますけれども、このままの状態の特産物という形に持って行けるか。どういう形でブランド化にしていくのがいいのかということをお聞きしたいと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の特産の長芋ですけれども、今言われたとおり、長野県では70%が山形村でつくっているということですが、その山形村の長芋の特徴は、粘りとコクと、それから甘味ですか。そういったところがほかの他県に優れているという特質を持っておりますので、その部分を強みとして売り出していくことは可能かと思っておりますけれども、耕地面積がいずれにしろこの山形地区の平らだけでありますので、絶対能力を増やすということになりますと、ほかの農産物を減らさなければいけないということになってくると思うのですね。

ですから、今の山形村の農業の生産形態を維持しながら、山形村の長芋の魅力を打ち出すような形の方法をとっていくことなものですから、海外にどんどんと出していくほどの能力をするためには他の野菜や果樹を全部やめて、全部長芋にするというようなことにならない限りは、急には無理だと思います。ですから、今ある、今つくっている生産のスペースの中から、どういう形で付加価値をつけていくかということだと思っています。その中の一つが長芋料理の特産化というか、そういうようなことに着目していくべきだということで考えております。

先ほども少し申し上げましたけれども、農村マイスターが持っています長芋のレシピは101種類のレシピ集以外にもたくさんありまして、そういう中から山形村の特

産品になるなというふうにしたのは長芋のおやきとムースであります。ああいったものは、即、商工会において山形特産の商品化をしてもらって、それを具体的に商品化をしていくような形をとることは可能だと思っています。

したがって、それをどうやって注文をとって、それを具体的につくるかということになりましたら、それはマイスターの皆さんたちにつくってもらうと。つくったものをどういう形で保管して、どういう形で売っていくかという、そういうところもろもろまで考えていかなければ、それは山形村の特産にはならないと思っています。

そういうことを考えるのはふるさとプロデューサーの皆さんたちは得意でありますので、そういった皆さんたちは今年も山形村を応援したいというふうに言ってくれていますので、今年の事業がもし続いたならば、山形村に来てそういうことをやっていただくかなというふうには考えております。

それで、この後の質問にもありましたけれども、地域おこし協力隊、あの制度は本当に国からのお金をもらってやる話なので非常によいことなのですけれども、具体的にその人を受け入れて、家を探して、その仕事を一緒にやってもらうというところ、それが今のところすぐには見つからないものですから、私としてはふるさとプロデューサーの人たちが今年も来てくれるならば、その人たちを通じながら、そういったものを、山形村の特産品を開発するというようなことに協力してもらったら一石二鳥かなという思いがあります。ということでお答えします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、村長のほうから前向きというか、確かにそのとおりだなということ聞いております。

ちょっと長野県の中で、農業、農産物のほうで見ますと、1位はレタスだセロリだという形になっていると思うのですが、そういう生産地を見ても、野菜の生産地を見ても、残念ながら川上村から始まって、塩尻市、南牧村と、十幾つかの生産地があるわけですが、山形村はそこに存在しないのですよね。2位には白菜だとか加工トマト、リンゴ、ぶどう。この中にも南牧村だ、川上村は出てきて、また山形はない。3位はどうだと思ったら、3位はアスパラガス、西洋ナス、スモモだ、桃だという。この中は、飯山だ、中野だということで、この中にもないと。4位を見ても、やはり生産地は松本だ、軽井沢だということで、これはハチミツとかそういうものになりますが、ないと。こういうふうに見てみると、全国順位を見てみても、長野県の中で山形村の農産物、今、トップになるものはないと。

そういう中で、何とか特産物にしていけるものはどうだろうということで、私も見て行った中で、これですね、長芋焼酎が、芙蓉酒造という組合で、山形で長芋を送って、長芋の焼酎をつくってもらった経緯が過去にあるのですね。これ、16年につくって、そのまま終わってしまったのですね。ところが、今、長芋焼酎が実際に売られているのですよね。720ミリリットルで1,188円で売られているのですが、そのラベルに書いてあるのは松代産、山形村産と書いてあるのですね。全量使用なのだと。

結局、山形の場合、諦めてしまってそれをやめてしまったのですが、全国的にも珍しい長芋の焼酎なんだということで売られていると。2012年にはモンドセレクションの金賞までとっていると。種類は長芋焼酎だということで、これは今、酒造会社は千曲錦さんでやっておられるようですが。

それから、山形のものを使っているのを見ますと、松本市のお豆腐屋さん、田内屋さんのことなのですが、こちらのほうでは信州山形村の長芋と信州産の大豆で長芋豆腐を数量限定で製造しているという、そういうあれが出ております。

これを見ますと、結局、外の人たちがつくって、山形のものをつくっているのですが、山形には先ほど村長からも出ておられますけれども、加工施設がないおかげでそれはつくれない。山形にいっぱい素材はあるものですから、それはつくれるわけなのですが、その施設がないおかげでつくれない。

また、つくる技術の人たちも、エポック館の中にもいらっしゃいますし、マイスターさんたちの方もいらっしゃるのです。こういう人たちがそろっていてもできない。ここにやはり取り組みの仕方のほうに問題がありはしないかということで、一抹のことに感じるわけなのですけれども。

その施設についての質問はこの次にということで、2番目の質問になっておるわけなのですが、実際、山形の長芋はいいのだということで、焼酎をつくったり、豆腐の中に入れられたりということで、こんなこともされておりますので、そこら辺のところを考えていただきたいなというふうに思いますが。先ほど、村長の話の中では、簡単にはいかないとは思いますが、前向きに考えていただけたらなというふうに思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 地域ブランドということの観点での話ですね。山形村の地域ブランドをどういう形で位置づけるかということは、ネーミングだと思いますよね。ネーミングをどういう形でということで、広報でこの間、話が上がっていたのは、「山

形村」それからひらがなの「やまがたむら」それから「山形やまっちむら」ただの「やまっちむら」そのような形のネーミングをつけたらどうだと。

もう一つは、長芋は白いのだから、ホワイト長芋みたいなブランドをつくれとか。こういうネーミングをしながらやったらどうかと、こういうお話でありましたので、そういったものは確かに、長芋を売るとするならば、長芋について名前をつけることも大事だと思うのですけれども、いずれにしろ、一つのを商品化して、そのものに対して出していくのか、山形村なら山形村という村の名前を売り出していくという形にしていくのか。

今、農産物の場合も、昔は山形村という名前が出ていたのですよ。ところが、それはJAが山形支所の場合で、JA松本ハイランドと合併することによって山形村の名前は使われなくなってしまったのですね。だけれども、実際、今、松本ハイランドの中では山辺のぶどうとか、洗馬のレタス、セロリ、朝日のレタス、セロリという話で使っているものですから、山形村の名前を復活してもいいじゃないかと、こういうような提案は、この間、JAの役員との話の中では出しました。

それはどういう形で山形村を位置づけてやっていくかというのはこれからの検討ですけれども、そういう意味での山形村をPRする、そういうブランド化する動きをしるというのに対しては、私はそのとおりだと思いますから、今までも取り組んできたわけでございますね。山形村を売り出すための外堀ではないですけれども、PRをするような形をしてきましたので、そこでできてくる特産品については、ぜひともそういった山形のブランド化するような形をしていきたいということだけ申し上げています。いろいろ名前があるのですが、これがいいというような形では決まらないところであります。ブランド化が必要だということは重々承知だということでご理解ください。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 1番目の質問については村長のほうに答えていただきましたので、ぜひともそういうふうにしていただきたいと思います。農産加工物の、農産加工の施設についてなのですが、今、お隣のエポック館で皆さん一生懸命やられていて、先日、総務でも見学をさせていただきました。その中で、たくさんの意見をいただきました。

その中で、ちょっと紹介させてもらいますと、皆さんの意見の中から、もっともっと山形村の特産物を開発したいと。そして、販売し、大勢の村外からのお客さんを迎

えたいのだというようなこと。そして、今まで十数年携わって、培ってきた加工技術を村のために生かしたい。そして、全国の道の駅で販売されているいろいろな特産物のように、村の中で加工し、そして販売したい。まだまだ頑張れる。今のうちに村のために加工できる商品を増やし、後継者に伝えていきたい。今、使用している機材も、もう部品もなく、近いうちに使えなくなってしまう。今のうちに検討していただきたい。そんなようなことがエポック館の方々から聞かれました。

また、ふるさとプロデューサーの研修生の人たちから、観光交流資源で松本・塩尻の寄り道以上になれる村の名産スポットが必要ではないか。それが山形にはない。それから、地域の拠点機能の強化目的の道の駅が必要なんだ。今、先ほど村長、ファーマーズ等もありますが、外であって、これは村の中にないものですから、外をかすっていただけでお客さんは終わってしまうという、そういうことを言っておるのではないかと思います。それから、農産物の直売所、レストラン等もあっていいのではないか。それから、農業を基軸とした産業振興を考えていかなければいけないのではないか、というようなことを言っておられました。

そんなことを考えて検討してみますと、やはり今、農村マイスターの方々やエポック館の加工施設の方々が、そしてまた、ふるさとプロデューサーの研修生の人たちから見た目も、やはり加工施設、直売所は必要なのだと。そういうことを言っておられます。

今、村の中では、水車研究会が発足してしまっていて、そして村の活性化のために、村にあった水車の歴史を知り、そして村のモニュメントとして総合的に検討していただけるような、そういう一つの場所、そういう道の駅的な、そういうものが必要ではないかなという意見も出ておったり、そういう皆さんの、「これは、加工していけばいいじゃないか」という、そんなような。そんなようなというか、そういう、向かって考え方をまとめていこうという、そういう方たちもいらっしゃいます。

そんな中で、加工施設、そこにあるだけでいいのか。また、できればそのお隣のJAの跡地あたりにそういうことを考えたらどうかというような話や村の人たちの希望が出ております。それに対して、村長、意見を聞きたいと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） エポック館の加工施設が、村の人たちがこの施設を使って自分で食べるなり、またお友だちにそれをあげるなりというような形で活用されているような状況でありますね。

販売を、そのところでできた製品を販売するというような機能は持っていないと思うのですよ。そうするためのきちんとした整備をしていかないと、そういうことはできないと思いますので、今の場所を、今、維持、活用してもらおうということが中心で動いていますので、そういったところにまで発展していないというのが実情だということですね。

ただ、自家用でお豆腐をつくって、自分でつくった大豆で、自分で豆腐にして食べる。それはもう自分の判断でいいのですけれども、山形村にはお豆腐屋さんもありましたので、村がそれに対抗してつくって、そのお豆腐屋さんの営業がおかしくなるようなことだって、できなかったのではないかなというように思いますし、また、大豆でつくった味噌も非常に評判がいいわけでございますけれども、山形村のつくった味噌を山形ブランドで売ることも非常にいいなと思いますけれども、またそのところに山形村に上高地みそが入ってこられました。上高地みそも山形に本社がありますから、あそこでできたものは山形産として生産地表示はされるはずですが、山形産で。また、一つの売り物として、塩尻のほうでは「市長の味噌」みたいな形のブランドにして出している。そういうこともありますので。でも、その需要と、それからそれをどういう形でとっていくかということを整理して進めていかなければいけないなと思っていますので。

いずれにしろ、エポック館のところは、使っていただいているのは非常に喜ばれていることは事実ですし、そこでの、こういった技術を伝承して活用してもらって、そしてまた地域で楽しんでいただけるのは非常にいいことかなと思っていますけれども、あそこでの商売という形にしましたら、本当に先ほども申しあげましたように、きちんとした形としていかなければいけないということでもありますので、そこからのスタートかなと思って、今の現状はそういうことです。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今もお話しましたがけれども、やはり加工施設にいる方々も、私たちがやってももう10年ぐらいだねと。今のうちに何とか後の人たちにつなげていきたいし、そしてみんなの夢が、やはりそういうところで販売して村のためになりたい。そして、マイスターの人たちもああやって銀座NAGANOまで行ったり、そして外にアピールしようと思って一生懸命やってくれている。今が一番、人手といえますか、メンバーがそろっているわけなのですよね。このときにそうしていかないと、これに向かっていかないと、この人たちが終わってしまえばもう後に続いていかない

ので、後には何もできなくなって、山形にいい形としてなくなってこないというようにも思われるのですよね。もう大分お年もとられたり、そして今の加工している機械自体ももう古くて、もう部品がないなんて言われもおるようです。そんなことを含めて考えると、やはり中へ、そういう加工施設も含めたものをつくっていかないといけないかなと。

それから、また、そういう人たちばかりではなくて、ほかの方からも意見が出てくるわけですが、今、団塊の世代の人たちが何とか最終盤で頑張っている時代。この人たちがもう数年すると、やはりもうそんなに頑張れない時代になってきたときに、そういう加工施設があったり、いろいろなそういう施設をつくることによって、自分たちが目いっぱい給料ではなくても、ほんのわずかでも楽しみになるような、そういうような中で、いいもので、そういうところをいわゆる雇用してくれる場所。いっぱい稼ぐ場所ではなくてもいいと。自分たちが村のためになればいいというような場所をつくってほしいということが村民から出ているということも、村長、知っていただきたいなというふうに聞いておりますので、この件は村長にそのままでお伝えしたいなというふうに思います。

2番目のほうはこれで終わらせてもらいますが、続いて、議長、よろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 3の地域コミュニティで。3、4、5と移って行ってください。

○6番（籠田利男君） 3番目の地域コミュニティの低下についてですが、これは今、新居議員さんからも話が、話というか質問が出ておりましたけれども。これも研修生から出ていたのですが、村のまち・ひと・しごと総合戦略の中にも、雇用対策の不足だ、地域コミュニティの希薄化が課題と上がっているのだと。

そして、山形村の人口も、微増だ、微減だというような状態で、人口問題はいるわけですがけれども。最近、村の中にアパート、非常に多く目立つようになりました。でも、これが増えること自体は、人口自体は増えるけれども、今のその中に言っているご近所力の低下と。いわゆる隣のアパートの方だというと、村の村民という意識はかなり薄いのではないかと。

そういう中で、総合戦略の中にもありますけれども、空き家の有効活用を図っていただければ、そこへ、前にもこの質問をしましたけれども、そこへ住むという形で考える方たちですから、そうすると先ほどの地域コミュニティの問題も解決してくるのではないかなと。そのように思います。これは私、1年前の3月ですから、ちょうど1年前に空き家のことについて質問して、させてもらいましたけれども、近隣の市町

村でも、最近こういう制度というものを非常に力を入れてきております。

これについては、今の空き家を使いますと、土地や家が広くて住みやすいと。そして、そこに住まれる方は安価であると。そして、住んでみると、アパートの隣づきあいと違って、心ある近所のつき合いができるのだと。そしてまた、区だ、常会だ、活動も参加してもらえる。そうなりますと、したがって村の活動事業にも参加してもらえる。

防災面、先ほども出ておりましたけれども、この面で考えても、やはり災害のときは村民、住民としての対応はしてもらえる。そして、村民、区民としての理解者にもなっていただける。また、村、区のためにも大変な力になってもらえる。そういうことが期待できる。

いっぱいいろいろな利点が考えられますけれども、何よりも山形の人口増にもつながってくるのだということで、あえてコミュニティも含めてこの空き家を利用できないかということをお聞きしたいと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 空き家につきましては、今年空き家バンクについて考えているというような方向でのあれは出しておりますけれども、具体的に空き家を利用して定住、移住するという、そこまでまだまだ計画は進んでいるわけではありません。

一つ、空き家の活用というようなもののモデルとして、今、村の人たちが取り組んでくれています小坂の「いいじゃん山形」の活動みたいな、ああいう形が一つの成功例みたいな形になっていくと、一つのヒントとして使っていけるなというように思っていますけれども。村中の各区の1個ずつそういうシステムが空き家を使いながらできれば、さらに山形村の元気が出るかなという、そういう考えはありますけれども、今、ではどこの、どういった形で、具体的にその空き家をやりましょうかというような計画には、これからだというふうに理解をしてください。空き家バンクについては取り組みを始めます、ということだけ伝えておきます。ですから、今のところでは、活動していただいています「いいじゃん山形」の活動に期待するものがあります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 大変前向きな返事をいただきまして、ありがとうございました。昨日の新聞に、やはり生坂村も空き家を改修し、田舎体験ハウスを設置していくのだというような、新聞に出ておりました。村長もご存じだと思いますが。ぜひともこれは、若い人たちも頑張っておりますので、村を上げてバックアップしていただきたい

なというように思います。

そしたら、4番目のほうの「地域おこし協力隊の導入について」をお願いしたいと思います。

村の総合戦略の中にもありました、都会からの観光客が地方の名所や名産を巡るツアーでなく、観光客を受け入れる地元が地域の特色を生かしたプログラムを企画するというように総合戦略の中にあります。ほかにも各種の交流イベント等の観光、交流資源を生かし、新しい人の流れをつくる。また、移住、安住の受け入れ体制づくりということでもあります。

これは今、先ほど村長のほうから人手がないということで、そこら辺のところ、いけないという意見はいただいておりますけれども、とにかく市内の人手がないということも村長からも聞いております。ただ、そこで、やはり前向きというか、方法、市内ばかりではなくて、ほかにやってもらえるところがないか、どんな形がないかとかいうような形を検討してもらえればなというふうに私は思います。

これも昨日のあれで、地域おこし協力隊を採用ということで、安曇野市がいよいよことし始まります。住宅まで短期滞在用の住宅を設置するのだというような、そんなことまで安曇野市も始まっています。どうか山形のほうもそれは考えていただきたいなと思います。

地域おこし協力隊とは、過疎化、高齢化等の問題に直面する地方自治体が3大都市圏を初めとした都市住民を受け入れて、地域おこし協力隊として委嘱し、地域おこしの活動の支援や農林業の応援など、地域活動に従事してもらう事業で、一定額は国からの特別交付税による措置がとられると。言いかえれば、村のお金はそんなに出ないでいいのかなというふうに思います。

現在、長野県内の中で、地域おこし協力隊を導入しているところは今、52市町村あります。安曇野市が増えたから53になるわけなのですが。隊員数189名。これも190名を超えるかということだと思いますが。

導入しないところは、今、24だけなのです。77のうち24ですから、もう本当に3分の2は導入しているということ。何とかこれを、ふるさとプロデューサーの研修生からもありました。地域の担い手として導入を考えたほうがよいのではないかという、そういう提言が出ております。

これも私、1年前に、3月の一般質問で提出させていただきましたけれども、こういう村を思う若い人たちの皆さんが、今、古民家を利用して活動に入ってきています

が、この地域おこし協力隊についても、ぜひとも、大変だということもわかりますけれども、方法論としてほかの方法はないかという、そういう検討をして前向きに考えていただけたらなと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 地域おこし協力隊への活用事例とか、それから活用のメリットというのは十分承知をしているつもりであります。麻績村なんかは17人採用しまして、この間、その地域おこし協力隊の成果の発表会がありました。

本当に多種多様の、いろいろな活動をするということも承知しておりますので、本当に一刻でも早く活用ができればなと思っておりますけれども、一旦、先ほども申し上げましたとおり、今の山形村の行政をやっていく上において、その人を受け入れて、具体的に一緒になってやっていくというところにちょっと時間がとれないというのが実情だというふうに私は思っているのですけれども、今みたいに考え方をええろという話をしてきましたら、実際には観光面のところでもう一つ手伝ってもらいながらお願いすることも一つの手かなというようなことはちょっと思い浮かびました。

また、そういったのを補うために、ふるさとプロデューサーの皆さんたちの力を借りるというのは、去年の活動を見て思ったものですから、そのところでやっていながら、山形村もそういうような有益な制度を活用していきたいなというふうには考えていますが、いずれにしても課長会議にかけまして、相談しながら、実情を見てやっていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） では、そういうことで、ぜひとも皆さんが、皆さんが、村の人たちもそうですけれども、そういう県ばかりではなく日本全体がそういう形になってきておりますので、よろしく前向きに考えていていただきたいなというふうに思います。

5番目の「農村マイスターの今後のあり方について」ということで、最後の質問になりますが、お願いしたいと思えます。

研修生からは、今後、農村マイスターをどう成長していくのか。現在、負担になっているマイスターの方々の実態を言っておられます。人手の確保、予算、周知、加工品を製造する施設、加工品を販売する施設。これは先ほどの話に戻ってしまうわけなのですが、いろいろな問題が出ております。

正月、村の新年会の料理、今年も本当に大変おいしい長芋の料理、すばらしい料理を出していただきました。また、銀座NAGANOで山形の長芋料理の紹介等、大変なお骨折りをマイスターの方々にしていただいております。

再度、この加工施設、販売施設、そしてこのマイスターの人たちを初め、村の人たちの元気を発信できる場所を村長にお願いしたいと思うわけですが、今、なかなかそう簡単に行かないということもお聞きしておりますので、これは私のほうは村長答弁、何度も同じことをお聞きしてもあれですので、お願いしたいと思います。

以上、ふるさとプロデューサーの研修生、そして加工施設の方法だの、農村マイスターの方々の重要な声を聞いた中で、庁内、そして議員さん、そして村内の人たちが力を合わせて、山形村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向けて、一歩進めていただきますようお願いし、私のほうの質問は、何度も繰り返しになりますので、これで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員、よろしいですか。

○6番（籠田利男君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了しました。

---

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位6番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、それでは質問事項1「防災行政無線整備について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 議席10番、竹野入恒夫です。1月29日の市民タイムスで、山形村の防災無線の事業費が2倍になるとの記事が飛び込んできました。

村が来年度に先送りした防災行政無線整備の総事業費が当初計画は2億3,995万円と計上。それが約2倍以上の4億9,000万円と見込まれるとの報道でした。議会には何の説明もないまま、議会の人たちには寝耳に水のできごとでありました。

2月5日は区の三役との懇談会で、一般財団法人電波技術協会から山形村防災行政無線固定系システム整備事業の説明が行われました。実施設計で地域条件などから無線設備の許可出力が1ワットに限られ、役場の親局から直線距離で500メートル

を超えると全世帯の7割にアンテナの設置が必要になり、27年度の予算の2倍以上に膨らむという説明であった。いろいろな質問が出ましたが、電波技術協会からは明確な答えがなく、議会に問うこともなく、村は今度いきなり28年度の予算に計上してきたので、議員から不満の声が上がっている。確かに、現時点では議論が熟していないと思います。

それでは、私は今回、大きな項目で3つの質問をさせていただきます。

その1は、「防災行政無線整備について」山形村が来年度に先送りした防災無線について。

1、戸別防災行政無線機の設置について。村民のアンケート及び話し合いは必要ないのか。

2、防災行政無線推進委員会だけの意向で進めてしまってもいいものか。

3、戸別防災行政無線機の設置は本当に必要か。松本市のように、拡声支局だけで十分対応できないか。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、竹野入恒夫議員の質問にお答えします。1番目の「防災行政無線整備について」のご質問であります。

まず、1番先の質問の「戸別防災行政無線機の設置について、村民アンケート及び村民との話し合いは必要ないか」であります。山形村におきましては、現在、有線放送により行政情報等、村民の皆様に伝えてきております。しかし、社会環境の変化もあり、集落内に設置されている屋外スピーカーについては、音がうるさいといった苦情も寄せられております。

このような状況を踏まえ、防災行政無線整備に伴い、新たに集落内に数十本もの屋外スピーカー機器を設置し、運用していくことは極めて困難であると考えられます。確実に村民の皆様に防災行政情報を伝え、安全・安心な暮らしを確保していくためには、現状において戸別防災行政無線機の対応が有効であると考えております。村民の皆様の安全・安心な暮らしを守っていくことは、行政の責務であり、そのため必要な手段としては、戸別防災行政無線の設置が有効というふうに考えて、ご提案を申し上げた次第であります。

次に、2番目のご質問の「防災行政無線推進委員会だけの意向で進めてしまっているのか」でありますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、戸別防災行政無線機の設置については、山形村においてほかにかわる手段がないことから、行政の責務として設置を進めておることとしております。したがって、防災行政無線事業推進委員会においては、戸別防災行政無線機の設置の有無について協議をするということではなく、確実に情報伝達を図る仕組みとして必要となる戸別防災行政無線の設置に向け、具体的な推進方法について協議をいただいております。

次に、3番目のご質問の「戸別防災行政無線機の設置は本当に必要か、松本市、安曇野市のような拡声支局だけで十分対応できないか」であります。既にお答えしましたとおり、山形の実情からしまして、拡声支局だけでは村民の皆様の安全・安心な暮らしを確保することはできません。

このため、戸別防災行政無線機を設置するものであり、山形においてこれが必要不可欠な整備だというふうに考えておりますが、これにつきましてはいろいろと検討し、納得できる方法を考えていくというようなことは思っております。

以上、そんなことで第1回目の質問にお答えしました。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今の説明で、拡声支局はいろいろな苦情があったりしていけないというようなことで、どうしても戸別的につけたいということですが、村長も以前も言ったのですが、村で無償で貸与するので対応してほしいということなのですが、本当にそれだけで十分かということなのですよ。

やはり有線が使えなくなるから無線を置いてというような話ですが、置くに当たってはいろいろな問題が出てくると思うのですが、それが今、3,000戸弱の予定でやっていますが、これが本当にいろいろな形でいったら2,000戸以下になったりした場合はどんなふうに対処するおつもりか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 一応、28年度の予算に計上しております防災行政無線の整備につきましては、今の何しろYCS関係の施設がもう老朽化して、かえるようなもう部品がないということで、本当にもう限界が近づいたというようなことで、戸別のそれぞれの受信機にかえるということでございまして、とにかく村民が安全・安心なためには、1世帯には1個は必ずこれを設置するというようなことで村は考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今現在、YCS、有線放送ですが、外してある家庭もかなり聞きます。もう、だから、それとあと、告知放送があっても聞かないという人が増えているのですよね。それでもってどうしても3,000戸も完全に置いてもらうのだということですが、どうしてもいないという人が出てきた場合はどんなふうに対処するのです？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在の告知放送の関係で、いろいろな必要ない情報についてはいらぬという方は結構あるかと思えます。そういうときには今度整備します戸別防災受信機については、必要ないものは聞かないように設定していただいた中で、どうしても緊急時等についてはもう一斉に村から発信して、情報を伝達するということが非常に重要なことだと思いますので、必要ないという方につきましては村のほう、それから地元の方の協力を得た中で、ぜひ1世帯には1機は設置していくというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その辺の説得はそんな程度で大丈夫です？ それと、あともらった方がいいが、処分したり、場合によっては売ってしまったというようなのが出てきたらどうするのです？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） どうしても必要ではないという方については、最終的にはいろいろ地元の方とか近所の方と、一応、ぜひつけてくださいというようなことには村としても一緒にやっていきたいのですが、どうしてもいないという方については、強制的に置いていくわけにもいきませんので、そういう方についてはまたいろいろな、それぞれ地元の方とか、そこら辺と協議した中でやっていきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 防災行政無線推進委員及び村の担当者、担当課、戸別行政無線機の設置してある他の市町村をどのように視察して、どのような答えが出たのかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 私もちよっと最初から携わっておりませんで、具体的にわ

かりませんが、議会の総務産業常任委員会が視察に行ったときに、村の担当が同行さしていったと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり、新しく変わったり、担当になったら、やはりどういものかも見て、ただ話に聞くだけではなくて、よそはどうしているんだという実績も見た上での予算提案ならわかるけれども、ちょっとあまりにも荒っぽすぎないかね。その辺、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回につきましては、27年度において設計、それから工事というようなことで予算計上しましたけれども、設計に非常に期間がかかった、もう10カ月近くかかったということで、27年度の工事は無理だということで28年度以降にするというようなことで予算計上を組みかえさせていただいております。

それで、いろいろ、恐らく防災行政無線というのは、もう結構、隣の朝日村でもそうなのですが、導入されている中で、そんなような実例等も見た中で、今回、28年度で一応、その専門の設計をやる協会ですか、そちらのほうに依頼して今回つくったということで、専門の設計業者につきましても、あちこちでそういう実績等を積んでいるということでありまして、そこに委託した中で設計をつくってもらったということですので、最新のものができたのではないかと考えておりまして、村では28年度の予算のほうに工事というようなことで計上させたかというようなことで考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 確かに、言われることはわかるのだけれども、やはり、山形は特に、私たちの聞いた話の中では、戸別受信機の先にアンテナをつけるという例はそんなにないと思うのだよね。その辺の実態は、よそで、1ワットにして飛ばして、アンテナをつけなければいけなかったというのは、実績とかそんなようなことは聞いているわけですか？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 委託した業者につきましても、何日か村内に入って、実態調査等を、電波の状況とかそこら辺を調査してあります。それから、それぞれの市町村、いろいろなやり方はあると思うのですが、この山形としては山形に合った

やり方というようなことで、その業者が設計したかと思います。

今後、推進につきましては、やはり実際に村民の方の同意がないことには進みませんので、そこら辺も含めた中で、もし修正すべきものは修正しながら進めていきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） この間も、区の三役とのときの一般財団法人の電波技術協会からの話の中で、やはり無線の出力許可というのが1ワットと限られたということなのですが、これはあくまでも山形村の、役場のそこに、この辺に親局を置いて飛ばした場合ということですが、同僚議員からのアイデアでは、親基地を和田境辺りに持って行って、役場に向かって飛ばしたら、そんなことなく、ここで飛ばすと1ワット以上になってしまうと日本海まで飛んでしまうような話だったのだけれども、逆にこう、役場に向かって、山があるわけですので、そんなふうな形で飛ばしたら、かえってアンテナがいらないで済むのではないかというような話をしていますが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 議員のおっしゃるご意見とか、あと、いろいろなご意見等聞いておりますので、そこら辺、実際に村の職員自身、そういう専門家ではございませんので、こんな方法ができるとか、そういう聞いた中の意見を今回の設計業者と交えた中で意見交換しながら、少しでも住民に理解が得られるような方法で実施していきたいということで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今の、現在でやはり無線ということにも頼らないでも、スマホとか、総務省で今行っていますWi-Fi環境の整備促進事業というのがあるわけですよ。その中に、防災拠点事業というのがありまして、補助率は2分の1だそうですが、こういうWi-Fi活用の新しい防災拠点事業というものができないものか。どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今の、どんなような事業かわかりませんので、今後、それも含めた中で、どういう方向がいいか検討させていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） いろいろな形があると思うのですよね。確かに、無線にこ

だわって、1個1個の無線もあるし、こういうふうに事業内容で総務省も行っているわけですので、こういうのもぜひ集めて見ていただきたいと思います。

以上で。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

竹野入恒夫議員。次に、質問事項2「雨氷について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その2は、「雨氷について」1月29日に発生した清水高原の雨氷による倒木被害は、標高900メートルから1,100メートル、1,200メートルに目立っています。

雨氷による被害状況はということで、A、村有林の被害状況は。B、民有林の被害状況は。C、村道、林道の被害状況は。D、スカイランドきよみず、清水寺、別荘の被害状況は。E、その他の被害状況は。車等。

2として、今後の対策は。3、国、県からの支援体制は。

この質問は、先ほど大池議員、西牧議員が質問しておりますので、簡単な答弁で結構です。1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、2つ目の雨氷についてのご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「雨氷による被害状況」であります、「村有林及び民有林の面積はどのぐらいあり、被害状況はどの程度か」については、山形村の森林総面積は1,276ヘクタールであります。そのうち574ヘクタールが村有林で、残りの702ヘクタールが民有林であります。被害面積の所有者別については、先にご質問の大池議員にお答えしましたとおりでございます。

村道、林道、スカイランドきよみず、清水寺、別荘地及びその他の被害状況についても、先の大池俊子議員の答弁で申し上げたとおりであります。

次に、2番目の質問の「今後の対策は」と3番目のご質問の「国、県からの支援体制」であります、これも先の大池俊子議員の答弁で申し上げたとおりであります。

これで第1回目の質問の回答とします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その中で、車両が含まれているわけですが、2台でしたっ

け。その車両は、車両保険に加入していると思うのですが、どの程度の補償が出るのでしょうかね。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） ちょっと今、その辺についても、どうなのかということまで問い合わせ中でございますが、ちょっと厳しいかなというようなことで、自然災害と申しますか、そこら辺のことなものですから、まだ正式には来ておりませんが、今、照会中ということでございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） これ、自然被害だと出ないわけですか？ 例えば、普通のところを走っていても、枝が折れて落ちてきたような場合は、私たちの保険は出ているのですが、それもだめなんですか？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） すみません。今、具体的なことは照会中ございまして、幾ら出るとか、該当があるとか、ちょっとそこら辺までは、現時点では不明ということでございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 林道のことでお聞きします。堂ヶ入ダムから上と、横吹1号はもう入口から入れないわけですが、その辺は一番初めにやらなければいけないと思うのだけれども、いつごろからやることになっていますか？

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほど大池議員のときに村長答弁いたしておりますけれども、村としては危険なところから早急に手をつけたいということであります。ですので、新年度に入ってになりますけれども、その辺は早々に手をつけて整備をしていきたいということであります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 私ども、四ッ谷の区有林があるわけですが、やはり横吹1号線、全然入って行けないので見ようがないのですが、3月も役員の切りかえ等があるわけですが、やはり早いうちに見たいので、大体4月のいつ頃から始まってやるのか、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 具体的な日にち等については、また、スケジュール等

についてはまだ詰めてはいないのですけれども、何回も申し上げますけれども、なるべく早い時期に対応していきたいということであります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 先ほど大池議員の質問の中にもあったのですが、林道が復旧して被害が明らかになった場合は、民有林の被害者たちを集めて説明ですか。現地辺りで集めるのですか。それとも、役場に集めて写真を見せたりしての説明になるわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） それにつきましても、被害の状況の大きさによって大分変わってくるかと思えます。その辺も含めまして、早い全体の把握という部分、調査していきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 倒木ではなくて清水に行く途中の、頭だけ折れているというのが非常に目立つ地区があるのですが、あれはもう、どんなような処理をしていくつもりです？

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 頭折れの木につきましては、使用ができないというようなことも言われています。まだ生きていればいいのですけれども、その折れたことによって枯れてしまうというようなケースが多々あるようですので、伐採していくというような形にはなっていくかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） これ、補助金等がしっかりしないわけですが、国は無理だと思うのですが、県には何か村として特別なお願いごと、そのようなとってくれる予定はあるのです？ 予算的に。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 補助事業につきましては、国と県の補助になります。先ほど言いましたように、7割程度の一般的な補助事業が見込まれますので、残りの3割の負担について、村でまたかさ上げをしていくのか、ということも出てきますが、その辺も含めて今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、説明していただきましたので、なるべく補助をもらっ

て、1日も早い復興を願っているわけです。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 次に、質問事項3「ふるさとプロデューサー育成事業について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その3は「ふるさとプロデューサー育成事業について」

1月16日にふるさとプロデューサーの育成事業の研修報告会がありました。その中の1人の方の提言に、「山形村って？」農産物や特産品のブランド化、観光発信などの対外的発信としていく中で、村の名前を見る人にとっては、そのほとんどが初めて山形村を見ることとなります。そのときに先入観なく、また、あるイメージに誘導されないために、『信州やまがた村』を関係者が共通認識を持つことが求められる」とあります。

そこで提案です。役場、社会福祉協会、商工会、観光協会などで使用する封筒に、「信州やまがた村」を使用できないものでしょうか。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは3番目の質問であります。「ふるさとプロデューサー育成事業について」の質問にお答えします。

ご質問の役場、福祉協会、商工会、観光協会などで使用している封筒に『信州やまがた村』をしようできないものでしょうか」でありますけれども、このご提案、どうもいただきましてありがとうございます。

「信州やまがた村」という文字を見たときに、見た目の柔らかさというか、耳から聞こえる優しさの響きが両立して、山形村を初めて目にする、あるいは耳にする方にとって、とてもよいイメージを持ってもらえるよい例ではないかと思えます。今後、参考にさせていただきたいと思えます。

何事においても第一印象というのは大切なことでありまして、一般の企業ではイメージ戦略といったことも力を入れているとお聞きしています。最近では自治体でもこうした戦略を掲げているところも多いと聞きますので、今後、行政だけではなく、JA、商工会、観光協会など、関係機関と連携した取り組みで、山形村のイメージアッ

プにつながっていくような取り組みを検討していきたいと思います。

これで第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ここに、山形商工会とか観光協会、山形村の役場の封筒があるわけですが、やはりどれを見てもかたいイメージで、やはり「信州やまがた村」というのをぜひアピールしていただきたいと思いますが、このような形の中で、いろいろなものに「やまっち」もつけ始めたものがあるのですが、「やまっち」との対応、一緒の対応というのは考えられないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 「やまっち」と一緒ということで、既に去年この観光パンフレット、これには「信州やまがた村」それから「やまっち」も入れてあります。そんなことで、このような形の中で、やはり役場の封筒等にもそんな形を取り入れていければというふうに思っています。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

○10番（竹野入恒夫君） はい。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

---

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位7番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略と施政方針を伺う」を質問してください。

三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 議席番号10番、三澤一男です。本日は、村のまち・ひと・しごと創生総合戦略と施政方針について、幅広くなると思いますが、お伺いいたします。

村長は就任から「日本一元気で明るい村づくり」を挙げ、村政に取り組み、28年度は任期最終年度総仕上げの年となります。村の中長期人口ビジョンの策定、まち・ひと・しごと創生総合戦略は本部長として将来の村を見据えた案をまとめ上げた立場として、人口ビジョン、地方創生総合戦略と施政方針について、関係を合わせながら、私見を交え、質問をさせていただきます。

質問1、人口ビジョンについてお伺いします。総合戦略の位置づけとしては、村の第5次総合計画と整合性を兼ねながら策定となっています。総合計画終了年度平成34年度の人口目標は、総人口9,000人としていました。人口ビジョンの推計値との差異があるが、どのように考えていますか。また、将来予測2040年の人口は数パターンをシミュレーションし、国、県との整合性を図って推定しているが、合計特殊出生率の数値、人口置換水準2.07についての考え方についてお伺いしたいと思います。

質問2、総合戦略の具体的な施策、事業の展開について伺います。主に施策1に絞って、質問させていただきます。農業振興については、基幹産業の農業を守ることから、遊休荒廃農地の再生維持はもとより、荒廃防止対策は第一優先だと考えます。農業従事者の高齢化による離農を初め、担い手づくり対策は急務と考えます。今年度予算においても多くの施策を挙げていますが、主なものの考えについてお伺いしたいと思います。

6次産業化について伺います。大筋合意に達したTPPを考えると、農業に付加価値をつけないと生き残れないと思います。販売等を行う観光等では、農産物の売り場や駐車場等の整備は必要となります。今後は秩序を保ちながらも、農地転用等を視野に入れた土地利用の検討も必要になるのではないかと考えます。見解をお伺いしたいと思います。

施政方針でも灌漑施設等の整備が挙げられています。優良農地はしっかり守りながら、中山間農地には該当しなくても収益性や耕作しにくい農地については現状のまま整備しても地権者に将来負担のみが残る可能性があります。どのように考えておりますか。

質問3、健康を取り上げた施策では、健康寿命延伸の村づくりです。心身の健康を取り上げています。村内にウォーキングコース整備は必要と思いますが、冬期間はコース確保や気象条件に左右されやすくなります。あまり影響を受けないトレーニングセンター、保健福祉センターや各区の公民館にトレーニングマシン等の設置について考えはありませんか。体を動かし、会話をしながら健康を目指してチェックを受けられるところもあればと思いますが、合わせて考えをお聞きしたいと思います。

以上で通告に基づいた質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長（百瀬 久君） それでは、三澤一男議員の質問にお答えします。質問事項は「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略と施政方針を伺う」のご質問でございます。

まず1番目のご質問の「人口ビジョンと総合計画における目標人口との差異について」であります。

まず総合戦略と総合計画との関係ですが、地方版総合戦略は、人口減少の克服と地方創生を目的としています。

一方、総合計画では、地方公共団体の総合的な振興と発展などを目的としたもので、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、総合戦略では、数値目標を定め、P D C Aサイクルのもと、実効性を高めることが求められていますが、総合計画では義務づけられてはいません。そのような理由から、総合計画とは別に総合戦略の策定が求められています。

第5次総合計画の策定に当たっては、平成23年9月から審議が行われてきました。その際、目標とする人口推移の資料として、平成7年から平成22年までの国勢調査のデータが使われました。この期間は、出生数よりも死亡率の数が上回っていましたが、転入超過となっており、特に平成7年から平成17年では人口増加率2.81%であり、230人という比較的大きな人口の伸びであったため、増加傾向を維持していくことを見込み、希望的数値として人口目標9,000人としました。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、平成27年8月から協議が行われてきました。人口ビジョンにおける人口分析の資料も、国勢調査のデータが使われていますが、住基台帳のデータでは、平成17年度から平成25年度までは転入超過でしたが、平成26年度末ではマイナス11人の転出超過となりました。平成27年国勢調査の速報でも、村の人口はマイナス22人と、微減という数値です。このことから、村の人口減少は避けられないものとし、転入超過であった期間の影響は分析に取り入れず、人口減少が微減である今のうちに社会移動を均衡させる対策を講じ、自然減による人口減少に留めた上で推計しています。

総合計画の人口目標が希望的数値であるのに対し、総合戦略の人口目標は、現状をより厳しく反映した数値といえます。

次に、「合計特殊出生率2.07について」であります。我が国の合計特殊出生率は平成17年度1.26を底に、平成25年では1.43と回復傾向にあります。また、長野県では平成26年の合計特殊出生率1.54で、山形村では1.51とな

っています。県が平成27年7月、県内在住の約3,100人に行ったアンケート調査では、独身者の88.9%で結婚の希望があります。また、夫婦の予定する子どもの数は1.91人、夫婦の理想の子どもの数は2.44人との結果となっており、合計特殊出生率との間に差があります。そういった若者の希望をかなえることと、合計特殊出生率が回復した先進国では政策効果により2.0前後を達成していることから、県の考え方と同様に、2035年で人口置換水準2.07を実現可能目標値として設定をしました。

次に、2番目のご質問の「農業振興について」であります。山形村の基幹産業は農業であります。総合戦略、施政方針とも、農業の振興が基本目標であります。

政策としては、昨年12月の一般質問でも答弁しましたが、遊休荒廃農地を発生させない対策と担い手農家への農地の利用集積の推進を図りたいと考えています。平成28年度予算は、新規の事業はありませんが、農地流動化奨励金事業、農地中間管理事業、農村青年会議活動支援事業など、計上した事業を充実させ、対応していきたいと考えています。

また、6次産業化であります。農業者の経営規模が拡大することにより、所得の向上にもなり、雇用創出にもつながります。このことから、6次産業化の取り組みについては、これからも支援が必要だと思います。また、経営が加工施設、直売所、観光農業と展開していく中で、土地利用については農地から事業用地として活用していくケースも出てくると思います。

次に、土地改良施設の整備更新であります。これは農地を最大限に活用し、安定した生産活動が行えるよう実施していくものです。今後、村の大規模な事業として、大池原・東原地区では排水対策を、また、畑かん唐沢地区については耕作者等にアンケートを実施し、地元の意見を取り入れての計画整備となります。畑かん地区でも更新の検討委員会が設置されました。地域で十分協議をいただき、計画的に整備更新ができるよう、村として支援をしていきたいと考えております。

次に、3番目の質問の「トレーニングセンター、保健福祉センター、各区の公民館にトレーニングマシン等の設置について」であります。運動効果を出すことを目的とするトレーニングマシンは、近隣市村に民間事業者の施設があるため、村内の各施設へのトレーニングマシンの設置については考えておりません。憩いの場としてはすぐには無理かもしれませんが、各公園に簡易な運動器具を設置し、地域で活用していただき、コミュニティの構築につながればと思います。また、村民の中に高血圧の方

が多いという傾向があることから、公共施設に血圧計を設置し、気軽に血圧測定ができる環境をつくることを考えています。

なお、ウォーキングコースであります。保健福祉センターいちいの里に周辺を歩いた場合の商用時間、消費カロリー、距離を示すパネルを設置いたします。また、山形村のてっぺんの元気の出るハイキングコースに加え、身近にウォーキングを感じていただけるコースをつくりたいと考えています。

以上で第1回目の回答をします。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） いろいろと長い説明をいただきました。

その中で、総合計画と総合戦略、その位置づけは違うということは十分理解しているわけですが、当初、9,000人としていたのは確かにもう努力目標だということもお聞きしておりますので、それに対する現状との差異は、当然、今の数値でいくと、この27年度の特徴からいくと、国でも94万7,000人ぐらい減っていると。

一方、長野県の場合は、増加率1位の南箕輪村、2位の御代田町、それで3位が松本市になっておりますけれども、この3位が松本市ですけれども、増なのですけれども0.1%ということですから、もうほとんど横ばいだったということからいって、当村の場合は22年度が8,423人、27年度が8,403人、これ、速報値ですけれどもほぼこれが確定値に近いと思うのですけれども、そういうことから言うと、当村はそんなに人口的には減らなかったというふうに見ていいのではないかとこのように思います。

ただ、一旦挙げた9,000というものにトライをするという、その部分のところまでいくと、確かに厳しいのかもしれませんが、一度、その辺のところをもう一度頑張るぞということだけはお聞きしておきたいなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 9,000人という、上昇の計画でしたが、人口ビジョンでは微減と、こういうことでございます。差異は先ほど村長答弁のおっしゃるとおりでございますが、村としましては、できれば平行線か、もしくは増えていくのがベターかというふうに思っております。現在でも、山形村でも宅地造成が盛んに行われておりますし、このところアパートもできました。

ただ、転出がこの頃多いと、こういう実態がありますので、そこら辺の要因等も見

ながら、人口につきましては常に把握をしまいたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 以前からも申し上げておりますけれども、やはり人口というのは村の大きなファクターになりますし、地方創生等の交付の基準になる数字でございますので、その辺のところは十分踏まえて、人口に対してできるだけ、いろいろな施策があります。その辺のところは私もいろいろとお聞きしていますので、その辺の施策を一つ一つ確実にこなしながらやっていっていただいて、人口ビジョンを、推移をできるだけ少なくするという方向で行っていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどお聞きしております、将来予測までしなくてはいけないという、この国、県の方向に合わせて、それをつくらなければいけなかったという難しさがあって、この人口ビジョンもつくられているのだと思うのですけれども、2040年というこの長期のところはどうやってシミュレーションするのだろうかといったら、結局、最終的には2.07だったら、人口置換水準ということになると、増えもしないし減りもしないぞというのが2.07という数字だというふうに聞いております。

ですから、結局、2040年なんて先のことになるともうわからないから、もうそのまま増えもしないし減りもしないというところを持ってきてシミュレーションされた結果ですから、その数値について私は今とやかく言う段階ではないと思いますし、ただ、それは、これを一つの目安としては、それをまた先ほどからも申し上げていきますように、できるだけ減らさない方向、その辺のところを、そのためにはやはり今、問題になってくるのは合計特殊出生率と言われているので、山形村はこの総合戦略の中にも書いてあります。2014年は1.51。それから2019年は1.68ということで、こういうふうにあります。この辺のところを、やはり足元の数字を固めていくということが将来も減らさないぞということになるのだと思うのですけれども、その辺のところをもう一度、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 数値的な検証は出てくる場所ですから、足元を見ろということはそのとおりだと思います。

経過だけ申し上げますけれども、9,000人という山形村の第5次の目標は、本当に上昇気流に乗った考え方だなという、そういう増えていくところは非常にいいことだなと思って見ていたのですけれども、実際の現実、8,800人ぐらいで、8,000人を切る程度までだったら山形村は30年間ぐらいはいいだろうという

ふうに予想していましたが、若干8,000人を切るような数値が、6,800人という数値が出てきたものですから、ちょっとあれだなと思うのですが、いずれにしろ、この予測の中では、山形村の人口は減少するのだと。これが一つの事実であります。

だから、減少に対して、減らさないようにいかにいろいろな体制をとるかということだと思のですが、本当に地域全体が下がっているものですから、話をしていく、首長の会議の中の話でも、人の取り合いになってしまうのですね。だから、お互いに取り合うということに対して非常に抵抗があることなものですから、山形村に本当に望んで来ていただける。そういう人たちを呼び込むというようなことなものですから、本当に子育ての問題にしろ、福祉の問題にしろ、いろいろな形で魅力づくりをして来ていただくというような方策をとること。それから、定住移住もそうですけれども、今、本当に宅造が進んでいますので、宅造に対する本当の、村の中のほうの農地については、できるだけ縛りを何とか緩めてくれないかということを経に言いながら、来ていただける人にとっては宅造して来ていただけるという環境をつくっていただろうと思って、減少に対する対策を取り組めと、こういうふうな形で思っております。そんなことで。

いずれにしろ、微減だということは、ほかの市と比べればいい環境だというふうには思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 確かに、言われるようにそれぞれ自治体は、今回も総合戦略をつくって、自分のところは一生懸命頑張るぞということで、それぞれの自治体がつくられています。結局、とにかく一極集中を減らさないで地元に戻ってきてほしいというような、そういう戦略というのはやはり立てておかなければいけないのではないかとこのように思いますけれども。

私が例えば思うのは、ある自治体に行ったときに、これは行政視察で行かせていただきました。そうしたら、そこの自治体の人にはできるだけ子どもが、一生懸命子どもを育てました。それである程度になったら出て行ってしまっ、帰ってこないというようなことをできるだけ減らして、育ったところに、ふるさとに愛を持ちながら、またそこで生活ができるような、そんなような仕組みをつくっていききたいということを申しておりました。

それで、例えばそういうことから言って、今の山形にいる中学、高校ぐらいまでは山形にいます。それから後は、それぞれ希望を持って県外等に行くというケースもあ

りますし、そのままそれで外に出て行ってしまうというケースもそれはあると思います。ただ、一つ、例えば山形村でも奨学金制度みたいなものを設けまして、それを基金として、その基金を使って勉強していただいた方は、一旦村に帰って来たり、Iターンしたり、ここに帰ってきていただいた場合にはその奨学金については減免と言わなくてもここにきていただいたらそういう、住んでもらう、そういった意味を含めて、免除は難しいとしても減免をしてやるというようなことも考えられないかなというふうに思いますので。その辺のところは、そんなような考え方はないかだけ、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の場合につきましては、山口教育長の話にもありましたけれども、本当にふるさと教育と言って、小学校から含めて山形村のふるさとに対する教育を徹底しようということで、ふるさとに思いを寄せてもらうということは子どものころからあるわけですけれども、また、それを教える年配のシニアの皆さんたちが、自分の人生を子どもたちに教えることによって社会の機構を理解させてもらって、ここに帰ってきてもらうと。こういうのを取り組んでいただいていますので、非常に私はうれしいなと思っておりますけれども。

実際に、奨学金の話になりますと、先ほども誰かの議員さんが言われたような記憶もありますけれども、非常に山形村に確実に戻ってくるかというようなことも約束はできないですけれども、そういうような見通しが出ることになると、これまた一つの方策としてあるなというふうに思いました。これから研究させていただく課題かと思っておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） この人口ビジョン、それから総合戦略にかかわることの中で、この件につきましては今言ったような形で、できるだけここで育て、ここで次の世代を育ていけるような、そんなづくりをしていくというのが必要ではないかなというふうに思いますので、今のようなことを申し上げさせていただきました。

それで、次は、人口の関係から離れまして、先ほどもお聞きしております農地の関係でございますけれども、この6次産業化ということで、1つお聞きしたいなというふうに思います。

これはちょっと、卑近な例で大変申しわけないのですがけれども、私のところは唐沢そば集落という中の一部にあるわけですがけれども、このところは江戸時代から水力

を使いながら、それを、米をついたり、粉をつくったりして、それでやっていた業態の中から粉をひくということからそばができて、それを提供してきたというような地域だというふうに聞いております。

それで、その当時は民家はその住まいを使って提供していたということで、そんなに今のようにモータリゼーションの時代ではなかったわけです。車の駐車場だとか、そういったことというものは本当に必要なく、来ていただいた方に「どうぞ、お上がりください」というようなことでやってもらっていたのですけれども、近年は通年においてお客さんに見えていただくという、そういうような場所になっております。

それと、村も、道祖神とそばの里ということでやっていただいておりますし、それでこれは村全体でそばの里を起こしてくるわけですがけれども、そば集落というような名称を使う場合には、やはり何軒かないと集落という名称もなかなか浸透しないということになるのですけれども、ただ、村としては、ここはひとつの観光資源の場所だということでは言っているものですから、そういう形をとってきているわけですがけれども。その、場所の提供するようなところだとか、駐車場の確保には大変困っているという現状があるわけです。そういうことから言って、土地利用の件から言うと、ここは川と、隣は松本市になってしまう、そういう地域なものですから、駐車場の確保等が大変難しいところになっているのですけれども、その辺のところを村としては整備をしていただけるような、またはそういうような検討していただくような状態があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） ご質問の内容が、農業施設という部分での話かと思うのですけれども、先ほど村長の答弁がありましたけれども、農業施設として6次産業化、経営体が事業として運営をしていくということになっていけば、当然、加工、販売というようなケースも出てきますので、農業施設としての用地ではなくて、今度は事業用地として、農地から駐車場等の用地に転換という可能性も出てくるかというように思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それからまた、先ほど、ちょっと話が行ったり来たりして申しわけないのでけれども、国営事業が入っている場合にはなかなかその辺のところが難しいというお話を聞いておりますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） いろいろな要件があるのですけれども、農業施設というのであれば、要件の緩和されている部分もありますので、可能な部分かと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ありがとうございます。それでは、その部分についてはまた個別の案件になるケースもありますので、ここではそういったことでいろいろな、場所によってはそういった農地の流動化を含めて利用しなければいけないようなところもあると思いますので、それぞれご検討いただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど大池原、東原、これは優良な農地だということで、排水設備、これは必要なものだということで進めていただくということについては、今、これから緒についたばかりだと思いますけれども、ひとつ進めていただきたいなというふうに思っておりますが、今、国営で、先ほど言いましたように灌漑用水を唐沢地区というので、計画もあるし、その辺のところを進めていくということも聞いておりますけれども、これはそれぞれ進めていく中で、当事者同士の話し合い、それから許諾率というのか、どのくらいの方が賛同していただけるかということで事業の推進が決まってくると思うのですけれども、あと、後継者の問題等があった場合に、それを受けた人がそのまま将来にわたって負担していかなければいけないのかどうか。事業を許諾した場合に。その辺はどうなっているかをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 畑かん組合の唐沢地区につきましては、前回、更新を見送ったというようなことで、今回アンケートをとった中で、更新に前向きに対応していきたいというようなことを組合のほうからは聞いております。

その中で、当然、唐沢地区というところなのですけれども、農地環境といいますか、いろいろな地形とか地質とかいうようなものもあります。そうしたものに対応するような農地の整備、更新も含めた農地の整備を進めていかなければいけないというように考えておりますし、地元でも多分そういう要望が出てくるかと思っております。

当然、承諾をいただいた中では、事業のほうを進めていくものですから、その所有者については当然、事業での負担はしていただく形になります。ですが、担い手とか、農地の集積とかいうこともありますので、今度はそちらのほうを利用した中で、その辺も有効利用にしていいただければというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 将来的なことになりますけれども、やはりその辺で、後継者

問題も含めて、流動化、それから集積化、今後は必要になってくると思いますので、その辺のところは今後の行政の中でも検討していただきたいなというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、最後になりますけれども、質問の3で、健康を上げた施策ですが、近隣に、民間にそういった施設があるから村ではやる気はないよと。やる気はないというと失礼ですが、そういった施設を設置するというか、整備するという現状では考えはないというふうなお答えでありましたけれども、実際にはそういったものというのは結構公的な場所にもずいぶんあるのではないかなというふうに思うのですけれども、もう一度、再度、冬場等を考えたときにそんなようなものを設置するという考えは、ご検討はできないのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 環境的に整えば、そういうトレーニングマシンみたいなものがあればあって、そういう環境があれば皆さん冬場に運動しやすいのではないかと、議員のご意見もごもっともだとは思いますが、今、村のほうで取り組んでおりますのは、ウォーキングコースの活用ですとか、もともとの、そもそも運動のもとになる熟年体育大学で行っておりますインターバル速歩のような、そういうウォーキングのそういったものを周知をしていきたいというような、どちらかと言いますとハード面よりはソフト面に力を入れた事業を従来から行ってきております。

冬場の運動不足につきましては、先だつての健康寿命延伸検討委員会でも確かにそのような意見は出ておまして、そういった中で熟年体育大学も冬期はやはり参加者も多くなっておりますし、それからここ何年か山形村健康体操ということで、運動の体操を制作をしまして、各自が家の中でもできるように、天候に左右されずにできるようにということで周知を図ってきております。

また、教育委員会の社会体育等にも働きかけをしまして、講座等もなるべく冬期にそういう冬場の運動不足の解消や外出のきっかけになるように、28年度は開設時期を冬期に合わせて行ってもらうなどの工夫をしているということで、一点ご理解をいただきたいことと、それから、トレーニングマシンにつきましては、やはりその目的から考えますと、通常は運動指導士等が利用されるご本人の状態に合わせて運動処方

を、まずは処方箋を組んで、それに基づいて、基本的にはトレーナーがついて器具を使うという、それが事故なく、また体を壊すことなく体力等をつけられる基本になるという考えに基づいておりますので、そのようなことをご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） わかりました。その中で、一点だけお聞きしておきたいのですが、事業主体としての所管は違うかもしれませんが、教育委員会が以前、柔剣道場というのが実施計画の中に盛り込まれていたというふうに理解しております。

そういったような、これは教育委員会さんのほうへの質問ではありませんけれども、村としてそういう「柔剣道場みたいなものをつくります。それからトレーニングができるような場所をつくります」ということの複合的な施設にすれば、一つ柔剣道場ということになるとまたそれぞれの使い方が絞られてきてしまうというようなものになると思うのですが、それを総合トレーニングセンターだとか、そういうような名称で整備計画を再検討されたらどうかなと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 柔剣道場、兼ね備えたそういった運動施設、こういうことかと思いますが、実施計画には確かそんな、柔剣道場というような項目も載せてあったように思いますけれども、今すぐ具体的にいつとかそういうあれは今のところまだございません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） わかりました。ただ、大分、その柔剣道場については実施計画の近いところにあったというふうに理解しておりますので、その辺のところは、今日は教育長のほうを向いて話をしていませんので、ぜひ村のほうとしてその辺をもう一度よく見ておいていただいて、今後の計画の中に進めていただきたいなというふうに思いますが、もう一度。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） その前に1個訂正をさせていただきましたのですが、先ほど、私、卒業したときの奨学金の話を研究というふうに言ったのですが、実はまち・ひと・しごと創生戦略の中のところに施策、事業内容として盛り込んでありますということで、

訂正をさせていただきます。

それから、柔剣道場の話ですけれども、それは就任当時から話題に上がりまして、できるならばすぐつくりたいというテーマだったわけでありまして、いろいろの建設の場所とか環境とかいう形で後送りになってきまして、まだ先に伝承館の話があったり、いろいろな形で大きな事業が乗っかってきたというようなことで、実施計画に載ってはいるけれども、後送りになっているというのが現状であります。単独では無理かと思えますけれども、そういった複合みたいな形でいく形だったら、いろいろな助成も受けられながらいく可能性もあろうかと思えます。

いずれにしろ、近々の公共施設の維持更新とか、そういうようなものがどんどん上がってきたというようなことで、新しく建てる建物については、ちょっとすぐというようなことではいけないのですけれども、継続してという審議の内容だと思っています。ということだけお伝えします。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、多岐にわたってまとまりのない質問になってしまいましたけれども、村長にはこの1年は総仕上げの年として活躍されて、日本一元気な明るい村を目指して、頑張ってお励まれるように申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後3時25分まで休憩といたします。休憩。

（午後 3時13分）

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じて会議を再開します。

（午後 3時24分）

---

○議長（平沢恒雄君） ここでお諮りします。先ほど開催しました議会運営委員会において、本日の会議時間を一般質問終了までとすることに決定しましたが、これご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。

◇ 増 澤 武 志 君

- 議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 8 番、増澤武志議員の質問を行います。  
増澤武志議員、質問事項 1 「障害者差別解消法施行について」を質問してください。  
増澤武志議員。

( 7 番 増澤武志君 登壇 )

- 7 番（増澤武志君） 議席番号 7 番、増澤武志です。今回の質問は、障害者差別解消法施行についてであります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これが平成 25 年 6 月公布され、28 年 4 月 1 日施行となります。

この法律では、すべての国民が障害を理由とする差別の解消に寄与するよう努めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、差別の解消に必要な施策を策定し、実施することを定めております。さらに、行政機関及び民間事業者は、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを解消するため、社会的障壁の除去を求められたとき、負担が過重でない範囲で合理的配慮を行うことを行政機関に義務づけ、事業者に努力義務を定めております。

この法律の施行が迫る中、村の取り組みについて伺いたいと思います。

そこで質問 1、行政機関として村は不当な差別的な取り扱いに対する基本的考え方はどうか。

質問 2、行政機関として合理的配慮の提供が義務とされることについての基本的考え方はどうか。

質問 3、村民との関係において、保育園、小中学校は長期にわたり行政サービスが継続する。対応について特別な配慮が必要となると思われるが、考え方はどうか。

質問 4、職員への周知について、研修等必要と考えるが、職員対応についてどのように対応しているか。マニュアル等はあるのか。

質問 5、相談や紛争予防、解決のための体制はどうするのか。また、関係者等と地域評議会の設置について考えているのか。

質問 6、村の庁舎や施設、道路環境等において配慮が必要な箇所があれば把握している範囲で何う。

以上、1 回目の質問です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは増澤武志議員の質問にお答えします。「障害者差別解消法施行について」のご質問であります。

まず、1番目のご質問の「行政機関として、村は不当な差別的な取り扱いに対する基本的な考え方はどうか」についてであります。障がい者に対して正当な理由なく権利利益を侵害することを禁止するものであり、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての住民が障がいの有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを考えています。

次に、2番目の質問であります。「行政機関として合理的配慮の提供が義務とされることについての基本的な考え方はどうか」であります。障がいがあることにより、行政手続きや申請が不利益にならないように、個々の障害状況に応じた積極的な配慮が必要と考えています。

次に、3番目のご質問の「村民との関係において、保育園、小中学校は長期にわたり行政サービスが継続する。対応について、特別な配慮が必要になると思われるが考え方はどうか」であります。園児・児童・生徒の一人ひとりの状況や発達段階などに応じて、その子どもの個性や能力が発揮できる保育環境、教育環境や支援方法について、本人や保護者と一緒に考え、可能な範囲で対応してまいります。

次に、4番目のご質問の「職員への周知について、研修等必要と考えるが、職員対応についてどのように対応しているか。マニュアル等はあるか」であります。長野県の「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を参考に、山形村においても職員対応要領を作成中であります。作成後は全員に配布をするとともに、研修会を実施する予定です。

次に、5番目のご質問の「相談や紛争予防、解決のための体制はどうするのか。また、関係者等と地域協議会の設置について考えているか」であります。地域協議会の設置については、松本市・塩尻市・安曇野市・筑北村・麻績村・生坂村・朝日村・山形村で構成する「松本圏域自立支援協議会」において、共同設置するかを現在検討審議中であります。山形村では、人権擁護委員による相談、行政心配ごと相談、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営会議等の窓口もありますので、周知を図ります。

次に、6番目のご質問の「村の長所や施設、道路環境等において配慮が必要な箇所があれば、把握している範囲を伺う」であります。公共施設においてはトレーニングセンター、ミラ・フード館等のトイレのバリアフリー化を検討しております。道路環境については、既設のものは困難ですが、今後の新設道路の段差のない歩道確保等、慎重に検討が必要と思っております。

以上、1回目のご質問の回答になります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 一通り、今、1回目の回答をいただきました。

それでは、再質問になります。1番目の「行政機関として、村は不当な差別的取扱いに対する基本的な考え方はどうか」ということであります。法の趣旨にございませぬけれども、共生社会の実現のためにということで、大卒そのとおりでございます。

基本的な考え方として、私が資料として読んできている内閣府が発行している資料でございませぬけれども、行政機関の基本的な考え方、行政機関等における差別禁止を確実なものにするためには、差別禁止に係る具体的取り組みと合わせて、相談窓口の明確化、職員の研修、啓発の機会の確保等を徹底することが重要だとあります。このために対応要領をつくと国では義務づけられておりますし、地方公共団体は努力規定になっておると思っています。

対応要領につきましては、2つ目の質問ですか、4つ目だ、すみません。職員の周知に関しての県のマニュアルが、マニュアルといいますか対応要領ができていますということになります。そこは4番目の質問のときに再度質問いたします。

対応要領につきましてはいいのですが、この位置づけが、職員が重視する服務規律の一環という位置づけになっています。ですから、県の対応要領を今、作成中ということですが、参考で作成中ということですが、これ、服務規律ということになりますと、職員なら絶対承知していなければならないという、そういう必要がある中身であります。したがって、これに関しましては特段注意していただきたいと思っております。

それから、この件でもう1点ですが、啓発活動。これに関してはどうのようにされるおつもりか。これは村の職員対象でもあります。それから村民に対する啓発。それから事業者、福祉事務所とかありますし、例えばスーパーマーケットであるとか、そういった事業所にもこれは啓発をしなければいけません。この啓発はどうのようにされるおつもりか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 今、ご質問にありました村民の皆様への周知といえますか、啓発につきましては、また4月に入りまして広報ですとかYCS、それから村のホームページのほうにもご案内を載せたいというふうに思っております。

事業者については、国のほうからも、そういった国、あるいは県からもそういう案内は既に出ているものとは思われますけれども、特に担当課では障がいの方に関するサービスを提供する事業者とのかかわりが深いので、そちらについても再度周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） これは啓発が大変大事だと思います。村民一人ひとりが差別解消に向けての心構えといいますか、そういった姿勢をやはり持つてもらうためには必要です。それと、事業所。これは所管の大臣からそれぞれの事業ごとに出されることになっておりますけれども、もう一つ、障がいのあるご家庭だとか障がい者への啓発。なかなかこれが進まないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） ご指摘のとおり、当事者の方への啓発というのも非常に大事だと思いますので、またそちらのほうも周知徹底できるように検討をして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 肝心の当事者、なかなかこれも施設へ入ったりとかして、情報が入ってこない。あるいは、入ったとしても理解ができないというか、そういったような場合もございます。したがって、これも関係する家族だとか、あるいは施設だとかを通じて、細かい啓発活動をしていていただきたいと思いますが、その点よろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） そのように努力してまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。それでは2番目の質問に移りますが、行政機関としての合理的配慮の提供が義務とされることについての基本的考え方ということがあります。これがなかなか不利益にならないような問題、不利益にならないような対応をしたいということでもありますけれども、これ、どうでしょうかね。村民の方は

「こんなこと言っても自分さえ我慢していればいいんじゃないか」という、そういうお気持ちが恐らくは村に対して、あるいは世間に対してあると思うのですよ。そういったやはり気持ちを斟酌する、そういったことに関してはいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに障がい者の方、またそういったような、今、増澤議員が言われたようなことのあれは十分考えられると思いますけれども、そういうところを本当にしっかりと配慮していかないといけないことかなと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 申し出があれば、これははっきりしているのですけれども、やはり窓口で申し出がないと。しかしながら、どうも不自由しているということがやはり注意していればわかりますので、その点、細かな配慮をぜひお願いしたいと思いません。

その上で、先ほどの啓発とともに、配慮が必要とされる箇所だとか場面だとか、そういったものに関して村民、各方面から意見を、意見だとか提言を募集したらどうかと。これも広報でできますので。

あと、障がい者等の関係者、あるいは関係団体との意見交換等を行うということも、これに関してはやはり、申し出をしないということが考えられますので、ぜひその辺りも検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 今のご意見の中で、ご本人たちが気がつかれたことを積極的に行政の窓口が発信していただくという、そのことにつきましてはやはりこちらからの一方通行の発信ではなく、相互通行になるように、またその点についても配慮して取り組んでまいりたいと思えます。

関係団体につきましては、山形もなかなか団体の構成される方たちが、会がなくなってしまうたりですとか、役員さんが減少したりということで、直接に意見交換する場は少ないかとは思いますが、入所施設等に入所、あるいは短期入所等で利用されている方たちもいらっしゃいますので、また施設の職員等を通じながらも、意見は吸い上げていくように努めたいと思えます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 障がいを持っているということがはっきりわかる障がい者とか団体はそれでいいのですが、障がいではないけれども、例えば過労で腰が悪くてここ

でもってちょっと休みたいとか、そういったような方も中にはいらっしゃいます。そういった方に対しても、障がい者とはいえないけれども、やはり高齢者だとかそういった、我々も例外ではございません。年をとれば。そういった方の配慮に対してもやはり細かな配慮が必要だと思いますので、その点もお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは質問の3つ目でございます。保育園、小中学校というのは、窓口が年に1回、2回という対応ではなくて、朝から夕方まで、しかも長期にわたる、長い方は15年間ぐらいというおつき合いをするという、そういう長い関係でのサービスであります。そこで、文部科学省では対応指針が出されておりますが、その中で、学校教育分野については障がい者との関係性が長期にわたるなど、固有の特徴を有すとされておまして、対応に対しては特段の配慮が必要だという認識を持っておるようでございます。

そこで、保育園、あるいは小学校、中学校という年代別にいきますけれども、例えば保育園のことにに関して、細かな観察に基づいて、やはり粘り強い指導をするということが必要だと思います。

ここにちょっと新聞記事がございますので、紹介をいたしますと、これは玉川大学の教授の若月芳浩さん、横浜で保育園の園長をされているようであります。「この子にはどんな特性があって、どんな配慮が必要だろうか、一人ひとりを個別的に見てくる必要がある。それがわかって初めて配慮するべきところが見えてくる」ということで、合理的配慮というのはこういうものだということでもあります。これは障がいの有無にかかわらず求められることでもあります。そんな一人ひとりの個性を理解した幼児教育、保育に取り組むことが保育の質の向上につながるということを言っております。まさにこのとおりだと思います。

そこで、こういったようなことを受けて、やはりこれも新聞にございましたが、一つの例で言いますと、保育園、4歳児、5歳児の子です。落ち着きのない子どもの観察を通じて、どうして落ち着きがないのだろうかという観察をしていったところ、給食のときに食器を置く場所が毎回違っていることによって落ち着きがなかった。そこで、保育所ではシートをかえて食器の置く位置をあらかじめ机に貼っておいたら、落ち着きが出た。そういったような事例もあります。本当に細かい観察に基づいた配慮だと思います。

このようなことがあります。現在、保育園だとか子育て支援センター、児童館で

は、どのような配慮がされているか、またそういった指針について、お持ちでしたらお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 小林子育て支援課長。

○子育て支援課長（小林好子君） 現在、子育て支援課で行っております事業の中に、保育園、教育委員会、保健福祉課と連携した支援事業ということで、保育園の巡回子育て相談、それから小学校の巡回相談等、年に何回か行っております。

その中で、発達専門の相談とか、言葉の専門相談等、いろいろ行っている中で、保健師、それから保育士の見守りの中で見守る必要のあるお子様たちに対しての配慮を行っておりますところですし、児童館も含めまして、加配という形で保育士を設置とか、置かせていただいて、配慮させていただいている部分もあります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 細かい配慮のできる、細かいそういった目を持った指導をしていていただきたいと思いますが、そのためにも加配等、必要な人員についてはやはり必要だろうと思います。

さて、そこで保育園でもって成長していきます。それと、小学校へ上がっていくわけでありまして。その中でどうしても親のやはり関係が出てまいりまして、子どもの障がいというものを持った親の感覚であります。親としては、自分の子どもが障がい児と言われる、いわゆるレッテルを貼られるということに対して、大変落胆し、悲観し、また自虐的に自身を責めるというような、そういった精神的な負担がございます。そういったこともやはり配慮しなければいけない一つであろうと思います。

その中にもやはり、いろいろ新聞に出ているのがございますけれども、これは親がというよりも今度は子どもが、なのですが、幼いころ、保育園のころは他の子どもと同じ扱いだっただけで、ところが、年齢が上がってから、今度はその子に対して特別な配慮が始まる。これがまた逆に差別と受け取ってしまうかもしれない。子ども自身がそういった芽生えがやはり起こってくる。この配慮も必要だということでもあります。

そういった事例がございますので、保育園、子育て支援センター、児童館、それから小学校と、大変細かな配慮が必要だと思いますが、設置者であります村長がその件に関して所感がございましたら、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 保育園、小学校、それから中学校に向けて、そうした子どもたちに対して先生たちが十分配慮しているというシステムを聞いております。実際にそ

ういう形で動いていただいている保健師もいるということで、そのシステムを十分利用していただいて、今言われました当事者が本当に気持ちの上で困らないような形にしていきたいなと思っております。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） よろしく申し上げます。そこで小学校に入りますと、やはり同じようなことがございまして、特に小学校の施設の関係におきまして、配慮しなければならぬというところがございましてでしょうか。

これはやはり、これから必要であれば変えていかなければならないでしょうし、不備があればすぐにでも直さなければいけないと思いますが、今、村長の設置者ということでもってお聞きしていますけれども、村長の感覚で今の小学校、不足しているところがございましたら、ここでお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、小学校自体、100%は言えないですけれども、確かにきちんとやっていただいていることはあるかと思えます。でも、それぞれ気のないところもあるかと思えますけれども、十分な対応をしてやっていただいていることは感じております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） なかなか第三者が行ったときにも気がつかないことが多いようであります。

そこで、例えばこの事例であります。例えば、修学旅行に、授業に支援員を置いていらっしゃる子どもさんがいらした。その子どもが同行するということ。それと、生徒の安全のために保護者も同行してほしいということと言われたと。支援員の人件費と保護者の旅費を自己負担にするようにと言われたということ、これは茨城県の相談にあったということでございます。茨城県水戸の茨城県障害者差別相談室を開設したところ、そういう相談があったということがございました。

ここではやはり、今言ったとおりでございまして、追加の人件費と、それから保護者の旅費。これも自己負担にしてくれということと言われたということでもあります。この結果は、何度も何度も話し合いをして、結局、自治体がこの2つの旅費についても、それから人件費についても負担をしようということになったようであります。

ところが、こうならない事例もいっぱいあるようであります。全国では。これから

もやはり、子どもたち、障がいを持った子ども、またいらっしゃいますし、病弱な子どもいるでしょう。こういったことも起こる可能性もございますので、こういったこと、村長、所感がありましたら、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 今、お答えします。今年予算をごらんになってみるとわかりますけれども、増額してあります。ですから、配慮を必要とする子どもさんが修学旅行の場合は、特に女性の多い場合はそれだけ支援員をつけて修学旅行に行っています。それは私どもの公費のほうで、村費で対応しています。

それから、先ほど増澤議員がおっしゃられた保育園、小学校、中学校ですが、やはり早い時期にそのお子さんの障がいを見つける。そして対応していくということが一番重要になってまいります。先ほど言いましたけれども、保育園では健常児に見えたのですけれども、小学校に入ったら配慮を必要とするということもあれば大変なことになりますので。

今、巡回相談、先ほど子育て支援課長のほうからお答えをしたのですが、巡回相談、非常に私ども力を入れています。これは教育委員会の教育相談員、それから子育て支援課の保健師、保健福祉課の保健師、それから松本圏域の障害者相談センター「ウィッシュ」と言われていますが、松本養護学校がチームを組みまして、両保育園、それから小学校、そして今回は、先日中学校へ行きまして、なかなか組合立なものですから、難しい進展もあるのですが、どうしても中学校でのそういったお子さんがどういう生活を送っているかということがまたフィードバックをして、小学校での支援の仕方変わってきますので、その辺をことしから充実していくとともに、いわゆる生まれてからのシートを、今、作成中であります。というのは、それぞれのかかわるところがそれぞれ違ったかかわり方をしていくことは絶対だめですし、言ってみれば保護者に対して行った先々でそれぞれまた同じことを繰り返していく。一貫した支援がでなければ不信感を招いてしまいます。

やはり、この子どもさん、配慮を必要とする子どもさんの支援というのは、当然、本人もそうですけれども、子どもさんとの、保護者との信頼関係、行政の携わる者が保護者との信頼関係が非常に重要になってまいります。ということで、その一連のシートを作成して、来年度から生かしていこうと。そんな状況になっています。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。そういえば、予算の中に修学旅行の費用が計上されておりまして、ありがとうございました。

そこで、学校の中での、特に配慮を必要とすることを、やはり第三者の目で見るといふことが必要だと思います。そこで、これも一つの新聞事例ですけれども、熊本県の山鹿市というところがございます。そこでは全中学校区に合理的配慮協力員という、そういった役員の方を置いていらっしゃるということのようであります。

「目の前の子どもが自分の子であったらならどうしますか。支援を諦めますか。何とか知恵を絞り、必死で向き合い、力を伸ばそうとするはずです。」これは山鹿市の教育長の言葉だそうですが、この言葉をもとに、そういった合理的配慮をする、配慮を必要とすることを提言する協力員という方がやはりおられるようであります。週に2日勤務。今年は週2日勤務。その前の年は週3日勤務ということでもって、そういった方が配置されていたということのようでございます。

こういったこと、やはり子どもの口から、親の口からもなかなか出ない場合がございます。そこで、山形小学校ではコミュニティスクールに指定されまして、学校地域支援本部の活動が大変充実してきているということでもあります。

ぜひその中に、今の合理的配慮の協力員、こういった方の存在をやはり一人入れていただいて、学校を巡る環境だとか、あるいは学校とそれから家庭との関係だとか、学校周辺の環境、そういったことに対して目を配りながら提言をしていくという、そういった活動がやはり必要ではないかと思ひまして、これは私からの提案でございますけれども、今度、村長が総合教育会議を開催するという責任者でありますので、これに関しての所感をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） いわゆる学校運営協議会、それから学校支援地域本部というのは、地域とともにある学校づくりですが、やはりその背中合わせに守秘義務という、特に子どもさんですので、非常に守秘義務というのが重要になってまいります。

ですから、学校の運営についての全般については、その学校運営協議会なり学校支援に入っている方たちからいろいろご意見を伺うケースもあるのですが、やはり配慮を必要とする子どもさんについては、相当慎重に考えていかなければならないと思います。ただ、常日ごろのいわゆる特別支援学級での授業だとか学校生活については、常に気を配っていなければいけないことだと思ひています。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 確かにそのとおりだと思います。この場合も、山鹿市の場合も、これは特別支援教育に精通した校長先生だとか、あるいは教育行政の経験者。こういった経験者を任命しているということでありまして、やはりこういったことの性格上、守秘義務等ございますので、大変そういった意味でも配慮が必要だと思いますので、そういった方であろうと思います。ぜひまたこれも検討いただきたいと思います。

それでは、質問の4番目になります。職員への周知であります。今度は職員の周知でございますが、先ほどの職員対応要領、村長のほうは長野県で既に制定しているということで、ここがございます障害者支援課が窓口でこれつくったものでございます。これを受けて作成中だということではありますが、4月からこの制度が始まります。研修はいつ行われる予定でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 職員対応マニュアルというか要領でございますが、これ、私も長野県でつくったものを見させていただきました。今年の1月ですか、県は。ですから、これを参考に山形バージョンに直してということで、4月から施行ということでございますが、4月からまた新人職員も入ってくるものですから、そこら辺もありますので、4月早々には何とか間に合わせたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） これは県のほうなのですが、県職員としてのやはり姿勢をアピールする、宣言するという格好になっています。この概要のところ、「1. 趣旨」「2. 目指す姿」とあって、「3. ここに全ての県職員は不当な差別的取扱いをなくします」「4. 全ての県職員は合理的配慮の提供義務を果たします」「5. 全ての県職員は障害の特性や必要な配慮の理解に努めます」こういうアピール宣言みたいなものが入っております。

やはりこういったものを村民に対して、職員はこのように、この法律の施行によってこういう姿勢ですよということをやはり言うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） そのとおり。山形村でも職員にこの法律の趣旨をよくわかってもらおうようなふうにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ですから、職員に理解していただくのはいいのですが、村民に対して、村職員はこういう姿勢ですよということをアピールする。このことに対して

いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） はい、わかりました。村民に対しましても、村の職員がこういうふうに対応していくということを伝えてまいりたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ぜひ広報で啓発する際にも、職員も、職員はこの姿勢ですよということをやはり明確に言っていただくことが、村民にとっても本気度がわかるという。それから、職員がやはりそういった目で見えていただく。村民からこれから見られるわけですから、先手を打ってちゃんと職員がやっていますよという、この宣言をしないことにはやはり進まないと思いますので、ぜひこの点をお願いしたいと思います。

それから、この職員の対応要領の中で、職員の差別的取り扱いがあった場合に、外部から相談があった場合の窓口をどこに置くかということですが、これは窓口はどこでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 窓口につきましては、どこに置くかということはまだ内部で調整をしてございませんので、すぐにはお答えできない。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 県のほうでは障害者支援課ということでもって、障がい者の直接の担当課に置いているようですが、やはりこういった村ですので、職員の全般を把握する総務課でも、あるいは村長直属でもよろしいかなというふうに私は思いますが、またそこは、もう4月から法が施行されますので、待たなしでございまして、ぜひとも早期の対応をお願いしたいと思います。

それでは5番目の質問であります。これは地域の関係ですが、相談や紛争予防等の解決のための体制、また地域協議会の設置について。これに関しましては、圏域の協議会で協議中だということでもあります。人権擁護委員会とかそういった既存の組織がやはりございます。ですから、どこが見ることになるのかなと、ちょっと私もわかりませんが、保健所だとか福祉事務所、あるいは法務局等々、そういった関係部門がネットワークを組んで協議会をつくっていくことになろうかと思っておりますけれども、果たしてこれ、実際にはどのような中身で、いつ結論が出るかというようなことはわかりませんでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） 実は、明日もまたこの協議会が開かれる予定ではありませんけれども、関係者につきましては各市村、先ほど申し上げた関係の市村の事務局と、それからそういう障がい者の、村としても総合相談を委託料でお支払いをしている団体ですとか、それからおっしゃるように公共職業安定所とか養護学校等、それぞれの関係団体の長がかかわっての自立支援協議会というふうになっております。

この中で、また会長、副会長はそれぞれの団体からということで、私ども担当課長は委員として参加をさせていただいているわけなのですが、それぞれこういった協議体の設置は必要と考えておりますし、やはりできればそういう専門的な知識を有する方たちに中心になっていただいているということで、村単独ではなくて、共同設置ということでお願いをしてみたい。また、お願いをしている最中なのでありますが、まだ今のところ、いつまでにという結論を得ておりませんので、また決まればご報告申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 今やっている最中ということで、これ、主管になっている機関はどちらでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原保健福祉課長。

○保健福祉課長（塩原美智代君） こちらの協議会なのでありますが、会長は中信社会福祉協会の理事長が会長であり、副会長は幹事市ということで、塩尻市が副会長、（塩尻市）の担当課長が努めるような協議体になっております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。民間の方ですね、社会福祉協会ですから。官民協力してやっていくということで、結構なことだと思います。

それでは、質問の最後であります、村の庁舎や施設、道路関係等において配慮が必要な個所ということでお聞きしました。公共施設ではトレーニングセンターやミラ・フード館のトイレのバリアフリー化ということをお聞きしていらっしゃるということですが、具体的には段差をなくすだとかということでしょうか。あるいは、ミラ・フード館は何か灯りも暗いということをお聞きしていますが、具体的にはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 山口教育長。

○教育長（山口隆也君） 村のほうで公共施設の整備計画というのを平成28年度に立てていくということですので、その中ではこれから、これは私の考えですが、やはり障がい者、高齢者がどんどん増えますし、高齢者、障がい者に優しい公共施設という

ことになれば、段差をなくして、それから洋式のトイレにして、それから照明を明るくするという、少し工事費はかかっても、そんな方向に今後はしていかなければいけないかと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 法の施行がありますので、これは待ったなしだと思っております。配慮ということになりますと、やはり改築をせずにできる場所もありますので、そういったことも細かい配慮が必要かと思えます。明るくするぐらいはできるだろうと、すぐ思いますけれども、よろしく申し上げます。

それから、村のホームページであります。ホームページを見ていますと、やはり画像だとか表が出てまいりまして、読み上げソフトというのが今使って、文字を直接機械読みをして置き換えて聞いていらっしゃるという方もおるようでございまして、そういった読み上げソフトに対応するようなホームページになっているかどうかをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 詳しくはわかりませんが、恐らくまだなっていないと思えます。そんなような要望も含めた中で、少しでも住民の方が利用しやすい、見方が利用しやすいようなものに徐々に変えていきたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 特に、生活関連の手続だとか、そういったことに関しては文章でもって読み上げられるように書いていただければソフトが使えますので、そういった文書の作成の配慮をしていただくということだと思います。私も前の職場でそういったソフトを変えてきたといいますか、文章化することをしたことがございますけれども、やはり1回それをやっておかないと、また苦情になると思えますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。それは結構です。

それから、役場の庁舎管理の関係で、ちょっと気になったところなのですが、福祉バス、それから西武コミュニティバスの停留所が玄関前にございます。そこで待っていらっしゃる子どもといますか、朝は子どもさん、松本養護学校へ通われる子どもさんとか、あるいは高校生が待っていらっしゃいます。この寒い時期、あるいは雨、雪の時期にあそこでもって、外で、玄関のひさしの下にいますけれども、ぜひこのあたり配慮できないか。あそこの風除室、片方を開けて中で、せめて風が入らないような、そういうところに利用するようなことができないか。これは本当に心が

あればできることだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） そこら辺までちょっと気がつかなかった点多々ありますので、そこら辺は宿直のほうと調整しながら、少しでもバスの待っている方に利用しやすいようなことで、玄関の風除室等を開けて利用していただきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 庁舎の管理の関係になるものですから、これは総務課の判断でいいかというふうに思います。やはり、そういった方も、寒いといっても、雨が降っているといっても、声を上げないわけです。そういった方への配慮というのをやはり我々が斟酌していくということが大事だと思います。そういった力をやはり村の職員の皆さんに持っていただいて、配慮できるような、そういったことをしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから庁舎であります。役場についてですが、この庁舎、下足は全庁舎解禁でよろしいわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） おっしゃるとおりで結構です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。と言いながら、西側の玄関から入りますと、今、税の申告の方が2階へ上がられる。そのときに必ず何かスリッパに履きかえて行っておりますが、ではあの下駄箱はいらないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 恐らくこの時期、非常に雪とか何とかで、結局、履物が汚れているような関係で、庁舎自体が汚れているような格好で、あそこで今、税の申告の時期ですけれども、履きかえるというようなことがあろうかと思っておりますので、そこら辺もどういう、汚れを落として上がってもらうのがいい、そこら辺も含めた中でまた考えていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 西側の玄関では何も書いてない。こちらのほうは泥があった場合は靴を脱いでくださいと書いてある。対応が違うのですよね、やはり。一貫した対応で、村民がわざわざ下足で来たときに履きかえなくても済むようにするということ

は、これは大きなサービスです。これもトレセンも同じようなことが言えると思います。それから、段差の解消等ございますけれども、トレセンもそうだし、役場の2階もそうですが、トイレに入るときも履きかえていますね。これも必要ないと思います。

私の経験とといいますか、これは松本市のあれなのですが、前市長、今の市長の前の市長が就任をしたのが平成3年であります。今から24年ほど前ですが、このときに上履きへ履きかえるとか一切なしにしろということをして、就任早々、命令が出ました。これに対しては我々、大変戸惑いまして、当時ですからもう24年前ですので。そんなことをしたら、せっかくきれいな床が汚くなってしまおうとか、いろいろ文句をつけましたが、最終的には全く何の影響もなかったのです。何をしたか。下駄箱の撤去とスリッパの廃棄。それをしてだけです。これはバリアフリーという考え方がちょうど普及してきたそのときです。そのときにいち早く、施設の、市の施設に適用した。これはリーダーの決断でありまして、今考えてみると、よくあの時代にそこまでできたなというふうに私、感心しております。そういったことで、これはもうできないことはないです。これはもうやる気ですので、ぜひお願いします。

それから、福祉センターであります。福祉センターは段差もないユニバーサルデザインの施設としてつくられております。これは障害者や高齢者、配慮が必要な方の利用を想定してつくったわけでありまして。しかしながら、やはり下足の履きかえが常態化し、強要されています。これも法の配慮の適用ではないかと思いますが、この点に関しては、村長、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今のご指摘を合わせまして、検討する要素と思いますので、検討させてください。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 検討ではなくて、これはもう4月に法律が始まります。

これ、私の経験した事例ですが、福祉センターが選挙の投票所になっておりました。私が投票所に行きますと、私の前に義足の老人の方がご夫婦でいらっしゃっていました。その方がブルーシートの上で靴を脱ごう脱ごうと一生懸命やっているのですが、ブルーシートの上に座り込んで一生懸命脱ごうとしています。ただ、義足についている靴がものすごく硬い靴ですから、あれは革の。それを脱いでスリッパに履きかえて投票所で投票しなければならない。このようなことがあっていいのでしょうか。村長、いかがでしょう。

- 議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。
- 村長（百瀬 久君） それは十分配慮すべきことだと思っています。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。
- 7番（増澤武志君） 私はそれを見まして、すぐ中の投票管理者に何とかしてくれというふうに申し上げました。その後どうなったか、私も把握はしておりませんが、バリアフリーでつくった施設を、わざわざバリアをつくっている。何なのでしょう。何が原因だと思いますか。
- 議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。
- 村長（百瀬 久君） そうですね。わざわざつくっているというふうな、相当配慮が足りないではないかと思っていますけれども、十分それを配慮するような形で考えなくてははいけません。わかりました。
- 議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。
- 7番（増澤武志君） そういったようなことがございましたので、ぜひ心にとめておいていただきたいと思います。これはもう村の職員みんなとめておいていただきたいと思います。
- 要するに、99%の方が問題ないよ、いいよと言っても、1%の方が困っている。この困っている方に対して、村は配慮すべきだということ。これを忘れてはいけません。そして、この1%の方の配慮は、残りの99%の村民も配慮するという、それが法の趣旨です。ですから、そういった意味で、この啓発をちゃんとしていていただきたいと思います。
- 終わりになりますけれども、さっき言ったように何の障壁もない、障害のない施設なのにもかかわらず、壁がある。何の壁でしょう。これは村当局の皆さんの心の壁ではないかと思います。その心の壁が職員にも同じように心の壁となって立ちはだかっている。そこに村民と村当局との間に乖離が生じる。この壁を撤去することがこの法律の施行をもとにぜひ撤去していただきたい。これはリーダーとして、村長にぜひお願いしたい。このように思います。
- 以上を申し上げて、私の質問を終わります。
- 議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

---

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 9 番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項 1 「雨氷災害について」を質問してください。

小林武司議員。

（5 番 小林武司君 登壇）

○5 番（小林武司君） 議席番号 5 番、小林武司でございます。「雨氷災害について」を質問したいと思います。

今回の一般質問で、同僚議員が今までに 3 人ほど雨氷の関係で質問をしておりますので、私の質問しようと思ったほとんどが回答されている形になってはいますが、一応、重複した点については簡略及び省略させていただいて結構ですから、一応、述べてみたいと思います。

雨氷災害について。1 月 29 日に発生の雨氷災害による倒木、あえてここに私、折木と入れたのは、先ほど竹野入議員のおっしゃったように、非常に普通の台風災害とか普通の雪の重みの災害と違って、雨氷の災害というのは倒木だけでなく折木が 10 メートルぐらい高いところ、10 センチとか 20 センチとか、そういうところの折れた被害が非常に多いということで、あえて倒木だけでなく折木を入れて、こういう言い方をさせていただきました。

倒木・折木は大きな被害をもたらしました。村は災害対策本部を迅速に設置対応し、そのためもあって人的被害を全く免れたことは本当に不幸中の幸いであったと、対応していただいた関係者の皆様には経緯と感謝を申し上げる次第でございます。

まだ被害林の調査等は続行中ということです。また、先日も雪も降りまして、足元の悪い中、職員初め大変努力されていると思いますが、今までに村から二度ほど被害状況及び今までの対応経過の報告を受けておりましたので、概要は察することができました。こういった中で、先ほどの同僚 3 人の質問でほとんど賄えるとは思いますが、次の点について、重複している点もあるかと思えますけれども、質問したいと思えます。

1 つ目、倒木・折木による別荘、清水寺などへの被害は。これはもう回答をいただいております。

それから 2 番目に、停電による水道凍結破損事故はあったのか。これも大体答弁いただいております。

3 番目に、スカイランドきよみずのボイラー破損の状況。これも答弁いただいておりますかと思えます。

それから4番目に、今回のような停電による凍結破損等は電力会社に責任が発生するかどうか。これ、大変に微妙というか、難しいことも絡むかと思いますが、これはちょっと答弁いただきたいと思います。

それから、5番目のスカイランドきよみず営業再開の目安。これはめどは立って4月1日ということで、先ほど報告を受けましたので、これもいいかと思います。

それから6番目に、今後、長雨や集中豪雨による流木混在の土石流発生の恐れもあるが、この対処はどうか。若干答弁で説明がありましたが、これは再度お願いしたいと思います。

それから7番目に、村有林道と、私道林道とといいますか、識別ははっきりしているのか。村有林道のほうはほとんど村で管理したり、図面にもしっかり載っているかと思いますがけれども、私有林道というものはどういう扱いになっているか。

昔は共用、私有林の所有者の共用とか私有林をたんと持っている人の力の大きい人がかなり上げたとか、マンガンの鉱石を出す場合にはマンガンの事業者が道路を関係者にはかってあげたとか、いろいろな過程がありますけれども、今、ほとんど大きい川に沿った河川の管理と合わせている場合と、林道というものが全く別なのか。

特に今回の横吹沢、唐沢川、大池川、堂ヶ入沢、三間沢川ですが、そういう関係は村有林とか村道が通っているわけですがけれども、前面に見える鳴籠川の関係ですがけれども、これが大沢と本沢というか、結局、そこに本沢の関係は南沢、中沢、北沢という沢がある。それから大沢の関係に、大沢が上で2つ、こっちにミズキ沢とかなっているわけですが、今現在は全く道路らしきものではなくて荒れていて、川だかちょっとわからないような状況。そういったのは今後どうなるのか。

それと、その後、これもちょっと、その上部に今回も雨氷被害の箇所があると思われるので、そのときに説明させていただきますが、この関係もちょっとお話をお願いしたいと思います。

それから、8番に有害獣防止柵の破損が朝日村、塩尻市の小坂田公園の周りの柵が壊れたとか、そういうのもありますけれども、多発したわけですがけれども、当村でも今後、保護柵を推進するような方向になっておるわけですがけれども、それに対する今回の雨氷というものがちょっと認識を改めるといいますか、大きく緩衝帯を設けるとか、いろいろ考えも出てくるかと思いますが、その辺を村長というか、所感をお願いしたい。最初にそんなことで質問したいと思います。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、小林武司議員の質問にお答えします。雨氷災害についてでございますけれども、では、重複を避けまして、ここはという4点についてお話をしたいと思います。

まず、4番目でありますけれども、「今回のような停電による凍結破損等は電力会社に責任が発生するのか」であります。電力会社に責任が発生しないと言われておりますが、今、確認中であります。中部電力には、停電の復旧に、倒木で立ち入りが制限されたり作業が難しかったりする中で、応援を含めて多くの体制で電気の復旧作業を急いでいただいたことについては感謝申し上げたいと思っております。

続きまして、6番目の質問でございますが、「今後、長雨や集中豪雨による流木現在の土石流発生の恐れがあるが、対処は」であります。現地調査により、緊急対応を要する箇所については国、県とも相談協議した上で、早急に対処したいと思っております。

続きまして、7番目の質問であります「村有林道と私有林道の識別ははっきりしているか」であります。林道の所有区分につきましては、ほとんどが村の所有だと思っております。それぞれの路線の中で、公図との所有確認はしていませんが、今後、調査を実施し、確認をしていきたいと考えております。

次に、8番目の質問の「有害獣防止柵の破損が朝日村等で多発したが、当村でも今後、推進する場合、教訓としたい所見を」ということでございますけれども、防止柵の設置については、計画ルート案の選定と緩衝帯整備幅を考慮した中で、実施するよう考えますということになります。

以上、第1回目の答弁といたします。

○議長(平沢恒雄君) 小林武司議員。

○5番(小林武司君) まず最初に、電力会社に責任は一応発生しないというような感覚が今現在は強いということで、確認中ということですが、そういう考え方でよろしいわけですね。

○議長(平沢恒雄君) 住吉総務課長。

○総務課長(住吉 誠君) 村長の答弁でありまして、そのとおりであります。

○5番(小林武司君) はい、わかりました。恐らく電気事業法とか、また電力を販売する営業基準の中に、また定款などあって、恐らくその中にも保険と同じように細か

くうたつてあるかと思われませんが、恐らくそんなような形になるかと思えます。

また、電力会社、非常に誠意をもって、大変な環境の中、本当によく復旧作業でも何でもやってくれていると思えますので、そういう定款などありましたら、その点も配慮して、えらい、村自体がちょっと強引すぎるような態度だと言われたいような方法がいいかとも思えます。

それから6番目の、長雨や集中豪雨による。あえて流木混在と言ったのは、やはりただの土石流と違って、流木とか石などが混じると、非常にダムがしやすい。そしてまた、今回の雨氷の発生した場所が非常に、どちらかというところ北北東の尾根筋の急斜面。それも大体、北斜面というかそっちにはほとんどカラマツ、その右あたりが松、その辺までが非常に被害が大きい。それで非常に急斜面で、倒木、それから折木が多い。ひどいところは恐らく1反歩とか、見渡す限りのところにまともな木は4本か5本しかないところもあると思えます。

そのぐらいひどい状況で、根の引っくり返って掘れたところに水がたまって、根がまだ生きていうちはいいけれども、もしかしたら1年ばかりではなくて長い間に、2年くらい、それから集中豪雨とかそういう、台風とか、雨の量とかそういうこともかかわってくると思えます。それと、大変に、ほとんど傾斜が急であるということで、監視は当然ドローンを使うとか言ったりしておりますけれども、しなければいけない。

でも、雨とかそういう予測、雨のときにはドローンもうまく使えないのかとか、それから傾斜地の土石流といいますのは微妙に動くのが、傾斜が変わるのですよね。そういったのを監視体制、もしかすれば地震と同じように、お金をかけて傾斜計とかそういうものを置くのはいいけれども、それはまず不可能と思えますので、簡単なことも考えられます。素人考えではいけないけれども、監視カメラとかそういうのもあるけれども、一番問題は送信方法とか配線しなければ通信が行えないとか、大変難しいのは、一番有効なのは今はドローンをうまく、どのぐらいうまく使えるかというのが。

○議長（平沢恒雄君） 小林議員に申し上げます。趣旨を簡潔にお願いいたします。

○5番（小林武司君） いつも言われて、申しわけない。

だから、二次災害が起きないように監視体制を、先ほど言われたとおりではあります。そういうほかにも機器を設置するのかどうか、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 何回も申し上げたのですけれども、まだ森林内、特に

沢筋等についての被害調査というのは、現地での被害調査というのはできていない状況であります。ですので、とりあえず全体での把握という部分を早く実施したいというふうに考えていますし、村内の中には砂防ダム、大きな唐沢、それから堂ヶ入というような大きな砂防ダムがあります。それに流れ込む沢筋等については、まだ安心ができるという部分もあるのですけれども、それ以外の沢については直接下流域に下るといふことも出てきますので、その辺も含めた中で調査をして対応していきたいというふうに考えています。

まだ機器を取りつけるとかいう部分でのところまでいっておりませんので、あくまでもどういう状況かという部分での把握をしたいということでもあります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） どうも。わかりました。いろいろと言って申しわけありませんでした。

それでは、7番目の林道の関係ですけれども、村有林道、村有地、村有林に関して、ほとんど村有林道というはあるわけですけれども、先ほど言いかけても、鳴籠川の関係等はほとんど私有林がずっと取り巻いているわけで、そういったものも凶面には道らしきものも一応載っているような気がするのですけれども、そういったものの整備とかそういうものは全く村ではタッチしないわけですか。ただ、河川の関係の管理と合わせたような中での道路とか、その辺、説明をわかりましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 村の林道と言われている部分で認定しているものは9路線あります。総延長で19.7キロであります。

それ以外、公図と確認をしなければいけないのですけれども、私有地での私有林道という言い方がどうかとは思うのですけれども、個人の所有地内の作業道というような言い方になろうかと思うのですけれども、そういう扱いになると思います。

沢筋についている道路という言い方なのですけれども、沢筋については多分、青線という形ですので、一般的には赤線というような林道というか、私道というものはついていないかと思えます。あくまでも沢の河川というような意味合いのものかというふうに捉えております。

そうした中でどのようにしていくかということでもありますけれども、周りが村有林であれば、当然、村での対応にはなってきます。その中で民有林という形であれば、

所有者とも確認した中で、危険性があるものについては取り除いていかなければいけないように考えておりますので、その辺はまた所有者と協議しながら対応はしていきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） どうも。青線というのはあまり詳しく知らなかったですけども、村道、村有林道というのが赤線ということでよろしいわけですね。青線というのが川の管理及び私有者の所有林道というか作業管理道。そういうことでいいかと思いますが。すみません、そんなことで。

ただ、これが先ほど言いかけたように、鳴籠川の関係は非常にそれがほとんど青線かと思われま。そういった場合に、事故が起きそうだと、上にダムの的なものができる危険なといったときに、すぐ重機とかそういうものが侵入できるかどうかという、今の状況はあまりよくないですね。昔ならかなりよかったけれども。そういったのを前もって、少しでも前もって、ある程度、奥というか、本当の奥ではなくても、前面の保護だけでも早めに所有者というか私有者と話し合っ進めておいたほうがいいのかなと思います。

ただ、先ほども言っているとおり、逆に水道<sup>みずみち</sup>をつくって、水を逆に誘導してしまうということもあるので、そこらは専門と見方がよかないとむしろ災害を大きくすることもあると思いますので。そんな考え、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） とりあえずは調査をした中で対応していきたいというふうに考えております。今ここでどうこうという部分では、ちょっと現況がつかめていませので、いろいろなケースが出てくるかとは思うのですけれども、とりあえずは現地を調査した上で、危険であるところは早急に対応していくという考えでおります。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） ありがとうございます。

それでは最後の、有害獣防止柵の関係ですけども、1月27日の第3回山形村鳥獣被害対策検討委員会の会議の折に、一応、27年度の9月くらいまでに調査し、関係者、里の人も山の所有者も、また全員の住民の賛同を得た中で、村長は一応そういう中で徹底して管理もしていただけるならば、防護柵を設置したいということを恐らく述べたと思いますけれども、そういった中で、今年予算の中にも、9月、この前

に準備期間を得て方針をしっかりしたいということですがけれども、今回の雨氷被害で非常に朝日村とか被害が大きかったわけですがけれども、雨氷だけでなく、山形も今後、昨日の雪とはまた違った、着雪という、雨氷とはちょっと違う、着雪とか台風などによる倒木、枝折れなどによる、せっかく設置した柵が破損するということは将来、当然考えられるわけですがけれども、その被害を少なくするためにも、幅員というか、広げるといような考えは今おありでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 防止柵の設置についてでありますけれども、先ほども村長が申しあげましたように、やはり森林というか、木との間隔をいかにとるかというところだと思います。当然、緩衝帯ということも出てきますので、その辺も含めた中で整備をし、設置をしていくということにつながっていくかと思っておりますので、その辺は今回、朝日村が大分被害が大きかったということの中も含めまして、村で設置をしていくときにはその辺も調整した中で対応していくということになるかと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 9月までに大体そういう内容を詰めるということになっていきますので、これを雨氷に関してもいい勉強の材料として活かしていただいています。

また、逆に山林の所有者にしてみれば、5、6メートルでいいと思ったのが場所によっては急斜面などは今度、伐採とかそういうことも考えた場合には、非常に、10メートルではなく20メートルぐらい幅を広くとる。そうすると、今度は木をつくれないう。やはり山林の所有者も、やはり利権も絡んでくるので、その辺の、ただ協力をお願いしますではなくて、やはり管理がしにくいとか、またそういう伐採のときの条件はどうするのかとか、そういう点も考えていっていただきたいと思っております。

そんなことで、あまりないと思ったのが、いろいろ変なことをしゃべってしまって申しわけないですがけれども、また、清水高原倒木災害という見出しで今まで、こうやって配布とかいろいろしているわけですがけれども、これだけ大きい災害で、雨氷という原因がやはり重要な見出しになるかと思っておりますので、雨氷という字を加えて、例えば清水高原雨氷災害というような名目というか、表題をして、記録に残ることと思っておりますので、そんなように変更してみたらどうでしょうか。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 対策本部棟はもう解散したわけですがけれども、今後、多分今年の3大ニュースにはトップぐらいで載ってくるかと思っておりますので、そのときには

どんなような名前で掲載するかについて、また協議したいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） よろしくお願ひします。

それから、もう1個、清水ホテルというか、スカイランドきよみずはどっちかという  
と別荘の管理と別荘地ということで、その辺の災害時の避難所にもなっていたわけ  
ですけれども、今回、そういう避難所としての機能を十分果たせたのかどうか、判断  
をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、清水寺の管理人さんについては、そういう避難所と  
いうようなことで、スカイランドのほうに避難していただきました。あと、残りの別  
荘の方、それぞれ何軒かあったわけなのですけれども、その方たちにもどうかとい  
うことでお話をさせていただいたのですけれども、それぞれ自分の別荘のほうにとどま  
ったというような状況だと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 以上で私の質問を終わりますけれども、風食だとか雨氷とい  
うことで、全国版でPRしたのはあまり、どちらかといえば好ましくない。本当はいい  
ことで山形を全国版でPRできたらと思いながら、この質問を終わりにしたいと思  
います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で小林武司議員の質問は終了しました。

これで一般質問はすべて終了しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） これで本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて  
閉議し散会といたします。散会。

（午後 4時48分）